

第3次 小矢部市男女共同参画プラン

一人ひとりが輝く豊かなまち おやべ

2023年（令和5年）3月
富山県小矢部市

はじめに

男女共同参画社会の実現は、国において、少子高齢化対策やワーク・ライフ・バランスの現状等の観点からも積極的な議論や取組みが展開され、最重要課題の一つとして位置づけられています。また、世界に目を向けると、平成 27 年（2015 年）に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）においても 17 の目標の一つとしてジェンダー平等の実現が掲げられています。

小矢部市では、平成 15 年（2003 年）「小矢部市男女共同参画プラン」を策定し、社会を構成する一人ひとりが性別に関係なく互いに認め合い、仕事、家庭、地域、学校などあらゆる分野において参画する機会を平等に有し、喜びも責任もともに分かち合う、男女共同参画社会の実現を目指して様々な取組みを行ってきました。

その一方で先般発生した新型コロナウイルス感染症の影響による女性をとりまく雇用情勢の悪化や、家事、育児、介護といった家庭内における性別による役割分担の偏り、さらに DV 被害や相談の増加など、新たに様々な社会問題が顕在化している状況です。

このような状況のなか、小矢部市では第 2 次計画期間が終了することに伴い、新たに「第 3 次小矢部市男女共同参画プラン～一人ひとりが輝く豊かなまち おやべ～」をとりまとめました。家庭や職場等におけるジェンダー平等に関する市民の皆様の意識や社会参画の実態を踏まえ、これまでの計画の推進状況や社会経済の動向などを鑑みながら策定した新しいプランでは、ジェンダー平等を実現するために、根強い男女の役割への決めつけや無意識の思い込みの解消、時短勤務やテレワークの推進、オンラインの活用による柔軟な働き方の実現といった時宜を得た視点を加えた見直しを行いました。

また、平成 31 年（2019 年）3 月に策定しました第 7 次小矢部市総合計画では、「魅力・安心・充実 おやべ」の実現を目指し、基本目標「市民と行政が協働して自治体経営を支えるまち」の中で「男女共同参画社会の推進」を位置づけ、諸施策を実施しているところです。総合計画をはじめとする他計画等との整合性も図りながら、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指し、今後も着実に取組みを進めてまいります。

終わりに、本プランの策定にあたり、市民の皆様には、アンケートなどにより貴重なご意見をいただきましたことに感謝を申し上げるとともに、ご意見やご協力をいただきました小矢部市男女共同参画推進会議委員や小矢部市男女共同参画推進員を始め、関係者の皆様にご心より御礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月



小矢部市長 桜井 森夫

目次

ページ

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の構成・期間と位置付け	3
(1) 計画の構成・期間	3
(2) 計画の位置付け	3
3. 計画策定の背景	4
(1) 男女をとりまく環境の変化	4
(2) 小矢部市の現況	8
(3) 世界・国・富山県・小矢部市の動き	13

第2章 計画の基本的考え方

1. 基本理念	18
2. 基本目標	19
3. 特に重要な視点	20
4. この計画の目指す男女共同参画社会の姿	22

第3章 計画の内容

1. 体系図	24
2. 目標別計画	26
基本目標Ⅰ 自分らしさを尊重する意識・風土づくり	26
基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進	33
基本目標Ⅲ 一人ひとりの自立を促す環境づくり	39
基本目標Ⅳ 人権を擁護するしくみづくり	51
基本目標Ⅴ プランの推進	59
計画関連成果目標一覧	64

資料編

・「第3次小矢部市男女共同参画プラン」策定に関する組織	66
・小矢部市男女共同参画推進会議規則	67
・小矢部市附属機関条例	68
・計画策定の経緯等	69
・男女共同参画社会基本法	70
・富山県男女共同参画推進条例	74
・男女共同参画に関するアンケート調査結果	77



第1章 計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

小矢部市では、2003年（平成15年）に市の第1次計画となる「小矢部市男女共同参画プラン」を、2013年（平成25年）には「小矢部市男女共同参画推進プラン（第2次）（以下、2次プラン）」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

この結果、市民の男女共同参画社会への理解は深まり、女性の就業者の割合が高く推移している一方で、男女の固定的な役割分担意識は根強く残り、配偶者やパートナーからの暴力に関する相談件数も増加傾向にあるなど、未だ多くの課題が残っています。

こうした課題や急速に進行している少子高齢化等の社会情勢の変化に対応していくため、男女を問わず、すべての人がその個性と能力を十分に発揮し、喜びも責任もともに分かち合う男女共同参画社会を実現することは、私たち一人ひとりが、いきいきと暮らしていくためにも、活力ある小矢部市を築いていくためにも必要不可欠です。

このようなことから、現在の社会情勢等を反映し、2次プランにおける成果や問題点を踏まえて本市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、「第3次小矢部市男女共同参画推進プラン（以下、第3次プラン）」を策定するものです。



2. 計画の構成・期間と位置付け

(1) 計画の構成・期間

この計画は、「基本理念」に基づき、「基本目標」を定めます。基本目標の推進を図る「目標別計画」においては、それぞれに「重点課題」を示し、その対応策としての「施策の方向」と「具体的施策」を掲げます。

この計画は、2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）までの10ヶ年を計画期間としています。実施計画については、取組の主体等を示すとともに、2027年度（令和9年度）までを前期とする「成果目標」を示します。

なお、計画の推進状況や社会情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行います。

	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)	2029 (令和11)	2030 (令和12)	2031 (令和13)	2032 (令和14)	(年度)
基本計画	3次プラン										
実施計画	前期実施計画					後期実施計画					

(2) 計画の位置付け

第3次プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画であり、国の「男女共同参画基本計画」、県の「富山県民男女共同参画計画」の趣旨を十分に踏まえます。

また、本市においては「第7次小矢部市総合計画（以下、総合計画）」の基本目標「市民と行政が協働して自治体経営を支えるまち」のなかで、「男女共同参画社会の推進」を目標の一つとして位置づけており、「男性も女性も自立した人間として、家庭・地域・職場などのあらゆる場で輝く男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進」することが示されています。

本プランは総合計画及び本市のさまざまな計画に掲げられている関連政策を、男女共同参画の視点から再構成するものであり、その整合性に配慮するとともに、その取組の充実を図るものです。

3. 計画策定の背景

(1) 男女をとりまく環境の変化

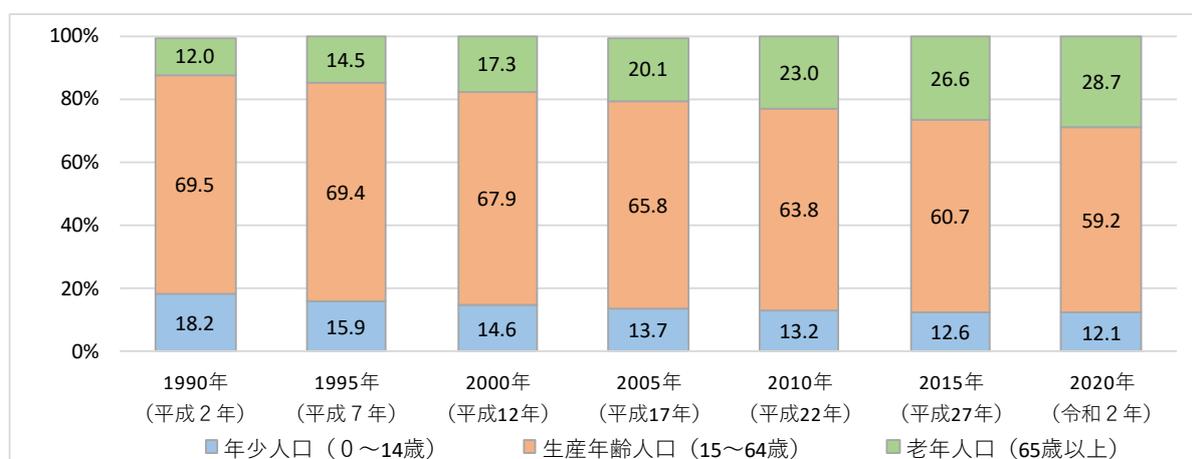
1) 少子高齢化の進展

日本の人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、老年人口率（65歳以上の人口割合）は1990年（平成2年）の12.0%から2020年（令和2年）の28.7%へと急速に上昇しています。その一方、年少人口率（14歳以下の人口割合）は1990年（平成2年）に18.2%であったものが2020年（令和2年）は12.1%に減少しています。今後も老年人口率が年少人口率を上回る傾向は続き、少子高齢化社会がますます進行することが予測されています。

また、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に産む平均の子どもの数）については、2005年（平成17年）の1.26を底にその後若干回復したものの、2020年（令和2年）には再び減少に転じ、人口維持の目安とされる2.08にはほど遠い状況です。

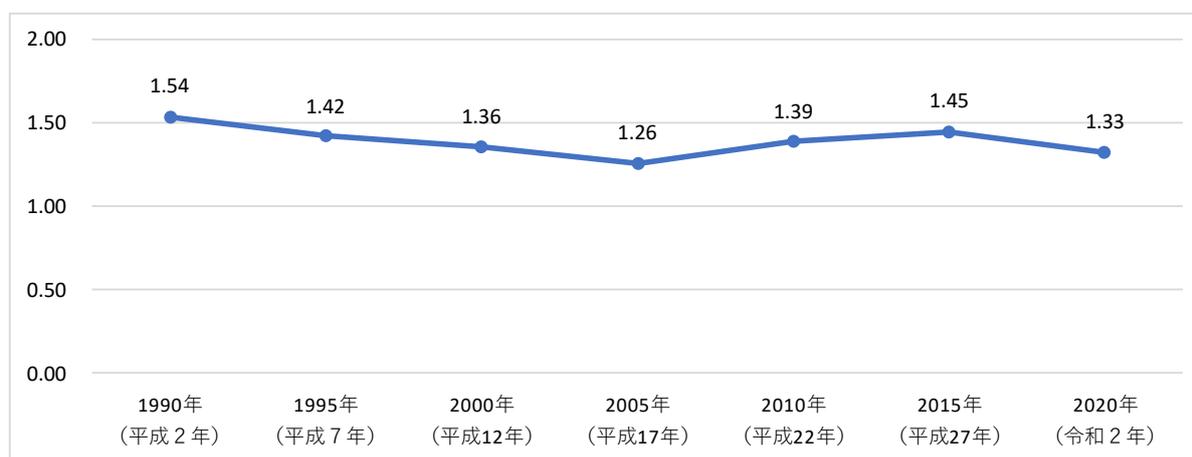
このように、わが国における少子高齢化が急速に進むことにより、生産年齢人口率（15歳以上64歳以下の人口割合）は今後とも減少し続けると予測され、労働力や消費需要の減少、地域コミュニティの衰退等に繋がり、地域経済への影響や公的負担の増大など様々な影響を及ぼすことが懸念されます。

図1. わが国の年齢別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

図2. わが国の合計特殊出生率の推移



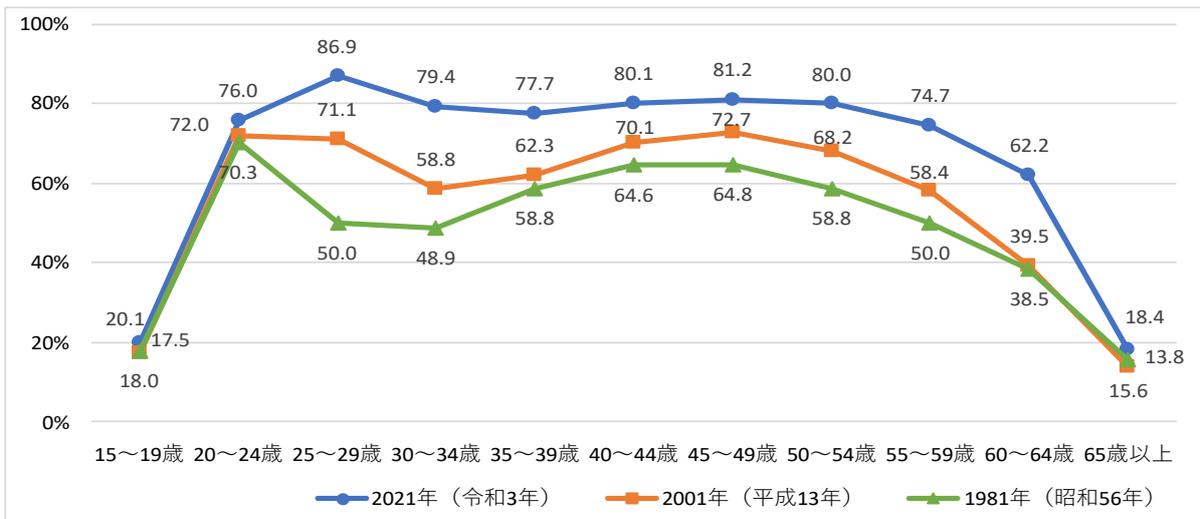
資料：厚生労働省「人口動態統計」

2) 女性の就業意識の高まり

日本の年齢階層別女性労働力率の推移をみると、これまでは20代後半から30代前半にかけて一旦低下し、育児が落ち着く30代後半以降に再び上昇するM字カーブを描いていました。しかし、2021年では20代後半でピークを迎え、30代後半で底となるなど後に移行するとともに、M字カーブも緩やかになっています。

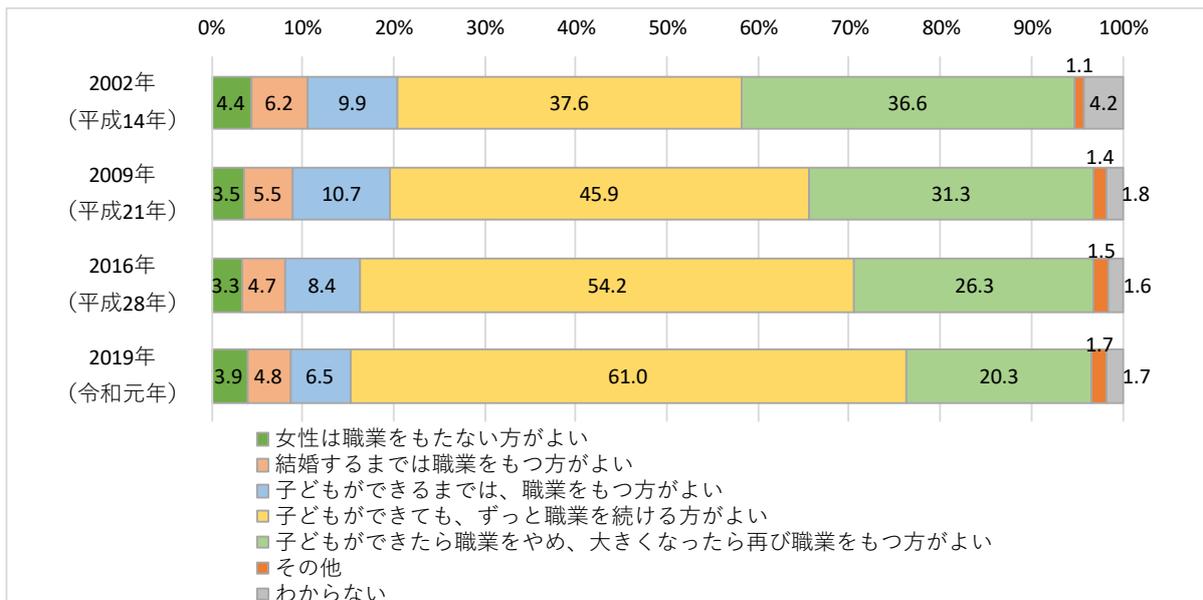
その一方で女性が職業をもつことに対して、継続的な就業を求める意向はますます高くなっています。女性が仕事を続けていく上で、結婚や出産、育児が障害とならないよう、女性の能力が発揮され社会に参画できるシステムづくりと女性に集中しがちな育児の負担軽減が必要です。

図3. わが国の年齢階層別女性労働力率の推移



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」より作成

図4. 女性が職業をもつことに対する意識の推移



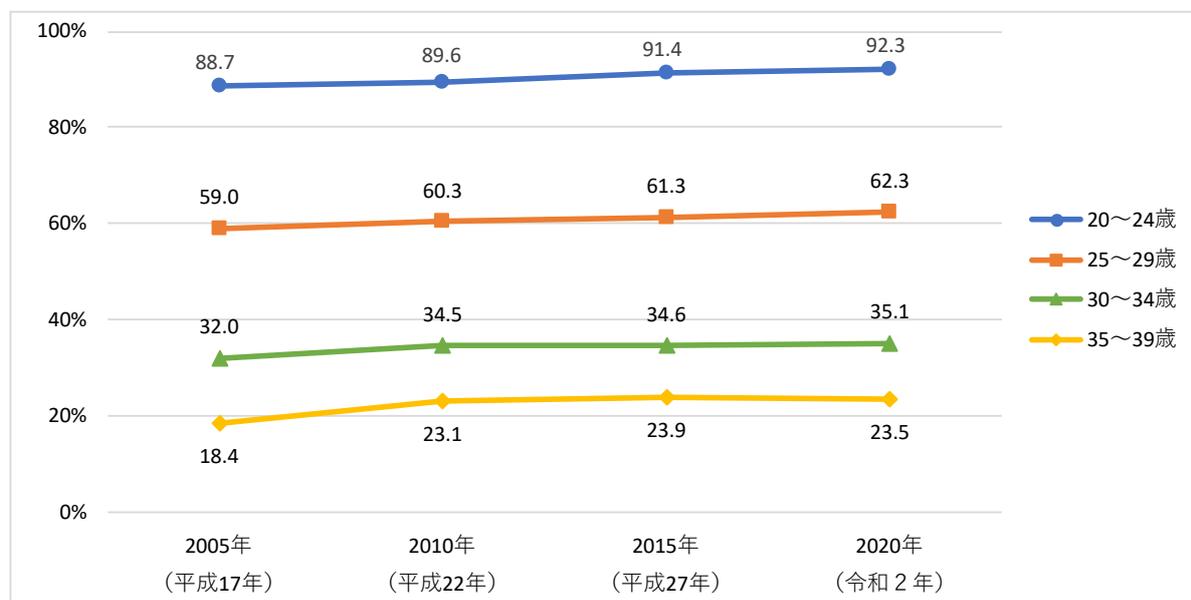
資料：内閣府大臣官房政府広報室「男女共同参画社会に関する世論調査」

3) ライフスタイルの変化

時代の変化とともに、人々の価値観は多様化し、そのライフスタイルも多様化してきています。女性の未婚者の割合は、いずれの年代でも増加傾向となっており、晩婚化や結婚しない道を選択する女性が増えつつあります。

男性においても、経済の停滞から生じる雇用システムの変化や男性自らの意識の変化等により、従来の仕事中心の生き方から、家庭生活や個人としての生きがいを重視する人が増えてきています。今後も、このような傾向がますます強まることが予想されることから、男性も女性も性別にかかわらず、自らの意思により様々なライフスタイルを選択できる社会の形成が必要です。

図 5. わが国の年齢階層別未婚者割合の推移（女性）



資料：総務省「国勢調査」

4) コロナ禍における経済活動と雇用環境の変化

2019年末に発生した新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）は世界規模で人々の生命や生活に大きな影響を及ぼしました。国内においては、2020年1月に最初の感染者が確認された後、感染者数の増加を受けて4月には1回目の緊急事態宣言が発令され、外出の自粛や接触機会の削減などが進み経済活動が抑制されることとなりました。インバウンド需要の消失や、サプライチェーンを通じた生産や流通の停滞をはじめ、新型コロナによる様々な影響が社会活動、経済活動に及び、なかでも大きく打撃を受けた飲食・宿泊業等のサービス業では、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化しました。2020年には雇用者数の減少は性別を問わずともにみられましたが、とりわけ女性の非正規雇用労働者の減少が大きく、雇用調整の対象となりやすい状況が顕在化しました。

一方、職場等への出勤抑制に伴い企業ではテレワークの導入や普及が進み、積極的に活用されるようになりました。ICTを活用することで、時間や場所を限定しない柔軟な働き方を実現できるテレワークは、労働形態の改革や事業継続性の向上とともに多様な働き方をもたらすことが期待されています。

現在も新型コロナは感染の波を繰り返しており、不透明な状況が続きますが、感染症の拡大防止と経済活動の両立という困難な状況に直面しながら、将来にわたって持続可能で弾力性と活力に富んだ社会の構築がわが国の重要な課題となっています。

5) ボランティア意識とまちづくりに対する市民意識の高まり

東日本大震災や熊本地震をはじめ、わが国では近年、大規模な自然災害が相次いでいます。その復旧・復興には、地元だけでなく全国から駆けつけたボランティアの人々が大きな役割を果たしています。これまでは、一般に世代があがるほどボランティア活動を行う割合は高くなる傾向があるとされてきましたが、近年はボランティア活動が学校教育課程でも取り上げられ、ボランティア経験のある人の割合は、29歳以下が最も高いという結果が出ています。

一方、市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていかこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化等から、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなっていることから、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていくことが必要とされています。



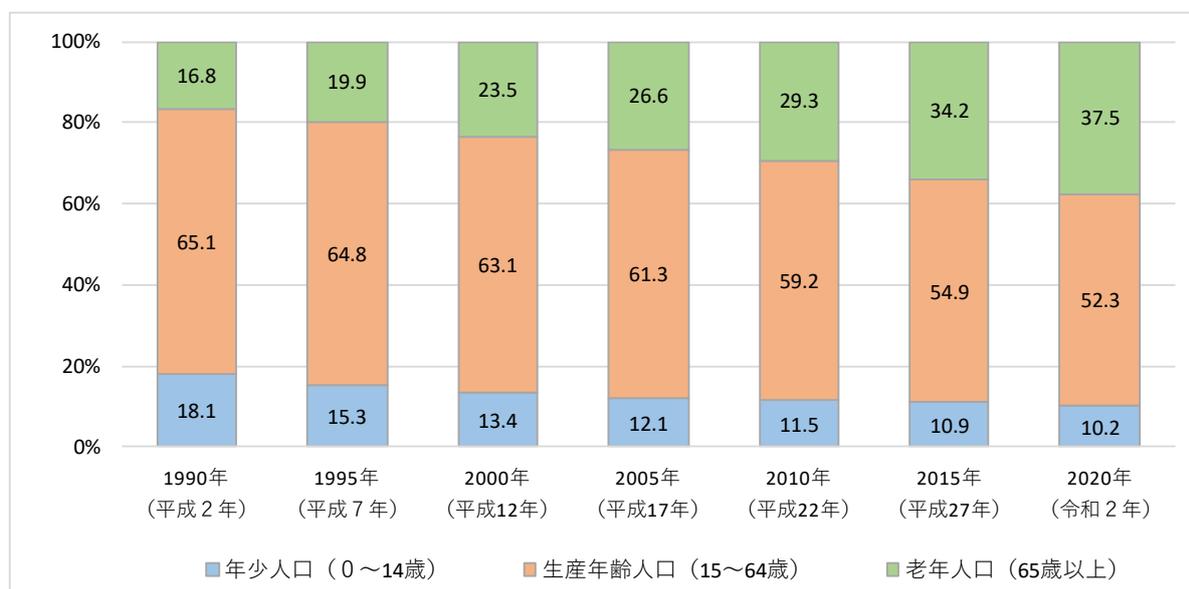
(2) 小矢部市の現況

1) 年齢別人口・世帯人員別世帯数の推移

小矢部市の人口に占める高齢者の割合は年々増加しており、老年人口率（65歳以上の人口割合）は1990年（平成2年）に16.8%であったものが、2020年（令和2年）は37.5%（国28.7%、県32.6%）となっています。一方、年少人口率（14歳以下の人口割合）は1990年（平成2年）に18.1%であったものが、2020年（令和2年）は10.2%（国12.1%、県11.2%）と減少し続けており、国、県を上回る水準で高齢化が進んでいます。

また、人口が減少する一方で、世帯数は増加傾向となっており、特に「1～2人」世帯の増加が進んでいます。未婚率の増加や核家族化の影響を受け、今後も多世代同居は減少し、単独世帯が増えることが予測されます。

図6. 年齢別人口の推移



資料：総務省「国勢調査」

図7. 世帯人員別世帯数

年	人口	世帯数	一般世帯						施設等の世帯	
			世帯数	世帯人員	1～2人	3～4人	5～6人	7人以上	世帯数	世帯人員
1990年 (平成2年)	36,374	8,604	8,564	35,763	1,887	2,955	2,789	933	40	601
1995年 (平成7年)	35,785	9,111	9,081	35,174	2,638	3,037	2,510	896	30	611
2000年 (平成12年)	34,625	9,328	9,306	33,930	3,031	3,300	2,278	697	22	694
2005年 (平成17年)	33,533	9,502	9,502	32,572	3,513	3,429	1,980	580	30	957
2010年 (平成22年)	32,067	9,581	9,547	31,042	3,843	3,517	1,686	501	34	1,025
2015年 (平成27年)	30,399	9,517	9,478	28,295	4,208	3,396	1,473	401	39	1,104
2020年 (令和2年)	28,983	9,726	9,673	27,793	4,704	3,472	1,203	294	53	1,190

資料：総務省「国勢調査」

2) 男女共同参画に関するアンケート（令和4年度実施）から

①家庭での家事・育児・介護の役割分担

家庭での夫と妻の役割に対する考え方について、「夫も妻も共同して家事・育児・介護をするべきである」との考えに、「賛成」「どちらかといえば賛成」が87.1%（平成29年度調査では86.6%）を占めています。また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考えには「反対」「どちらかといえば反対」は62.1%（平成29年度調査では49.6%）となっており、家庭での性別による役割分担意識は徐々に変化してきていると考えられます。

しかし、実際の役割分担をみると、「妻」や「その他の人（女性）」の割合が大きく、日常的な家事の多くを女性が担っていることが窺えます。

家庭の役割分担についての意識は変わってきていますが、実際の役割分担では、相変わらず女性の負担が大きく、今後、男女共同参画を進めるにあたってジェンダー・ギャップを解消していく必要があります。

図8. 夫と妻の役割に対するという考え方についての意見

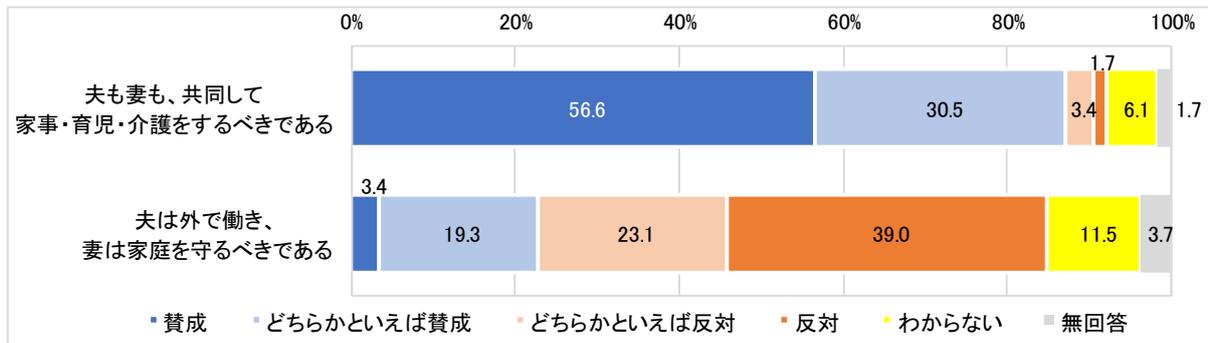
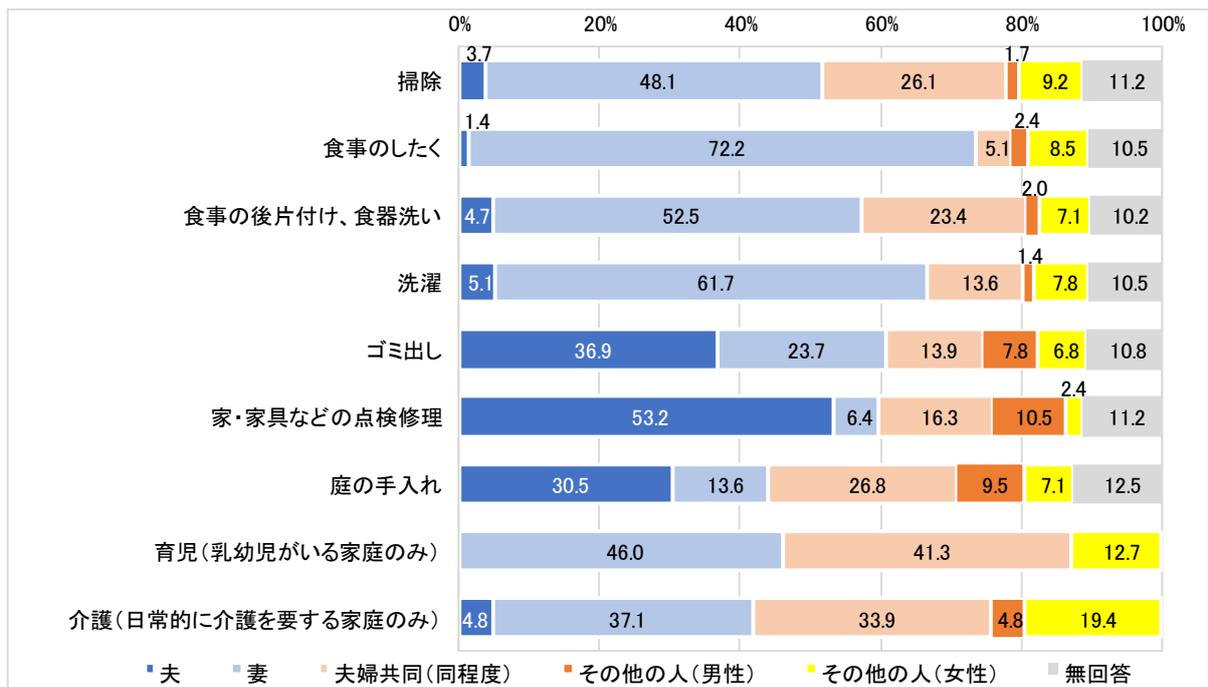


図9. 実際の家庭での役割分担



②政策・方針決定過程等への女性の参画

政策・方針決定過程等への女性の参画について、「女性の意見が政治や行政にどの程度反映されているか」との問いに、「あまり反映されていない」「ほとんど反映されていない」が55.3%と半数以上を占めています。

反映されないと思う理由は、「男性の認識、理解が足りない」「社会の仕組みが女性に不利である」「女性議員が少ない」という回答において4割以上となっています。女性の意見を政治や行政に反映させるためには、男女共同参画社会の実現に向けた社会の意識の変革と政策・方針決定過程等への女性の参画を進めていくことが課題となっています。

図 10. 女性意見の政治・行政への反映

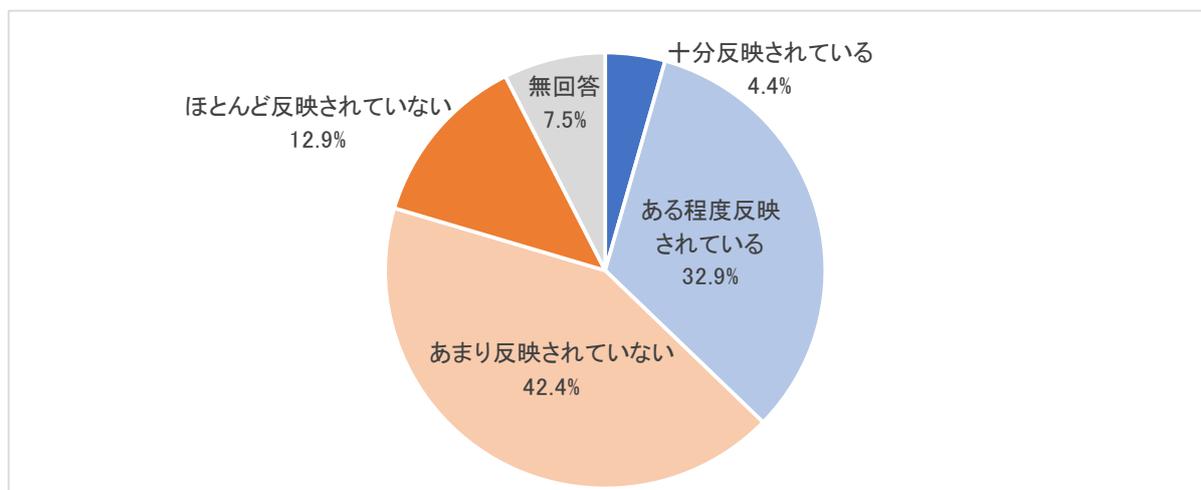
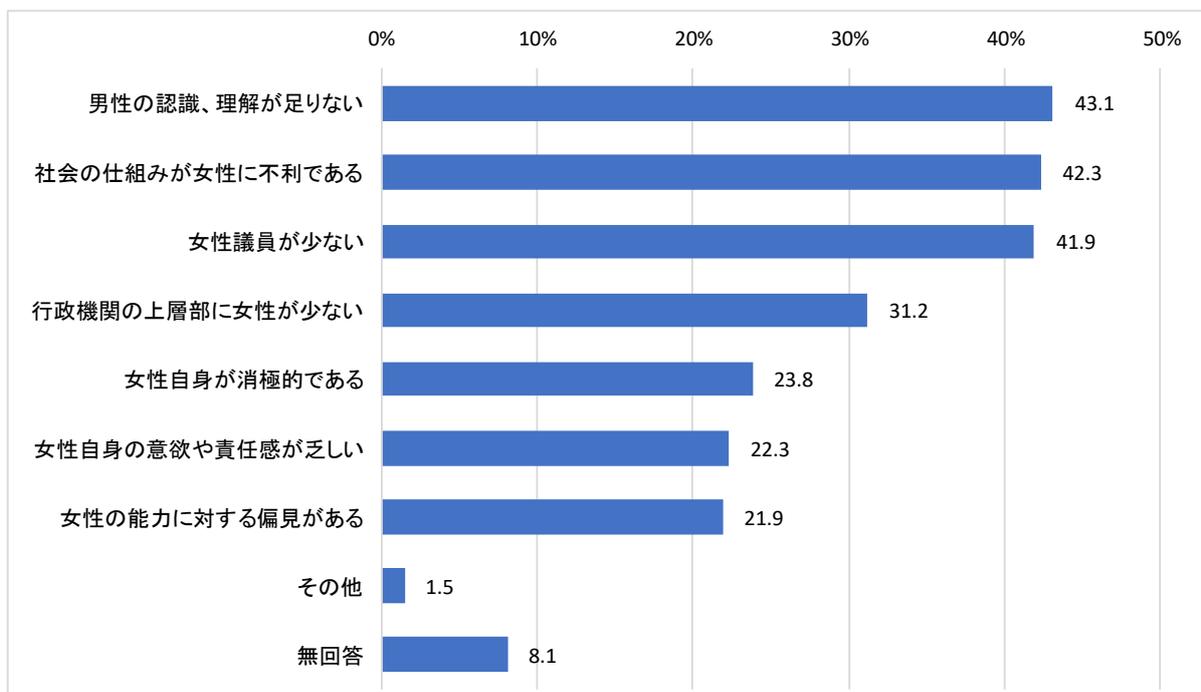


図 11. 女性の意見が十分に反映されていないと思う理由（複数回答）



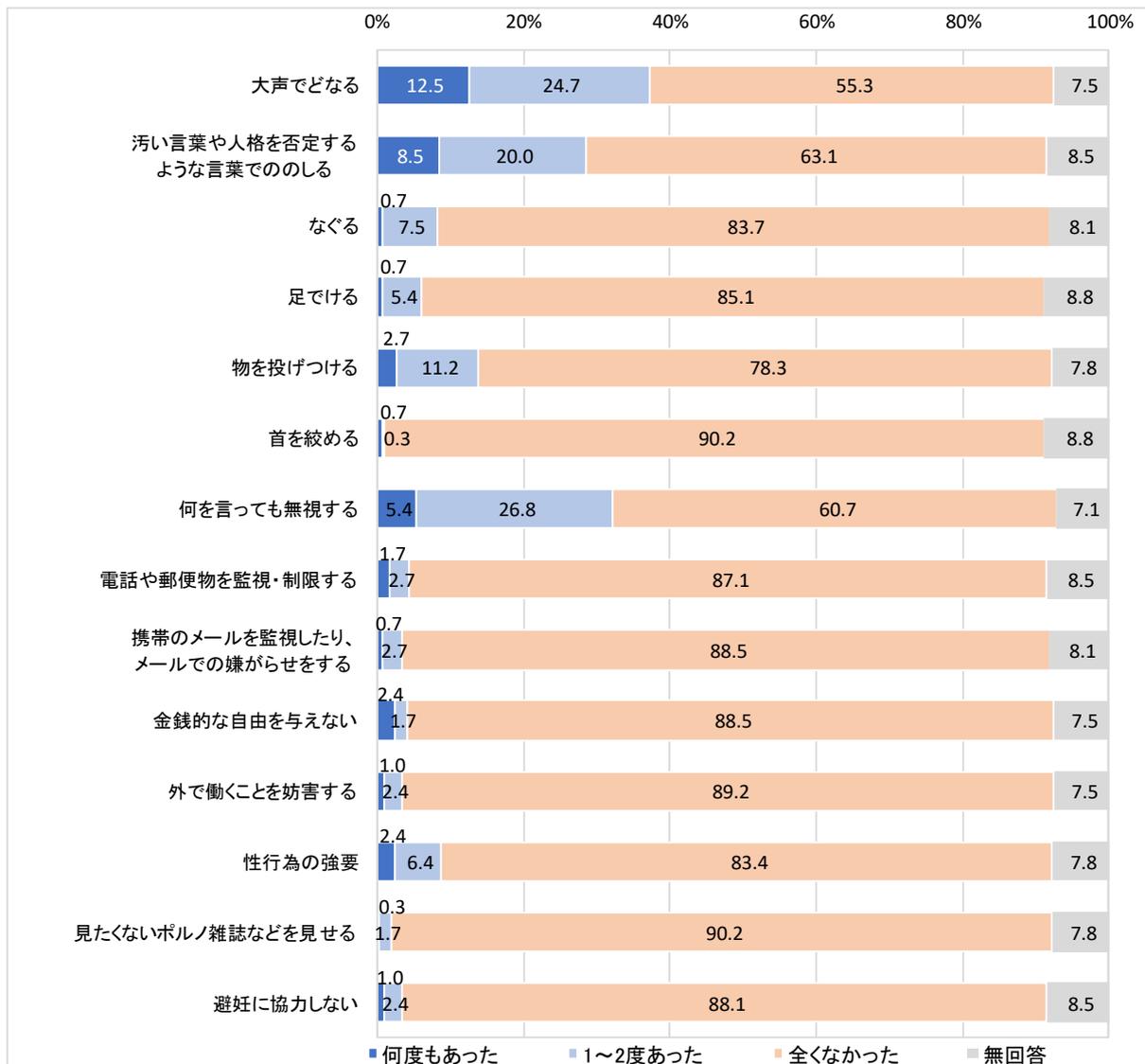
③DV（配偶者やパートナーからの暴力）

DVを受けた経験について、調査を行った14項目のDV行為について、いずれかの行為が「何度もあった」「1～2度あった」と回答した割合は52.5%と半数を超えています。DV被害が顕在化していることから、あらゆる暴力の根絶は男女共同参画社会を実現する上での重要な課題として、解決していく必要があります。

図12. DVを受けた経験（全体）



図13. DVを受けた経験（行為別）



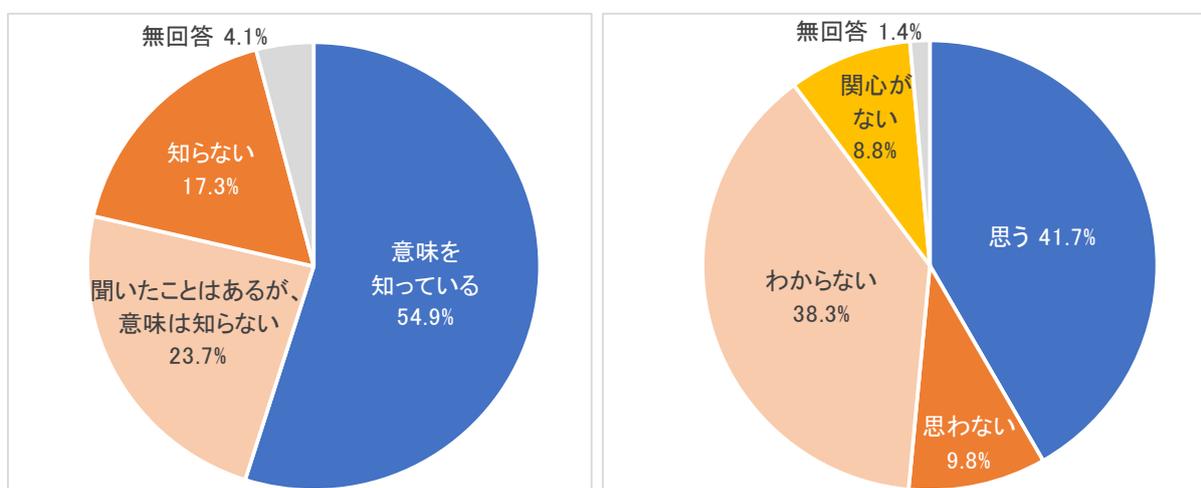
④性的少数者（セクシャル・マイノリティ、LGBT 等）

性的少数者（セクシャル・マイノリティ、LGBT 等）という言葉について「意味を知っている」とする割合が 54.9%と半数を超えた一方で、「聞いたことはあるが、意味は知らない」「知らない」は 41.0%となっています。

また、性的少数者にとって生活しづらい社会だと思うかという問いには「思う」が 41.7%で最も高くなっています。さらに「わからない」「関心がない」の2項目は 47.1%となっています。性的少数者に対する理解を示し偏見や差別意識をなくすことは、性的少数者に限らず、誰もが自分らしく安心して生きられる多様性のある社会形成にとって大切な視点となっています。

図 14(左)．性的少数者（セクシャル・マイノリティ、LGBT 等）の認知

図 15(右)．性的少数者にとって生活しづらい社会か



※男女共同参画に関するアンケート

- 1 実施目的 第3次小矢部市男女共同参画プラン策定の基礎資料とする。
- 2 調査地域 小矢部市全域
- 3 対象者 小矢部市在住の満 18 歳以上の男女 800 人を無作為抽出
- 4 調査期間 2022 年（令和 4 年）9 月 26 日～10 月 11 日
- 5 調査方法 郵送及び WEB による調査
- 6 有効回答 295 件（35.9%）

(3) 世界・国・富山県・小矢部市の動き

1) 世界の動き

国連は、1975年(昭和50年)を「国際婦人年」とし、それに続く1985年(昭和60年)までを「国連婦人の10年」と定めて、以降女性の地位向上のための取組を本格的に開始しました。

1979年(昭和54年)の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択、1985年(昭和60年)の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」等を経て、1995年(平成7年)に「第4回世界女性会議」(北京会議)が開催され、2000年(平成12年)までの行動指針である「北京宣言及び行動綱領」が採択され、女性のエンパワメントを図るための課題が提示されました。

2000年(平成12年)の「女性2000年会議」(ニューヨーク)では、「北京宣言及び行動綱領」の目的と目標の達成に向け「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」が採択されました。

2005年(平成17年)の「第49回国連婦人の地位委員会(北京+10)」(ニューヨーク)では、「北京宣言と行動綱領」の完全実施に向けて、取組の必要性を再確認する宣言を採択しました。

2010年(平成22年)「第54回国連婦人の地位委員会(北京+10)」、2015年(平成27年)に「第59回国連婦人の地位委員会(北京+10)」が開催され、「北京宣言」と「行動綱領」の実施の確認等が協議されました。

2015年には国連で持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントを達成することを目指す」ことがうたわれています。

2) 国の動き

国においては、1977年(昭和52年)、「国内行動計画」が策定され、以後、計画的な取組が推進されています。

1994年(平成6年)には、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置され、1996年(平成8年)には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年(平成11年)には男女の人権の尊重等を基本理念とした「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置付けられました。また、男女共同参画社会基本法に基づいて、2000年(平成12年)には、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、2001年(平成13年)に内閣府に「男女共同参画会議」が設置され、また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、配偶者からの暴力の防止や被害者の保護に取り組むことになりました。さらに、2003年(平成15年)には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした「次世代育成支援対策推進法」(以下「次世代法」という。)が制定されました。(平成27年3月末までの時限立法でしたが、平成26年4月に次世代法が改正され、法律の有効期限が平成37年3月末まで10年間延長されました。)

2015年（平成27年）、働きたい女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立するとともに、男性中心型労働慣行等の変革等の視点を踏まえた「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。さらに、2017年（平成29年）には、「長時間労働の是正」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」、「女性・若者が活躍しやすい環境整備」等の9つの柱立てからなる「働き方改革実行計画」が働き方改革実現会議において決定されました。

翌2018年（平成30年）には、諸外国に比べて大きく遅れている政治分野における女性の参画を積極的に推進することを目的に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。

2020年（令和2年）5月には、東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じたことから、地方公共団体が災害対応に当たって取り組むべき事項をまとめた「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されるとともに、同年12月には男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

3) 富山県の動き

富山県においては、1981年（昭和56年）の「婦人の明日をひらく富山県行動計画」、1987年（昭和62年）に「21世紀をめざすとやま女性プラン」、1992年（平成4年）に「新とやま女性プラン」、1997年（平成9年）に「とやま男女共同参画プラン」を策定し、女性の地位向上の取組を進めてきました。

2001年（平成13年）に、「富山県男女共同参画推進条例」を制定し、同年、この条例に基づく「富山県民男女共同参画計画」が策定されました。

2007年（平成19年）には、「富山県民男女共同参画計画（第2次）～ともに築き輝く男女共同参画社会の実現～」、2012年（平成24年）には「富山県民男女共同参画計画（第3次）～男女がともにつくる未来とやま～」、2017年（平成29年）には「富山県民男女共同参画計画（第4次）～男女がともに輝く未来とやま～」が策定されました。

併せて、2006年（平成18年）に策定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（富山県DV対策基本計画）」については、DV防止法の改正に伴い、更なる被害者支援対策を図るため、2009年（平成21年）、2016年（平成28年）に計画が改定され、現在、社会全体で配偶者やパートナーからの暴力（DV）の根絶を目指しています。

4) 小矢部市の動き

小矢部市においては、婦人会を中心として、女性の地域活動が推進されてきた中で、1992年（平成4年）に、連合婦人会をはじめとする福祉・産業・ボランティア等各分野の23団体が結束し、「小矢部市女性団体連絡協議会」が結成され、「小矢部市女性議会」や「女性フォーラム」を

開催するなど、女性の地位向上や男女共同参画の実現に向けた様々な活動が展開されています。

また、小矢部市男女共同参画推進員が中心となり、男女共同参画市民フォーラムや各地区等での出前講座、各種意識調査、市広報によるPR、男女共同参画PR誌「ぼだい樹」の発行等の啓発事業に取り組んできました。

2003年（平成15年）には、第1次計画として「小矢部市男女共同参画プラン～女と男が輝く豊かなまち おやべ～」を策定、2013年（平成25年）3月に「小矢部市男女共同参画プラン（第2次）～自分らしく ともに歩む まちづくり～」を策定しました。2018年（平成30年）3月にはその改訂版として、女性の活躍推進や配偶者等からの暴力根絶に向けて一部改正を行うとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」による基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の推進計画と位置づけ、諸施策を実施してきました。

なお、この計画の進行管理を行うことを目的として、2006年（平成18年）に「小矢部市男女共同参画推進協議会」を設置、その後2017年（平成29年）に改めて「小矢部市男女共同参画推進会議」として設置しました。

さらに、2014年（平成26年）12月22日には、男女共同参画社会の実現に向けて「小矢部市男女共同参画都市宣言」を行い、市民意識の一層の高揚と気運の醸成を図ってきました。

加えて、本市では持続可能な開発目標SDGsを支援しており、第2期ルネサンス総合戦略に掲げる施策の展開に当たっては、SDGsを構成する持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットを意識して事業に取り組むこととしています。

本計画の推進をとおして、目標の5番目「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、SDGsの目標達成に貢献します。





第2章 計画の基本的考え方



第2章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

一人ひとりが輝く豊かなまち おやべ

この計画は、市民一人ひとりがその人生を豊かに、輝きながら生きていける地域社会の形成を目指すものです。

急速に変化する経済・社会環境の中で、一人ひとりの人権を尊重し合い、それぞれの個性・能力が発揮できる新しい社会の実現が必要となっています。

しかしながら、実際には、「女性は家事」「男性は仕事」といった考えが根強く、家庭では、家事・育児・介護における女性への過重な負担が見られるのが現状です。また、女性にとって、働きながらの子育てや育児後の復職・就労が困難なことが、今日の少子社会の大きな要因の一つとなっています。

一方、政治や地域社会・職場等の場において、方針決定や企画段階での女性の参画は依然として少なく、その意見が十分反映される態勢となっていません。

これからは、一人ひとりがともに、社会の対等な構成員として、等しく、その人権が尊重され、社会参加意欲に溢れた女性が、自らの責任と選択によって、生き生きと活躍でき、男性も、家庭や地域の中で、自分らしい生き方を楽しめる社会が求められています。

このことは、これまでの「男だから」「女だから」といった固定的な性別観念にとらわれて、男性あるいは女性に偏重していたそれぞれの負担を、互いに分かち合い、男女相互のバランスのとれた社会を目指すものでもあります。

本計画は、「男」及び「女」という画一的な枠で個々人を捉えるのではなく、一人ひとりの個性を尊重し、多様な生き方を認め合う生き生きとした社会を、一人ひとりが協力してつくっていかうとするものです。大切なことは、「男」「女」といった観念にとらわれず、誰もが、自らの意思と責任において、自由な選択が可能となり、また、社会のあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会の形成であり、そのための「意識の変革」と「社会のしくみづくり」が重要と考えるものです。

本市では、こうした考えに基づき、男性も女性も、自立した人間として、家庭・地域・職場・学校等のあらゆる場で輝き学び、男女共同参画社会の実現をめざし、「一人ひとりが輝く豊かなまち おやべ」を合い言葉に、本計画を策定し、総合的かつ計画的な施策に取り組んでいきます。

2. 基本目標

I 自分らしさを尊重する意識・風土づくり (ジェンダー平等意識の確立)

ともに見直す

すべての人が性別に関わらず個人として尊重されるという人権意識を高めるために、社会制度や慣習、教育環境等についてともに見直していきます。

II 政策・方針決定の場への男女共同参画の推進 (一人ひとりがともに進めるまちづくり)

ともに進める

政策や方針決定の場への女性の参画、あらゆる分野における女性の参画力を高めることにより、まちづくりを一人ひとりがともに進めていきます。

III 一人ひとりの自立を促す環境づくり (社会活動等への男女共同参画の推進)

ともにつくる

男女共同参画社会の実現のために、個人において、精神的な自立、家庭における生活面での自立、就労の場での経済的な自立、地域の場での社会的な自立をしていくための環境をともにつくっていきます。

IV 人権を擁護するしくみづくり (一人ひとりの心とからだの尊重)

ともに守る

人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、一人ひとりが対等に生活できる社会を目指すために、個人としての尊厳やジェンダー平等に関する意識啓発に努め、人権をともに守っていきます。

V プランの推進

ともに拡げる

プランを進めていくにあたり、行政、家庭、学校、地域、事業所、各種団体が、様々な立場で責任を担い、協力しながら施策をともに拡げていきます。

3. 特に重要な視点

第3次プランを策定するにあたり、特に重要な視点として次の5つを掲げ取組みます。

①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と働き方・暮らし方の見直し

従来、性別による固定的役割分担意識や職場優先の組織風土を背景に、男性を中心に長時間労働が多く行われ、家事・育児等の負担の多くを女性が担ってきました。

このため、これまで仕事をしてきた女性の多くが子どもの出産を機に仕事か子育てかの二者択一を余儀なくされるなど、仕事と生活の調和は十分に実現されておらず、こうした負担感が、未婚率の上昇や出生数の減少に影響を与えているとも指摘されています。

長時間労働を前提にした働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、女性の経済社会への参画拡大を進める上で不可欠であると同時に、超過勤務の縮減等の業務効率化に伴う生産性の向上等を通して、企業や経済社会の活性化につながるという観点からも重要です。

一人ひとりがともに健康を維持しながら、地域活動、趣味・学習等を通じた自己実現を図るとともに、育児・介護等、家庭での役割を果たしつつ安心して暮らしていくためにも、仕事と生活の調和の推進はますます重要になると考えられます。企業のトップや管理職の意識改革とともに、働く者自身の意識を変え、働き方・暮らし方について見直し、職場の風土を変えていくことが最も重要な課題となっています。

そのためにも、子育て支援・介護支援の施策との連携を図りながら、市民、企業、行政等が、連携し、仕事と生活の調和の実現に向けて取組むことが必要です。

②あらゆる分野における女性の参画拡大

小矢部市では、審議会・委員会や会社の管理職へ進出した方がよいという意見が5割を超える一方、審議会等への参画や管理職等への登用が十分に進んでいないなど、女性の意欲と能力を十分に活かしきっているとはいえません。

今後、ますます人口減少や人口構成の変化が進む中、各分野で女性の登用を促進し、女性が持てる力をこれまで以上に発揮し活躍できる環境をつくることは、これからの小矢部市の活力を創造するうえでも必要不可欠なことです。

女性の登用を促進するためには、まず行政が率先して政策決定過程への女性の参画を推進することが必要です。また、事業者・団体等における女性管理職の登用等を促進し、経営決定の場において女性の能力を生かす仕組みづくりが必要です。

③配偶者等からの暴力の根絶

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その背景には性別による社会的地位や経済力の格差等の社会的・構造的な問題があるといわれています。DVの根絶は、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。また、コロナ下における生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等により、全国的にDV相談件数が増加しており、女性に対する暴力の増加や深刻化への懸念が指摘されています。

本市においてもDVに関する相談が顕在化しており、DVの根絶・DVの未然防止のための広報啓発、潜在的被害者の早期発見、相談等、総合的な支援体制を推進していくことが必要です。

④男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現することは、社会にとっても男性にとっても大切です。また、男性自身が男性はこうあるべきといった性別による固定的役割分担意識を解消し、長時間労働等の働き方を見直すことで、家庭や地域に参画するよう、男性への積極的な働きかけが必要です。

また、子どもの頃から男女共同参画についての理解を深めることは、将来の男女共同参画社会の実現につながります。次代を担う子どもたちが、将来を見通した主体的な自己形成ができ、個性と能力を発揮できるよう健やかに成長していくために、着実に取組を推進していくことが大切です。

⑤地域における男女共同参画の推進

家庭とともに最も身近な生活の場である地域における男女共同参画の実現は重要な課題です。

しかし、地域での実際の活動では女性が多くを担いながらも、組織の役員に占める割合は低いことや、社会通念・慣習・しきたり等で不平等と感じる女性の割合が高いなど、地域での男女共同参画は進んでいない状況にあります。

また、近年、地域でのコミュニティの希薄化が問題視されており、今後は、一人ひとりがともに協力して地域活動を担っていかねば、地域の活性化は難しくなると考えられます。さらに、新型コロナによる影響により、担い手の引退等によるボランティア活動を始めとする地域活動の縮小が見受けられます。今後、新たな体制や組織作りが課題として考えられます。

地域における政策・方針決定過程への女性の参画を進めることや、これまで一部の男性や特定の年齢層で主に担われてきた活動へ性別によらず幅広い参画を進めることが必要です。

4. この計画の目指す男女共同参画社会の姿

この計画を推進することにより小矢部市が目指す男女共同参画社会は、次のような社会です。

家庭では

一人ひとりがともに家族の一員として家事・育児・介護等を分担し、互いに責任も喜びも分かち合って、豊かで充実した家庭生活を送っています。そして、家族を思いやり、暴力のない明るい家庭が営まれています。



地域では

性別による固定的役割分担意識に基づく社会通念・慣習・しきたり等が見直され、一人ひとりの個性や能力が尊重されています。

女性が地域においても役員等として参画し、今まで以上に持てる力を発揮できる環境が整っています。

また、一人ひとりが、ボランティアやサークル活動、NPO活動等の地域活動に積極的に参画しています。



職場では

採用や昇進・配置、賃金等における性差による格差が解消され、一人ひとりの意欲、能力が十分発揮できる環境となっています。

仕事と生活の調和が図られ、男性と女性の双方にとって、仕事と子育て・介護等を両立しやすい職場となっています。

方針決定過程等への女性の参画も進み、女性が管理職であることが、ごく普通のことになっています。



学校では

一人ひとりがそれぞれの個性や能力を活かし、将来を見通した自己形成ができるよう、人権の尊重、ジェンダー平等に関する指導が充実されています。

また、進路選択においては、男女共同参画の意識が定着し、個人の適性が尊重されています。



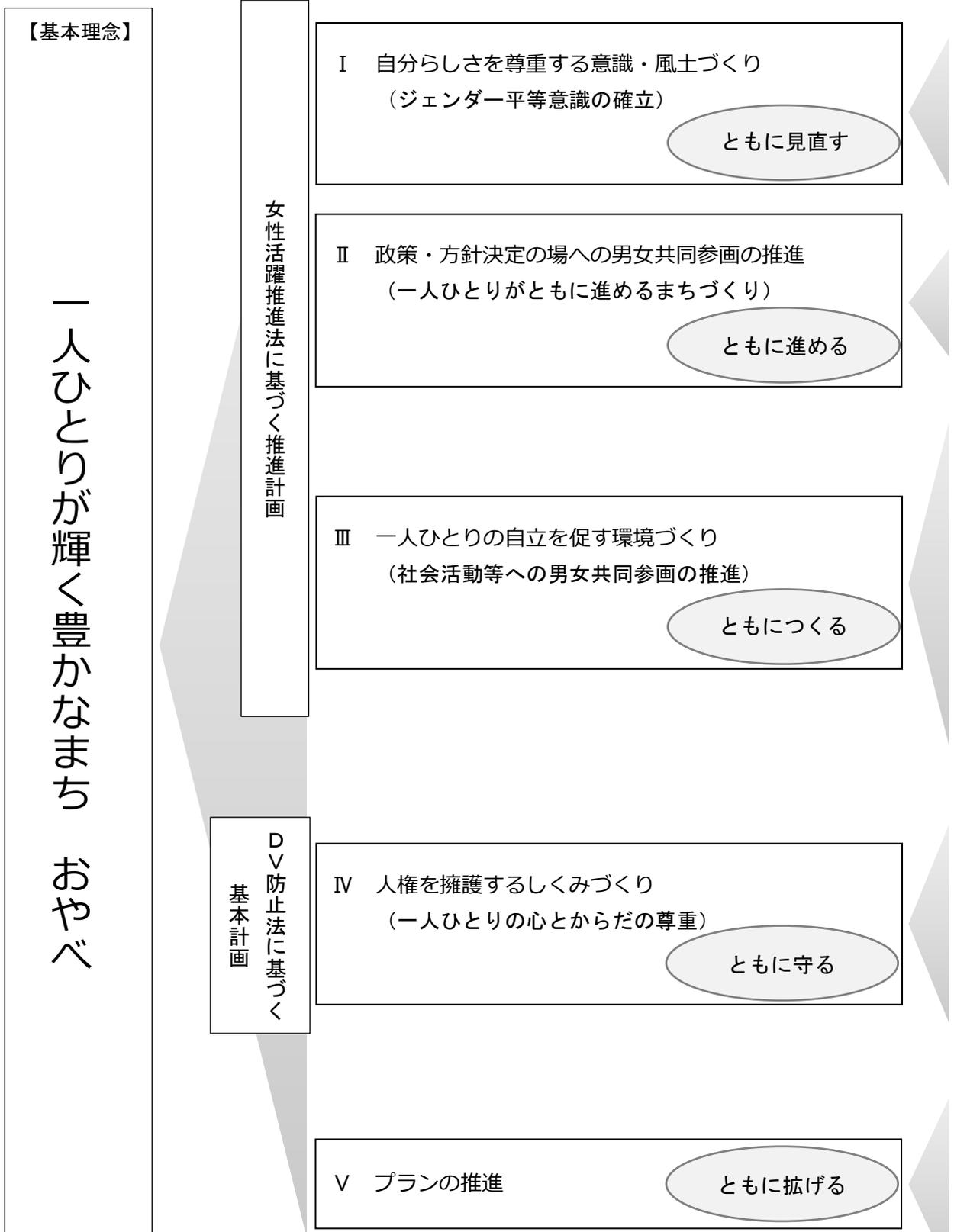


第3章 計画の内容



第3章 計画の内容

1. 体系図



【重点課題】

【施策の方向】

(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革	①固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し ②男性にとっての男女共同参画の推進
(2) 男女共同参画意識の浸透とジェンダー平等の教育・学習の充実	①子どもの頃からの男女共同参画の推進 ②あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発
(3) 意識改革への市民参画の推進	①市民参画のしくみづくり
(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進	①審議会等への女性の参画促進 ②女性管理職の登用促進 ③政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大
(2) 女性の人材育成	①女性の人材育成の推進 ②女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実
(1) 家庭での男女共同参画の推進	①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) ②共同による家事・育児・介護の促進 ③職場と家庭の両立支援体制の充実 ④子育て支援・介護支援の充実
(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進	①雇用・労働条件のジェンダー平等の確保 ②農林業や商工自営業における女性の参画促進 ③女性の起業支援
(3) 地域での男女共同参画の推進	①地域活動、ボランティア・NPO活動の推進 ②高齢者が安心して暮らせる環境づくり ③性的少数者、障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援
(4) 国際社会における理解と協調	①国際交流・国際理解の推進 ②地域における在住外国人との共生
(1) 一人ひとりの人権尊重	①人権を守る啓発活動の推進 ②セクシュアル・ハラスメントの防止 ③男女共同参画の視点に配慮した表現の推進
(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	①配偶者等からの暴力を許さない意識づくり ②相談窓口の周知と自立や心のケア等の支援体制の充実 ③関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進
(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援	①性の尊重に関する啓発の促進 ②妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実 ③心とからだの健康づくりの推進
(1) 推進体制づくり	①市民と協働による男女共同参画の推進 ②男女共同参画を推進するグループの活動支援 ③庁内推進体制の整備
(2) 男女共同参画推進のための拠点機能の確立	①ジェンダー平等を推進する活動拠点の確立
(3) プランの周知及び調査・研究	①男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究 ②プランの周知

2. 目標別計画

基本目標 I	自分らしさを尊重する意識・風土づくり (ジェンダー平等意識の確立)
--------	--------------------------------------

「男は仕事、女は家庭」というような、性別役割分担意識は、人々の意識の中に根強く残り、女性の活躍や社会参画に影響を与え、男性の家庭生活への参画を困難にしています。

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画について正しく理解し、固定的役割分担意識を解消し、一人ひとりがともに協力し支えあっていく男女共同参画の意識づくりとともに、「すべての人が性別に関わらず個人として尊重される」という人権意識を高め、一人ひとりがともに自分らしさを大切にできる風土づくりを進めることを基本目標とします。

とともに見直す

【重点課題】

(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革

(2) 男女共同参画意識の浸透とジェンダー平等の教育・学習の充実

(3) 意識改革への市民参画の推進

【施策の方向】

① 固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し
② 男性にとっての男女共同参画の推進

① 子どもの頃からの男女共同参画の推進
② あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発

① 市民参画のしくみづくり

重点課題（1）制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革

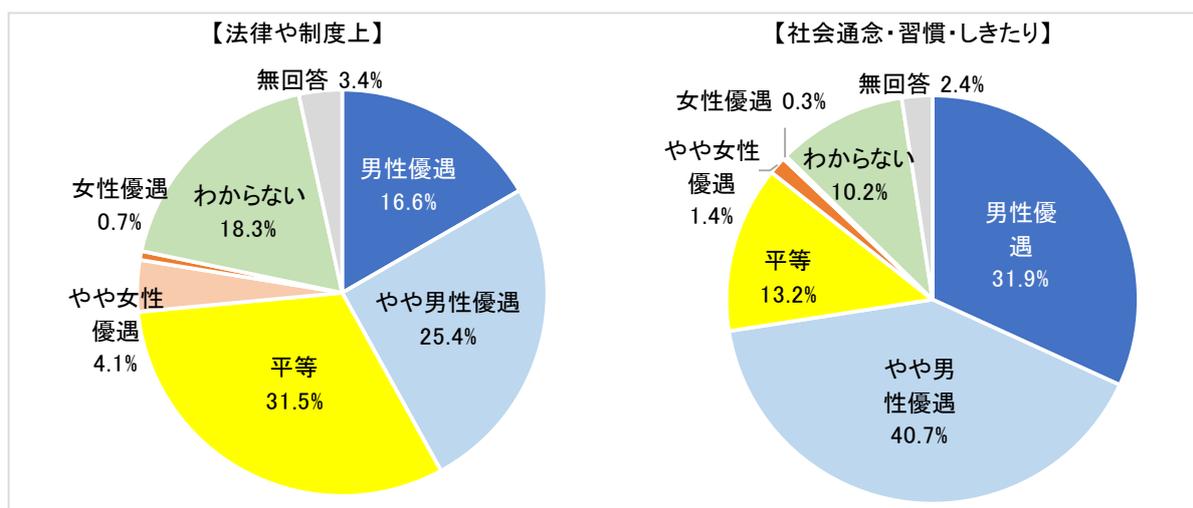
■現状と課題■

平等意識について、「法律や制度の上」では、「男性優遇」「やや男性優遇」の割合が42.0%、「平等」が31.5%となっているのに対し、「社会通念・習慣・しきたり等」では、「男性優遇」「やや男性優遇」が72.6%、「平等」が13.2%と、法律・制度の上と比べて社会通念・習慣・しきたり等における平等意識は依然として男性優遇の傾向があります。

本市では男女共同参画にかかわる啓発活動を行っているものの、性別による固定的な役割分担意識、それに基づく社会における制度や慣習は、依然として根強く残っている状況です。

一人ひとりの個性のもとに能力や適性に応じた自由な生き方が尊重されるためには、社会の中に残る固定的な性別役割分担意識を変えることが重要であり、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い啓発・情報提供活動を継続的に行っていくことが必要です。

図 16. ジェンダー平等意識について



資料：令和4年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

■成果目標■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
社会通念・慣習の分野で平等と感じる割合	13.2%	20.0%	定住支援課
育児・介護・家事講座等の男性参加者数	56人(R3)	150人	定住支援課 健康福祉課 文化スポーツ課

■施策の方向■

(1) -① 固定的な性別役割分担意識・慣行の見直し

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
1	○啓発冊子等の発行 男女共同参画プランの概要版を全戸配布するとともに、新たに啓発冊子等を作成し、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための情報発信を行います。	継続	家庭	定住支援課
2	○男女共同参画に関する情報の発信 男女共同参画市民のつどいや各地区で実施の推進員による出前講座等をケーブルテレビで放送するほか、ホームページ、市広報おやべ、市役所ロビーでの資料配置等を通じ、情報発信を行います。	継続	家庭	定住支援課
3	○コンクール形式による啓発 男女共同参画に関する標語や川柳等のコンクールを開催し、男女共同参画について考える機会を設けることで、意識啓発を図ります。	継続	家庭 事業所 地域	定住支援課

(1) -② 男性にとっての男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
4	○男性向け啓発冊子等の発行 男性向けの啓発冊子等を作成し、啓発を行います。	継続	家庭	定住支援課
5	○男性向け家事・育児・介護等能力向上に向けた講座等の開催 男性向けの家事・育児・介護等の能力向上を目的に講座や料理教室等を開催します。	継続	家庭	定住支援課 健康福祉課 文化スポーツ課
6	○家事・育児をする男性の事例紹介 家事や育児をする男性の活躍事例を市広報やケーブルテレビ等を通じ、積極的に紹介し、男性の男女共同参画の推進を図ります。	継続	家庭	定住支援課

重点課題（2）男女共同参画意識の浸透とジェンダー平等の教育・学習の充実

■現状と課題■

男女共同参画社会を実現するためには、性別にかかわらず積極的に男女共同参画の意義を理解することが不可欠であり、そのために、学校、家庭、地域における教育・学習の果たす役割は大きくなっています。

学校教育の場においては半数以上が平等であると感じており、子どもの頃から一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合い、一人ひとりが個性や能力を発揮して、自らの意思によって多様な選択ができるような取組が推進されています。

一方で家庭生活や職場ではまだ平等であると感じる割合が低く、家庭、地域、職場においては、男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、幼児期から高齢期までの生涯にわたる人権尊重を基盤とした男女共同参画意識を育む環境づくりとともに、課題解決につながる広報や啓発が求められています。

■成果目標■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
家庭生活上で平等と感じている割合	24.7%	40.0%	定住支援課
職場で平等と感じている割合	19.3%	30.0%	定住支援課
学校教育の場で平等と感じている割合	54.6%	60.0%	定住支援課
おやペイクボス宣言事業所登録数（累積）	72事業所	100事業所	定住支援課

■施策の方向■

(2) -① 子どもの頃からの男女共同参画の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
7	○小中学生などの青少年向け啓発冊子等の配付 小中学生などの青少年向けの男女共同参画についての啓発冊子等を配付します。	継続	学校	定住支援課
8	○社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の充実 規範意識や社会性を高めるとともに、性別役割分担意識にとらわれない職業選択の機会均等について学習するために、中学2年生が、校外での職場体験や福祉・ボランティア活動等に参加します。	継続	学校	教育総務課
9	○保育所・こども園・学校の教職員の研修機会の充実 幼児教育・保育・学校の教職員のジェンダー平等の意識づくりの共通理解を深めるため、研修機会の充実を図ります。	継続	学校	教育総務課 こども課
10	○性別役割分担にとらわれない意識の醸成 学校での活動において、一人ひとりが協力する活動を促進・啓発することで、性別役割分担にとらわれない意識を醸成します。	拡充	学校	教育総務課
11	○家庭教育への参加の促進 PTA・地域等を通じ、父親への子育て参加を促進し、家庭教育についての意見交換会や講演会、研修会等、家庭での男女共同参画環境づくりの啓発を行います。	継続	学校 家庭	教育総務課 文化スポーツ課
12	○ジェンダー平等教育の推進 生徒対象の男女共同参画に関する講演会の開催や男女の区別なく、「一人ひとりを見つめ、育てる」教育を推進します。	継続	学校	教育総務課
13	○学校等における意識調査の実施といじめ等への指導 生活アンケート等による児童生徒の意識調査と教育相談を充実するとともに、いじめ・不登校に関する調査の徹底を図り、適切な対応に努めます。	継続	学校	教育総務課

(2) -② あらゆる分野における男女共同参画意識の啓発

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
14	○「ママパパ講座」の充実 一人ひとりが安心して子育てができるよう妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	継続	家庭	健康福祉課
15	○ぼだい樹の発行 男女共同参画推進員だより「ぼだい樹」の発行及び広報おやべに定期的に掲載する「ぼだい樹通信」により、推進員の活動を報告するとともに、男女共同参画の啓発を行います。	継続	家庭 地域 事業所	定住支援課
16	○育児・介護休業法等の労働関係法・制度の周知促進 育児・介護休業法等の労働関係法・制度をパンフレットの配布等により周知を図ります。	継続	事業所	商工観光課
17	○経済団体等との連携による取組の実施 定期的に経済団体と意見交換会や研修会、セミナー等を開催し、男女共同参画の推進を図ります。	継続	経済団体 事業所	商工観光課 定住支援課
18	○男女共同参画（子育て、介護、女性の登用など）優良事業所の紹介や表彰 男女共同参画（子育て、介護、女性の登用等）における先進的な取組をしている事業所の事例を市広報やケーブルテレビ等で積極的に紹介や表彰し、男女共同参画の推進を図ります。	継続	事業所	定住支援課



重点課題（3）意識改革への市民参画の推進

■現状と課題■

男女共同参画意識の啓発にあたっては、市民が主体となった活動と連携することにより、草の根からの浸透が図られるものと考えられます。

本市においては、小矢部市男女共同参画推進員の活動を支援するとともに、小矢部市女性団体連絡協議会が開催する研修や女性議会への支援を通じ、男女共同参画意識づくりに向けた気運の高まりが見られてきています。また、おやべ型1%まちづくり事業等の活動により、市民の参画が拡大し、市民と行政の協働のまちづくりが進んでおり、今後も一層の市民参画が必要となっています。

■成果目標■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
市男女共同参画推進員数	38人	40人	定住支援課
おやべ型1%まちづくり事業件数	61件	90件	定住支援課
市民教養講座登録者数	32人	40人	文化スポーツ課

■施策の方向■

(3)-① 市民参画のしくみづくり

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
19	○小矢部市男女共同参画推進員制度の拡充 現在、市内18地区から各2名委嘱している推進員に加え、公募や団体推薦枠を設けて推進員の増員を図ります。	継続	地域	定住支援課
20	○男女共同参画推進員の企画・運営による、地域での啓発活動の推進 小矢部市男女共同参画推進員により企画・運営された出前講座等により、地域での男女共同参画の推進を図ります。	継続	地域	定住支援課
21	○市民教養講座などの講演会の開催 市民の関心の高い今日的な話題をテーマに「市民教養講座」を開催し、学習する機会を提供します。	継続	地域	文化スポーツ課

基本目標Ⅱ

政策・方針決定の場への男女共同参画の推進
(一人ひとりがともにすすめるまちづくり)

政策や方針の立案及び決定の場での男女共同参画は、一人ひとりが社会の対等な構成員として、あらゆる分野で等しく利益を享受し、かつ、ともに責任を担う男女共同参画社会の基盤となるものです。

近年、女性の社会進出は進んでいるものの、依然として政策や方針の立案及び決定する役割は男性が中心となっており、女性の参画は十分とはいえません。

女性のあらゆる分野での社会参画を拡大するために、市が率先して行政の場への女性の参画を進めるとともに、事業所や各種団体等における取組を支援します。また、女性自身の参画意識の高揚を図るとともに、参画力を高めるための機会の充実等により、女性人材の育成を推進することを基本目標とします。

ともに進める

【重点課題】

(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進

(2) 女性の人材育成

【施策の方向】

- ① 審議会等への女性の参画促進
- ② 女性管理職の登用促進
- ③ 政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大

- ① 女性の人材育成の推進
- ② 女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実

重点課題（１）政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進

■現状と課題■

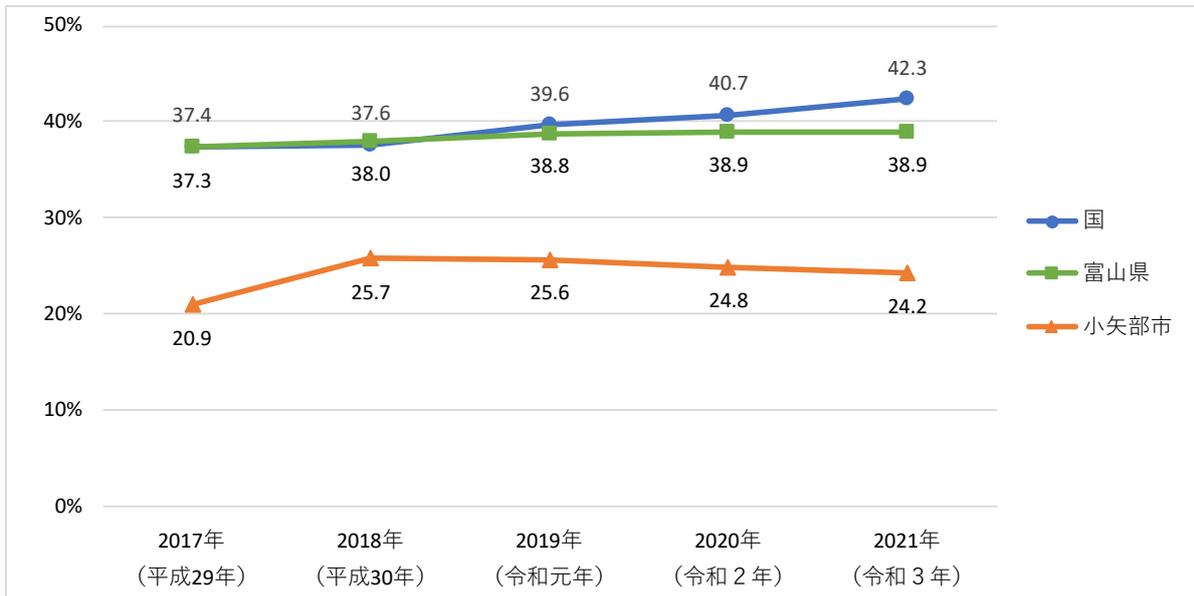
男女共同参画による調和のとれた社会を実現するためには、女性があらゆる政策・方針決定の場に、質・量ともに男性と対等に参画し、積極的に女性の意見を反映させ、地域や職場をはじめとする社会づくりに関わっていくことが求められています。

しかしながら、市が設置する審議会等の女性委員の割合については、国や県より低く、2021年度（令和3年度）は24.2%と4年前から微減しており、女性の政策・方針決定の場への参画は十分ではありません。行政の分野をはじめ、企業や団体、地域活動の中で、女性の参画を促進することが求められています。

このため、女性の人材育成を積極的・継続的に推進する必要があり、また、市が設置する審議会等における女性委員割合についての具体的な数値目標の設定や女性管理職の登用促進等により、市が率先して女性の参画を推進するとともに、事業所や各種団体等における女性参画拡大に向けた取組を支援することが求められています。

また、政策・方針決定過程への市民参画機会や方法を拡充することにより、より多くの女性が市政に対し、意見を述べる場を提供が求められています。

図 17. 審議会等の女性委員割合の推移



注) 小矢部市と国、富山県では、対象とする審議会等に相違があります。

資料：小矢部市：「地方公協団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の進捗状況-市町村編」

富山県：富山県少子化対策・県民活躍課調べ

国：内閣府「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

■成果目標■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
審議会等における女性委員の割合	23.9%(R3)	40.0%	定住支援課
女性委員がいない審議会等の数	3(R3)	0	総務課
行政における女性管理職の登用率	28.8%	30.0%	総務課

■施策の方向■

(1) -① 審議会等への女性の参画促進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の対象 及び主体	担当課
22	○審議会等の女性委員の割合拡大 審議会への女性委員の登用率について、令和9年度までに40%を達成することを目標とし、公募制の拡充や女性枠の設定等により、女性の政策・方針決定の場への参画を促進します。また、各審議会等において、男女ともに構成比率が30%を下らないことについても留意します。	継続	地域 各種団体 行政	定住支援課 関係各課

(1) -② 女性管理職の登用促進

事業 番号	事業内容	実施 区分	施策の対象 及び主体	担当課
23	○女性の活躍推進に向けた制度の周知・啓発 女性の職業生活に関する機会の積極的な提供及びワーク・ライフ・バランスに資する雇用環境の整備等「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	継続	事業所	商工観光課 定住支援課
24	○管理監督者への女性職員の登用促進 率先して女性管理職の登用に努めます。	継続	行政	総務課

※ワーク・ライフ・バランス：国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

(1) -③ 政策・方針決定過程での男女共同参画の拡大

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
25	○地域活動組織や各種団体等の女性役員の割合拡大 地域活動組織や各種団体等の女性役員の割合の拡大を図ります。	継続	地域 各種団体	定住支援課 関係各課
26	○女性議会の開催 隔年で女性議会を開催し、女性の地位向上と社会的視野を広め、生活に密着した課題や問題を捉え、市政への提言等、女性の声を市政に反映させます。	継続	地域 各種団体 行政	定住支援課
27	○市民提案型まちづくりの推進 おやべ型1%まちづくり事業により、広く市民提案事業に対し、支援します。	継続	地域 各種団体 行政	定住支援課
28	○防災分野における女性参画の拡大 防災分野においての女性参画の率が他に比べて低いことから、積極的に女性の参画拡大を図ります。	継続	地域 各種団体 行政	総務課

重点課題（２）女性の人材育成

■現状と課題■

小矢部市においては、これまで 12 回の女性議会の開催や女性フォーラム、各種学習会等の開催等を通じ、女性人材の発掘や育成に取り組んできました。しかしながら、女性が政策・方針決定の場に参画することは、まだ少ない状況にあります。

女性人材の発掘はもとより、女性議会をはじめとする人材育成の機会を充実し、さらなる女性人材の育成を図り、それらの人材が活躍できる場を提供するとともに、人材情報を収集・整備し、提供していくことが求められています。

■成果目標■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
人材リストの登録者数	0人	30人	定住支援課
女性防災士の人数	12人	20人	総務課



■施策の方向■

(2) -① 女性の人材育成の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
29	○女性人材リストの整備・活用の推進 市が設置する審議会等へ広く女性の登用を促進するため、多様な人材発掘と人材の情報の充実を図り、審議会等の委員選出の際の積極的活用に努めます。	継続	地域	定住支援課
30	○地域活動組織や各種団体等への運営への女性の参画促進 地域活動組織や各種団体等と連携・協力し、ジェンダー平等・共同参画をテーマとした意識啓発講座や出前講座等を開催し、女性参画や女性リーダーの必要性について理解と周知を図り、女性の登用を促します。	継続	地域 各種団体 行政	関係各課
31	○女性の人材育成等の講座の開催 女性人材を育成するため、男女共同参画、団体の活性化等、女性の人材育成等に資する講座を開催したり、講座の開催を支援します。	継続	地域 各種団体 行政	定住支援課
32	○女性消防団員の加入促進や女性防災士の育成 女性消防団員の加入促進や女性防災士の育成を図り、地域の防災リーダーを育成するとともに、防火・防災の普及に努めます。	継続	地域	総務課

(2) -② 女性を中心とするグループの活動支援及びネットワークの充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
33	○学習・交流機会の充実 各種講座や出前講座等を通して、日常生活に役立つ知識や技能を習得する学習や女性の資質向上を図る学習機会を提供するとともに、市内外の団体間の交流機会の充実を図ります。	継続	各種団体 地域	企画政策課 定住支援課
34	○女性団体への活動支援 女性団体が相互に連携し、女性の地位と福祉の向上を図るための実践活動を支援するとともに、まちづくり事業を行う団体については、おやべ型1%まちづくり事業を活用し支援を行います。	継続	地域 各種団体 行政	定住支援課 文化スポーツ課

基本目標Ⅲ

一人ひとりの自立を促す環境づくり
(社会活動等へ男女共同参画の推進)

男女共同参画社会が実現されるには、一人ひとりが対等な構成員として社会に参画し、社会的利益を享受するとともに、職業責任や家事・育児・介護等の家庭責任をともに果たしていくことが必要です。そのためには、個々人において、「精神的な自立」はもとより、「家庭をはじめとする生活面での自立」、「就労の場における経済的な自立」、また、「地域や様々な場での社会的な自立」が不可欠であり、そのための環境づくりが必要と考えます。

このような視点に立ち、働く人のワーク・ライフ・バランスを推進し、希望に応じた柔軟な働き方を実現することで、仕事と家庭や地域生活と両立し、家庭、職場、地域等での男女共同参画を進めることを基本目標とします。

とものつくる

【重点課題】

(1) 家庭での
男女共同参画の推進

【施策の方向】

- ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)
- ② 共同による家事・育児・介護の促進
- ③ 職場と家庭の両立支援体制の充実
- ④ 子育て支援・介護支援の充実

(2) 職場・仕事での
男女共同参画の推進

- ① 雇用・労働条件のジェンダー平等の確保
- ② 農林業や商工自営業における女性の参画促進
- ③ 女性の起業支援

(3) 地域での
男女共同参画の推進

- ① 地域活動、ボランティア・NPO活動の推進
- ② 高齢者が安心して暮らせる環境づくり
- ③ 性的少数者、障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

(4) 国際社会における理解と協調

- ① 国際交流・国際理解の推進
- ② 地域における在住外国人との共生

重点課題（１）家庭での男女共同参画の推進

■現状と課題■

家庭は、社会の基本単位であり、家庭のあり様は、社会の縮図であるとともに、社会を変えていく原動力でもあります。

家庭においても、一人ひとりが互いの人格を認め合い、平等の関係に立ちながら、支え合い、ともに責任を担い、協力し合う中から、苦楽を分かち合う家族関係が求められています。

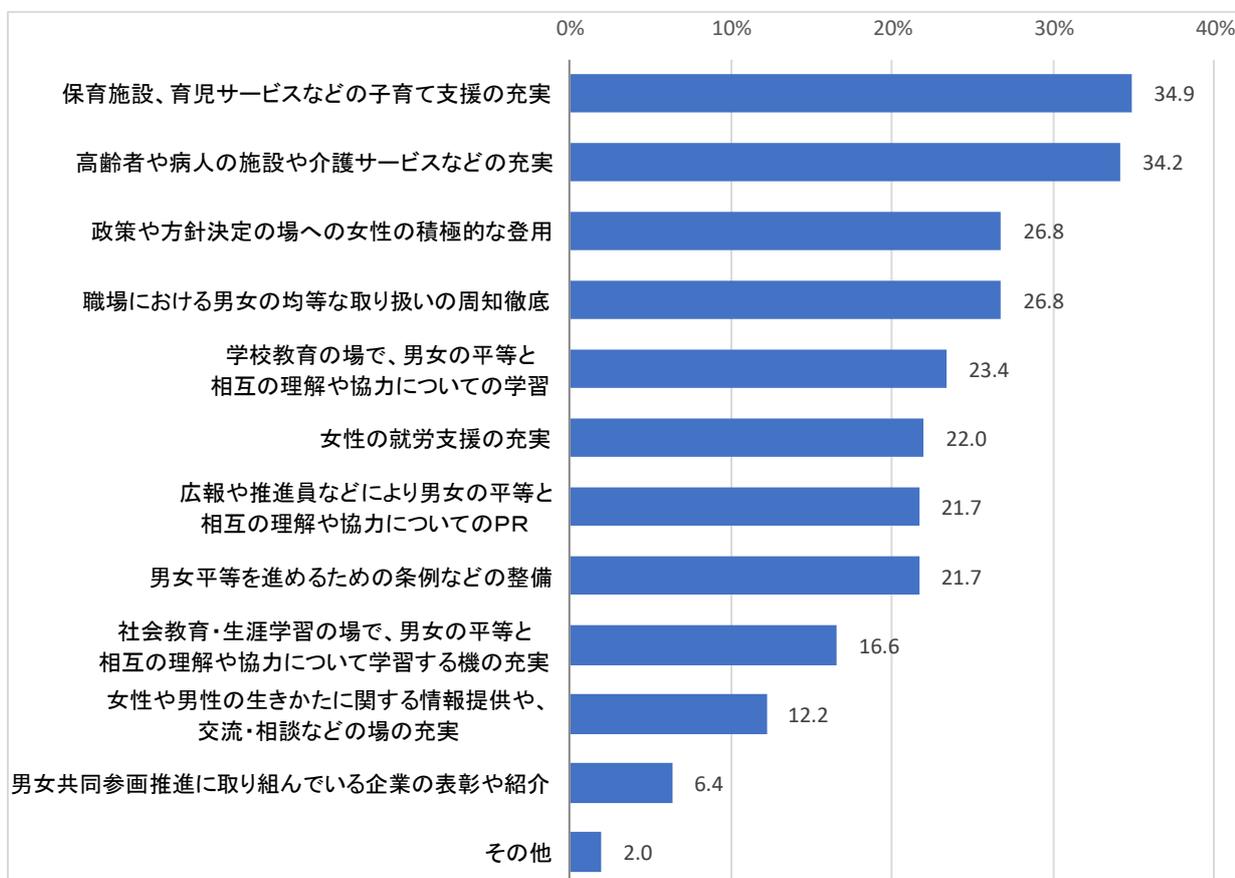
2022年（令和4年）に実施した男女共同参画に関するアンケートでは、「夫も妻も、共同して家事・育児・介護をするべき」の考え方について尋ねた結果で、「賛成」「どちらかといえば賛成」の割合が87.1%と高い数値となっています。しかし、実際の家庭での現状は、家事は主に女性の役割となっているなど、共同の考えが浸透しているにもかかわらず、従前からの分担意識から抜けきれない状況にあります。

仕事を持って働く女性は増えてきましたが、仕事も家事も負担している場合が多く、自由時間もなく、ゆとりのない生活実態となっています。男性においては、男性中心型労働慣行が依然として根付いていることから長時間労働が当然とされており、家事・育児・介護への参画が難しい状況にあります。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、誰もが安心して暮らし、責任を果たし、家庭での男女共同参画を進めるために重要なものです。そのためには、職場と家庭との両立が課題となっており、性別に関係なく、家事・育児・介護等に積極的に参加するような意識づくりや働きかけが必要となっています。併せて、経営者のトップをはじめとする職場内の理解等をはじめ、時短勤務やテレワークの推進、時間単位の年次有給休暇制度の導入など、就業環境の整備が重要であり、企業との連携した取組が求められています。

少子高齢化が進み家族形態が多様化する今日、育児や介護を社会全体で支える体制の整備が大きな課題であり、小矢部市におけるアンケート調査の結果からも男女共同参画社会を形成していくために行政が力を入れるべきことについて、「高齢者や病人の施設や介護サービス等の充実」「保育施設、育児サービス等の子育て支援の充実」の項目が3割を超えた回答となっています。このことから多様化するニーズに応じたきめ細かい保育の実施や福祉・介護サービスの充実が特に必要となっています。

図 18. 男女共同参画社会の形成に向けて行政が注力すべきこと（複数回答）



資料：令和4年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

■ 成果目標 ■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
ママパパ講座の年間受講者数	54人 (R3)	140人	健康福祉課
放課後児童クラブ受入率	100% (R3)	100%	こども課
特別保育などの利用児童数（延べ）			
休日・一時保育	733人 (R3)	800人	こども課
病児・病後児保育	119人 (R3)	200人	

■施策の方向■

(1) -① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
35	○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発と両立支援取組の推進 企業や従業員等に対して、ワーク・ライフ・バランスについての啓発と実現に向けた両立支援の取組の推進を図ります。	継続	事業所 家庭	商工観光課 定住支援課
36	○長時間労働の是正と柔軟で多様な働き方の推進 短時間勤務制度・フレックスタイム制、在宅勤務制度、一人ひとりが柔軟に働ける制度の普及に努めます。	継続	事業所	商工観光課
37	○一般事業主行動計画の策定の推進 一般事業主行動計画の策定と計画目標の達成の取組を推進します。また、一定の基準に達したことで認定を受けた事業所を紹介します。	継続	事業所	商工観光課 定住支援課

(1) -② 共同による家事・育児・介護の促進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
38	○共に学ぶ家事、育児、介護実技講座の開催 家事、育児、介護について学ぶ講座等を開催します。	継続	家庭	健康福祉課 文化スポーツ課
39	○育児・介護休業の取得の促進 育児・介護休業の取得について、労働者に取得を促す啓発を行います。	継続	家庭 事業所	商工観光課 定住支援課

(1) -③ 職場と家庭の両立支援体制の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
40	○育児、介護後の再就職希望者の支援 育児、介護を理由に離職した方の再就職の支援を行います。	継続	家庭 事業所	商工観光課
41	○「おやバイクボス宣言事業所」の登録推進による職場風土の改革 事業所のトップが「イクボス」になるよう努め、仕事と家庭の両立が可能な職場環境づくりの推進を図ります。	継続	事業所	定住支援課

(1) -④ 子育て支援・介護支援の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
42	○放課後児童クラブ（学童保育）の充実 地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健全な育成を推進し、その保護者の仕事と子育ての両立を支援します。	継続	家庭	こども課
43	○幼保連携型認定こども園の整備 統合の保育所をはじめ、幼保連携型認定こども園への移行を進め、教育・保育環境を整えます。また、併せて統合こども園に子育て支援センターを併設し、子育て環境の充実を図ります。	継続	家庭	こども課
44	○ニーズに応じた保育サービスの充実 多様化する保育ニーズに対応するため、保育所における延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の保育サービスの拡充に努めます。	継続	家庭	こども課
45	○ファミリー・サポート・センターの利用促進 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動による地域ぐるみでの子育て支援を促進します。	継続	家庭	こども課
46	○福祉・介護サービスの充実 支援が必要な高齢者及びその家族等に必要とされる介護予防・生活支援のためのサービスを提供します。	継続	家庭	健康福祉課
47	○公民館の利用や高齢者・PTAとの連携による、地域の子育て機能の向上の促進 公民館を利用しながら地域ぐるみの子育て支援を促進します。地域おやべっ子教室を実施し、地域ぐるみの子育ての環境整備に努めます。	継続	家庭	文化スポーツ課
48	○地域子育て支援拠点事業の充実 地域子育て支援拠点施設を整備し乳幼児及び保護者の交流、相談、情報提供等、子どもの健全な育成を支援します。	継続	家庭	こども課
49	○児童虐待防止の推進 子育てに関する相談体制を充実し、児童虐待の防止に努めます。	継続	家庭	こども課

重点課題（２）職場・仕事での男女共同参画の推進

■現状と課題■

就業は、生活の経済的基盤であり、自己実現につながるものです。少子高齢化やグローバル化が進展する中で、働きたい人が、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、多様な人材活用の推進につながり、経済社会の持続可能な発展や企業の活性化からも重要な意義を持っています。

職場では、性別による区別なく、公平にその能力・意欲等が評価されなければなりません。現行法制度の適正な運用を促進し、雇用条件や賃金、能力開発機会の確保等における実質的な平等のもと、一人ひとりがともに働きやすい職場環境の形成が求められています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進んでいます。時間を有効に活用でき、場所の制約を受けないテレワークは、男女共同参画の観点からも重要な取組となっています。

農林業の分野では、農林業団体における女性役員も少なく、農業経営の方針決定にあたって、女性参画の場は十分とはいえません。農村では、女性の労働と経営参画が明確に認識されていない場合が多く、経営の多角化・複合化が進展する中で女性が過重な負担を負うことがないよう男女共同参画の推進が求められています。

一方、商工業の分野においても、商工団体における女性役員が少ないなど、同様の状況にあり、今後は、商店街の活性化への取組や商工業における経営にも、女性が積極的に参画し、活躍することが望まれています。

このような状況において、男女の職域を相互に拡大するとともに、女性起業家の育成を促進することは、極めて効果的であり、多様な形態での起業化を支援することが求められています。

■成果目標■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
女性農業士の数	13人	20人	農林課
商業インキュベータ女性独立者数	0件	1件	商工観光課

■施策の方向■

(2) -① 雇用・労働条件のジェンダー平等の確保

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
50	○労働基準法、男女雇用機会均等法、パートタイム・有期雇用労働法の周知及び適正な運用の普及啓発 労働者の雇用環境の整備や公正な待遇の実現に向けて富山労働局雇用均等室と連携を図りながら、周知啓発に努めます。	継続	事業所 家庭	商工観光課 定住支援課
51	○働く人への相談や情報提供等による支援 就職案内の窓口である職業安定所（ハローワークおやべ）との連携強化による情報提供を充実します。	継続	事業所	商工観光課
52	○事業所向けのアンケートの実施 両立支援やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍推進に関する事業所向けのアンケートを実施し、実態把握に努めるとともに、結果送付の際に啓発パンフレットを同封し、啓発に努めます。	継続	事業所	定住支援課
53	○男女の職域拡大のためのセミナー等の研修機会の提供 多様な職域への男女の参入を促進するため、研修機会の提供に努めます。	継続	事業所	商工観光課

(2) -② 農林業や商工自営業における女性の参画促進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
54	○「農山漁村男女共同参画推進指針」の啓発 「農山漁村男女共同参画推進指針」を普及啓発し、農村山村での男女共同参画を推進します。	継続	地域	農林課
55	○「家族経営協定」締結の促進 家族の話し合いによって女性の経営参画を促し、経営全体の改善を図るため、「家族経営協定」締結の普及推進を図ります。	継続	家庭	農林課
56	○農村女性研修の開催（女性農業士の育成） 農村において、女性が自由に個性豊かな活動を行って地域に貢献し、女性の社会的視野の拡大と資質向上の機会の提供を図ります。	継続	地域 各種団体	農林課
57	○農林水産団体及び商工団体の女性参画の促進 農業協同組合等の女性役員、女性の農業委員、商工団体等の女性役員等の参画促進及び同団体女性部の活動支援とネットワークづくりに努めます。	継続	各種団体	商工観光課 農林課

(2) -③ 女性の起業支援

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
58	○新規創業講座（セミナー）の開催 商工会や関係機関等と協力しながら、講座等の開催を実施します。	継続	各種団体	商工観光課
59	○インキュベート施設の利用及び入居者への経営、技術、販路開拓等の総合的な支援 廉価なインキュベート施設の提供と施設入居起業家への経営、技術、販路開拓等の総合的な支援を行います。	継続	各種団体	商工観光課
60	○富山県中小企業支援センターとの連携強化 富山県中小企業支援センターと連携し、相談・助言や情報提供を充実します。	継続	各種団体	商工観光課
61	○女性の起業を志す人への支援 自ら事業を始めようとする人への、事業資金貸付の斡旋及び情報提供等を行います。	継続	各種団体	商工観光課
62	○女性による農林水産加工品、特産品づくりの支援 直売や農林水産加工品、特産品づくりに取り組む女性起業家への支援を行います。	継続	各種団体	農林課



重点課題（3）地域での男女共同参画の推進

■現状と課題■

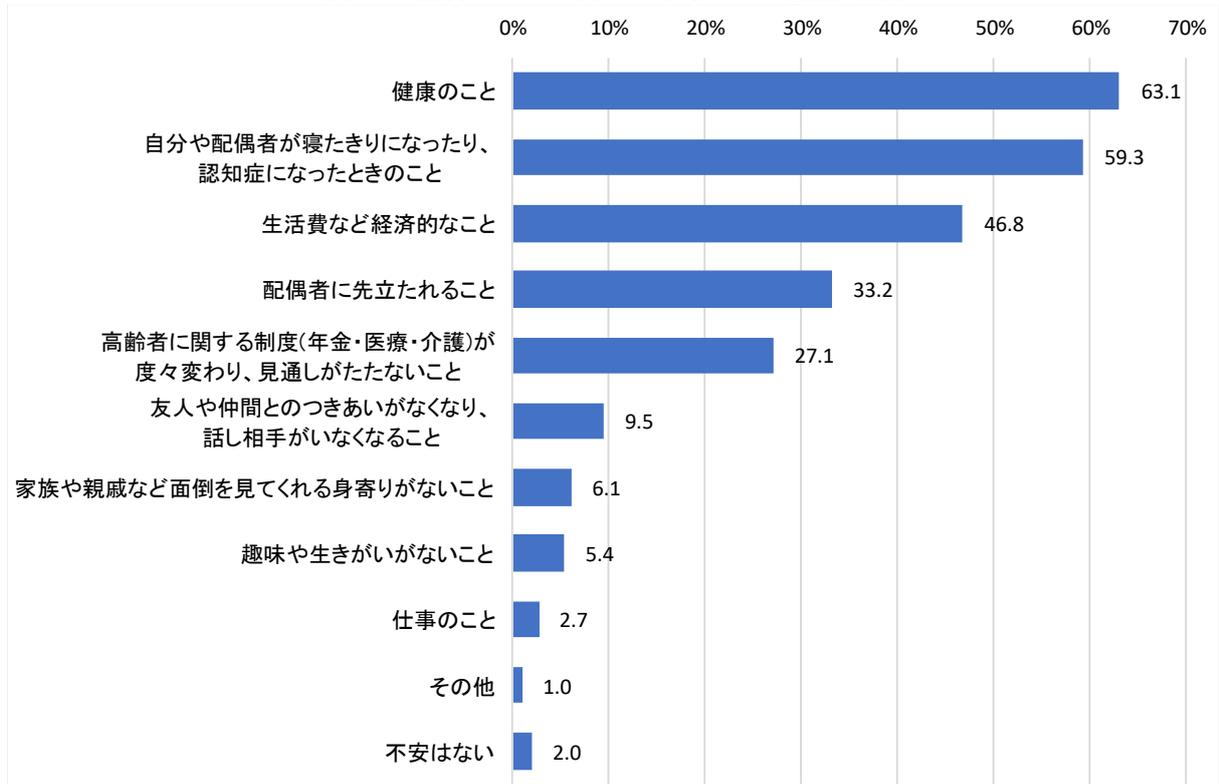
地域社会（地域コミュニティ）は、人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現に不可欠です。急速な少子高齢化の進行により人口が減少を続け、地域によっては、一人ひとりがともに担わないと立ち行かなくなる状況となっています。

しかしながら、地域活動においては、今なお、固定的性別役割分担意識が根強く残っており、自治会役員をはじめ、地域団体の多くは女性の参画が少なく、地域ぐるみで女性の活躍を推進していく体制整備が必要となっています。そして、あらゆる年代の方が主体的に地域活動やボランティア活動等を通じ、地域での参画を促進していくことが活力ある地域社会の形成につながります。

一方、今日の高齢社会において、高齢者が安心していきいきと暮らせる環境づくりは、生涯にわたる男女共同参画社会の実現に不可欠であり、特に、地域における高齢者の生きがいづくりは、その中の重要な役割を担うものです。高齢者が積極的に社会参加して、生きがいをもって生活を送ることができるような環境づくりが求められています。

また、地域社会において、性的少数者であること、障がいがあること、ひとり親家庭、日本で生活する外国人等を理由として様々な困難な状況に置かれている人々が安心して暮らせるように、男女共同参画の視点に立ち環境を整備する必要があります。

図 19. 老後について気がかりなこと（複数回答）



資料：令和4年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

■成果目標■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
地域活動の場で平等と感じる割合	20.3%	30.0%	定住支援課
シルバー人材センター会員登録数	333人(R3)	390人	健康福祉課
ふれあいいいきサロン開催回数(延べ)	503回(R3)	580回	健康福祉課
ボランティアセンター登録ボランティア登録者数	2,138人(R3)	3,000人	社会福祉課

■施策の方向■

(3)-① 地域活動、ボランティア・NPO活動の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
63	○ボランティア活動の促進 ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に意欲を持つ市民に、情報を積極的に提供するとともに、気軽に取り組める環境整備に努めます。	継続	各種団体 地域	社会福祉課
64	○NPO、NGOの活動の推進 県や関係機関と連携し、講座やセミナーの開催等、必要な情報提供を行います。	継続	各種団体	定住支援課
65	○男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの支援 男女共同参画をめざす活動及び団体・グループへの活動に対して、支援を行うほか、事業費の一部については、おやべ型1%まちづくり事業により、補助を行います。	継続	地域 各種団体	定住支援課
66	○自治会等の地域活動の促進 自治会等の地域活動において、男女共同参画を積極的に促進します。	継続	地域 家庭	定住支援課
67	○結婚活動への支援 地域の人々(縁結びさん)による結婚活動の支援を行います。また、地域における結婚を希望する方々のコミュニケーションの醸成を図るよう努めます。	継続	家庭	定住支援課

(3) -② 高齢者が安心して暮らせる環境づくり

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
68	○シルバー人材センターの活動充実 シルバー人材センターの会員数を増やし、就業に関する情報提供を推進します。	継続	地域	健康福祉課
69	○高齢者サークルなど生きがい対策事業の支援 高齢者が積極的に社会参加して、生きがいを持って生活を送ることができるよう、趣味活動やその他交流機会の充実に努めます。	継続	地域	健康福祉課
70	○自立した生活の継続に向けた、介護予防・生活支援事業等の推進 高齢者が自立した生活を継続できるよう、介護予防・生活支援事業、認知症の総合的支援体制の整備を推進します。	継続	家庭	健康福祉課
71	○地域包括支援センター・在宅介護支援センターの充実 高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センター・在宅介護支援センターの活動を推進し、支援が必要な高齢者へのサービスの提供や相談体制の充実、高齢者虐待の防止を図ります。	継続	家庭	健康福祉課

(3) -③ 性的少数者、障がい者、ひとり親家庭、外国人等の自立支援

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
72	○ひとり親家庭の自立促進 ひとり親家庭の自立を促進するため、医療費助成等の経済的支援や相談・情報提供の充実に努めます。	継続	家庭	こども課
73	○障がい者の自立促進 障がい者の自立を促進するため、医療費助成等の経済的支援や就労支援、相談・情報提供の充実に努めます。	継続	家庭	社会福祉課
74	○市内在住外国人への情報提供及び支援 地域の生活者として、日本人も外国人も暮らしやすい地域づくりを推進し、相談・情報提供に努めます。また、日本語習得の支援等も実施します。	継続	地域	企画政策課

重点課題（４）国際社会における理解と協調

■現状と課題■

経済・社会のグローバル化が進む中、国際交流を通じて、我が国固有の優れた文化や伝統を尊重するとともに、実際の家庭や地域社会の状況を広い視野から判断し、世界の女性とともに支え合い、国際協調としてSDGsの目標にも掲げられているジェンダー平等、平和の実現に貢献することが求められています。

地域における在住外国人との共生は、最も身近な国際化の課題であり、そのような取組を通じて、異なるもの（文化・人権・性）を認め合う考えをしっかりと持てる「自立した国際人」となることが求められています。

■施策の方向■

（４）-① 国際交流・国際理解の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
75	○国際社会における男女共同参画の理解の推進 政治、経済等の国際情勢における女性の状況を理解する情報の収集・提供を実施します。また、国際社会における男女共同参画の情報提供を行います。	継続	地域	企画政策課
76	○国際交流・国際理解の推進 国際交流・国際理解を推進するため、情報提供や国際交流を行う団体の支援に努めます。	継続	地域 各種団体	企画政策課
77	○学校における外国語教育の推進 ALTによる外国語教育・国際理解を推進します。	継続	学校	教育総務課

（４）-② 地域における在住外国人との共生

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
78	○市内在住外国人との交流機会の充実 市内在住外国人等との交流機会を作り、地域交流に努めます。	継続	地域	企画政策課

基本目標Ⅳ

人権を擁護するしくみづくり（一人ひとりの心とからだの尊重）

人権は、人類が共有する普遍的な価値であり、また、一人ひとりの人権尊重は、男女共同参画社会の根底をなすものです。

家庭、職場、地域、学校等のあらゆる分野において、人権の軽視・侵害や性別による差別がなく、人権が尊重され、誰もがいきいきと生活できる社会を目指すことを基本目標とします。

そのためには、個人としての尊厳やジェンダー平等に関する意識啓発に努めるほか、配偶者等からのあらゆる暴力の根絶等、顕在化してきた人権侵害への対策や被害者への支援に取組みます。また、LGBT といった性的少数者も含めて性について理解し尊重することや妊娠・出産等の保健医療体制の充実、一人ひとりの心とからだの健康づくりに取組みます。

ともに守る

【重点課題】

(1) 一人ひとりの人権尊重

【施策の方向】

- ① 人権を守る啓発活動の推進
- ② セクシュアル・ハラスメントの防止
- ③ 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

(2) 配偶者等からの
あらゆる暴力の根絶

- ① 配偶者等からの暴力を許さない意識づくり
- ② 相談窓口の周知と自立や心のケア等の支援体制の充実
- ③ 関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進

(3) 生涯にわたる
健康づくりへの支援

- ① 性の尊重に関する啓発の促進
- ② 妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実
- ③ 心とからだの健康づくりの推進

重点課題（１）一人ひとりの人権尊重

■現状と課題■

人権等に関する問題等については、各種行政相談や社会福祉協議会での法律相談をはじめ、人権擁護委員や行政相談委員による相談を実施していますが、まだまだ顕在化していない問題が存在しています。LGBTなどの性的少数者のなかには、性的指向や性自認などを理由に困難な状況に置かれている場合もあり、人権尊重の観点からの取組も必要です。

あらゆる人の人権を守るためには、市民自らが人権擁護の意識を自覚するとともに、人権擁護の体制づくりが必要です。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、一人ひとりが対等な仕事の仲間としてではなく、性的対象として意識されるところから起こるもので、人権侵害、労働権の侵害になります。男女雇用機会均等法（改正均等法）では、事業主に「職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための雇用管理上の措置」が義務づけられ、セクハラ防止対策が強化されました。しかしながら、行為者が自己の行為をセクシュアル・ハラスメントに当たるものと意識していないことも多々あり、働く人が能力を十分に発揮することができるようさらなる啓発が求められています。

こうしたことから、様々な情報媒体において、人権を尊重し、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等がないよう十分な配慮が求められています。

■成果目標■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
人権教育・啓発活動回数	11回(R3)	15回	生活環境課
人権教育・啓発活動参加者数等	1,737人(R3)	2,000人	生活環境課

※**セクシュアル・ハラスメント**：他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動（人事院規則 10-10）

※**男女雇用機会均等法**：雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月に施行。労働者の募集や採用、配置、昇進等において男女間の差別の禁止等が規定されている。

■施策の方向■

(1) -① 人権を守る啓発活動の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
79	○人権教育・啓発推進事業の推進 すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権教育及び人権啓発推進に関する法律に沿って、学校・地域・家庭その他様々な場を通して、それぞれが連携を図りつつ、人権教育の普及及び啓発に努めます。	継続	地域 家庭 事業所	生活環境課
80	○人権相談窓口・機関等の周知 人権相談窓口や人権相談機関の周知に努めます。相談においては個人情報の保護と守秘義務の徹底に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の整備に努めます。	継続	地域 行政	生活環境課
81	○性的少数者への偏見の解消 性的指向や性自認などを理由とする偏見等の解消に向けた啓発に取り組みます。また、富山県のパートナーシップ制度について、県と連携します。	新規	地域 行政	生活環境課
82	○職場における人権の意識啓発 社内における啓発の取組や人権意識を高め、(性別、働き方等の)多様性を認め、働きがいのある職場づくりを通じて、人権の尊重が定着することをめざして企業へ働きかけを行います。	継続	事業所	商工観光課

(1) -② セクシュアル・ハラスメントの防止

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
83	○職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止の取組と従業員への周知 職場において従業員へのセクシュアル・ハラスメントの防止の周知とその対策や適切な対処が図られるよう、県労働局雇用均等室等の関係機関と連携し啓発に努めます。	継続	事業所	商工観光課
84	○相談窓口の周知 女性へのあらゆる暴力についての相談窓口の周知に努めます。相談においては個人情報の保護と守秘義務の徹底に配慮し、関係機関と連携を図りながら相談体制の整備に努めます。	継続	事業所 行政	こども課

(1) -③ 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
85	○「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の周知 内閣府男女共同参画局作成「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の周知に努めます。	継続	行政	定住支援課
86	○青少年にとって有害な図書、広告物等の排除 次世代を担う青少年にとって有害な図書、広告物等を地域と連携し、排除します。	継続	地域 各種団体	文化スポーツ課

重点課題（２）配偶者等からのあらゆる暴力の根絶

■現状と課題■

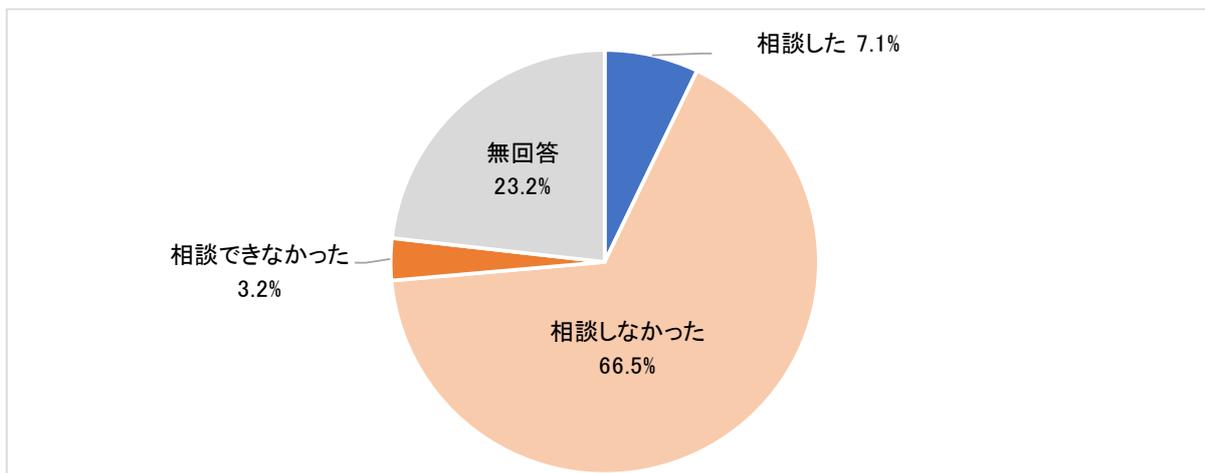
暴力は、被害者の心身を傷つけ、人権を著しく侵害する、決して許されない行為です。しかし、暴力は配偶者・パートナーからの暴力（DV）、ストーカー行為等、様々な形で存在しています。

特にDVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、その被害の多くが女性であり、これまであまり表面化されず、社会的認識や対策も十分ではありませんでした。

本市でもDVに関する相談件数は、増加傾向にあるなど、DV被害が顕在化してきています。しかし、アンケート調査では、DVがあっても「相談しなかった」「相談できなかった」が6割以上を占めています。また、「相談しなかった」「相談できなかった」理由については、「相談するほどのことではないと思った」との回答が半数を超えるなど、相談しやすい環境づくりが必要となっています。

配偶者等からのあらゆる暴力の根絶は、男女共同参画社会を実現するうえで克服すべき重要課題であり、社会全体で暴力を許さないという意識づくりと防止対策や被害者支援等の総合的な取組が必要とされています。

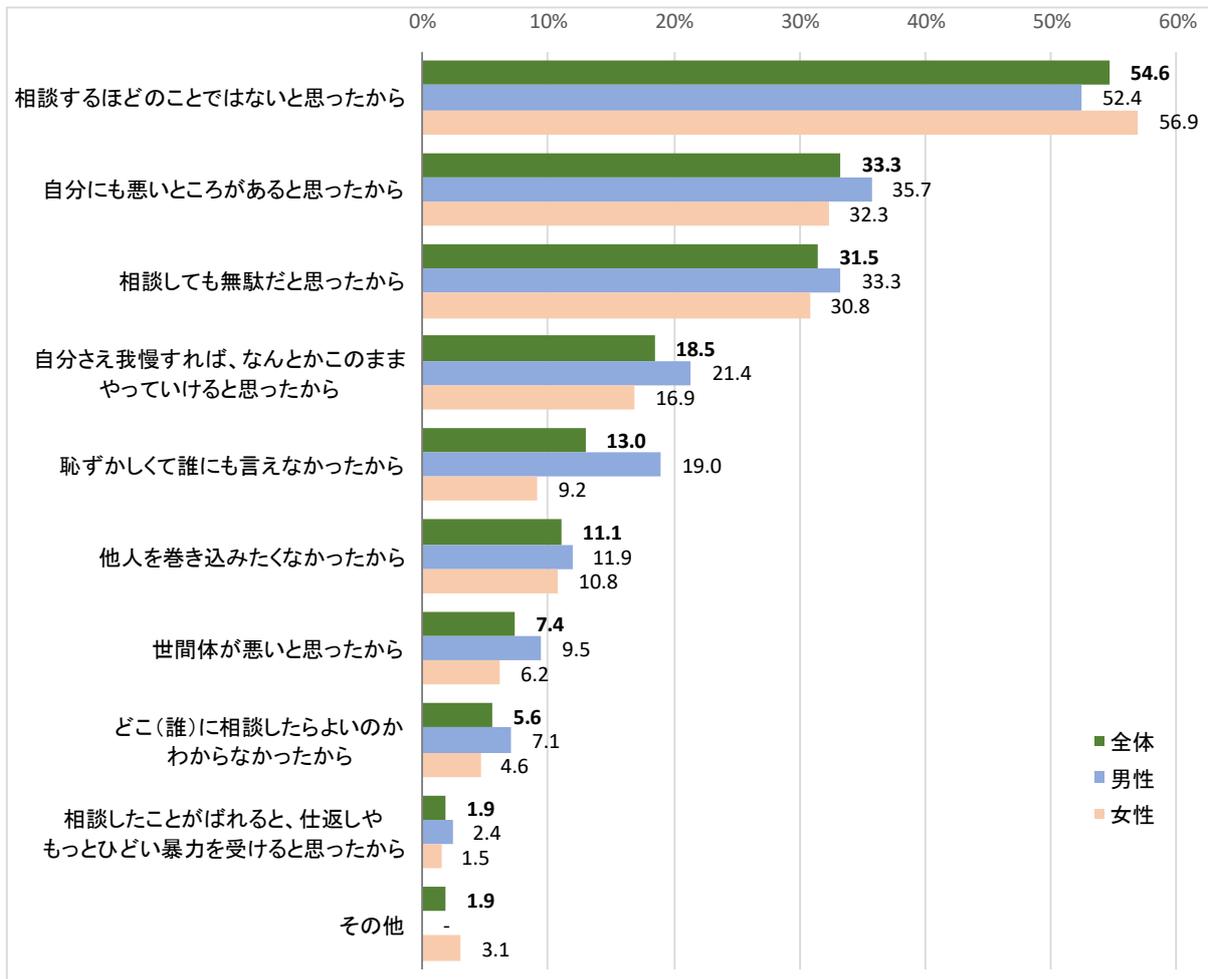
図 20. DVに関する相談状況



資料：令和4年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

※DV（ドメスティック・バイオレンス Domestic Violence）：一般的には「配偶者や恋人等の親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用される。

図 21. DVの相談ができなかった理由（複数回答）



資料：令和4年度男女共同参画に関する市民意識アンケート調査報告書

■ 成果目標 ■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
DVに関する市の相談窓口（家庭児童相談室等）の認知度	23.7%	40.0%	こども課

■施策の方向■

(2) -① 配偶者等からの暴力を許さない意識づくり

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
87	○配偶者等からの暴力などに関する現状把握 配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等、暴力に関する現状把握に努めます。	継続	家庭 事業所	こども課
88	○配偶者等からの暴力防止などに関する意識啓発 すべての人々の人権が真に尊重され、暴力を許さない社会の実現に向けた広報誌、ホームページ、ケーブルテレビ等を通じた啓発を行い、国等の関係機関と連携を図ります。	継続	家庭 地域 各種団体	こども課

(2) -② 相談窓口の周知と自立や心のケア等の支援体制の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
89	○広報誌やホームページを利用した相談窓口の周知 広報誌やホームページを利用してDV等の相談窓口の周知に努め、関係機関と連携を図りながら相談体制の周知に努めます。	継続	家庭 地域	こども課
90	○女性相談員の配置など相談しやすい相談体制の整備 女性相談員の配置やプライバシーの保護に配慮した相談体制をとり、関係機関と連携を図りながらだれもが相談しやすい体制の整備に努めます。	継続	家庭 地域	こども課
91	○暴力被害者に対する支援（生活の自立支援・カウンセリング等）の充実 自立支援・カウンセリング等、被害者の安心安全に配慮しながら自立と心のケアについて、専門機関と連携を図りながら支援に努めます。	継続	家庭 地域	こども課

(2) -③ 関係機関との連携と支援に関わる人材育成の推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
92	○関係機関との連携による早期発見・通報体制の整備 医療関係者、警察、民生委員・児童委員、人権擁護委員、男女共同参画推進員等との連携を図り、DV被害者の早期発見・通報等に関する体制の整備に努めます。	継続	行政 各種団体	こども課
93	○支援に関わる人材育成の推進 DV被害者の早期発見や二次被害防止のため支援に関わる人への研修の場の提供に努めます。	継続	行政 各種団体	こども課

重点課題（3）生涯にわたる健康づくりへの支援

■現状と課題■

一人ひとりが互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画の社会の形成に際し、前提となるものといえます。

心身及びその健康について、正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、「性と生殖に関する健康と権利」についての視点が殊に重要です。

加えて、一人ひとりが生涯を見通した健康な体づくりを推進するため、スポーツ参加を推進するなどの環境整備を行うことが求められています。

これらの観点から、互いの性差に応じた健康についての理解を深めつつ、一人ひとりの健康を生涯にわたり包括的に支援するための取組や、男女の性差に応じた健康を支援するための取組を総合的に推進することが必要となっています。

■成果目標■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
がん検診受診者数（延べ）	9,785人(R3)	10,000人	健康福祉課
体育施設の利用者数（延べ）	156,595人 (R3)	185,000人	文化スポーツ課
総合型地域スポーツクラブ会員数	1,176人(R3)	1,900人	文化スポーツ課

※「性と生殖に関する健康と権利」：女性が自らの健康や体について正確な知識を持ち、性の主体として自らが決定すること。また・そのために必要な情報が得られること。1994年の世界人口開発会議で提唱され、今日の女性の人権の重要な一つと認識されています。

■施策の方向■

(3) -① 性の尊重に関する啓発の促進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
94	○思春期の性、安全な妊娠、性感染症の防止、避妊、更年期の対応、性教育等についての情報提供と啓発の実施 性を尊重し、生殖に関する自己決定権とそれに伴う責任において、正しい知識と情報を提供し、啓発に努めます。学校では性に関する正しい知識を身につけ、生命の尊重や心のつながりを重視し、保護者の理解を得ながら適切な指導を行います。	継続	学校 家庭	健康福祉課 教育総務課

(3) -② 妊娠・出産に関わる保健医療体制の充実

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
95	○安心な妊娠・出産への支援の充実 安心な妊娠・出産への支援を図るための、妊婦への健康診査・指導及び妊婦健康相談の充実を図るとともに、妊産婦への医療費助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	継続	家庭	健康福祉課 こども課
96	○事業主や従業員に対する、妊娠中の女性労働者の健康管理についての理解促進 妊娠・出産期の母性健康管理に配慮した職場環境の整備のため、意識啓発を行います。	継続	事業所	商工観光課 健康福祉課 こども課
97	○不妊症・不育症に関する専門相談及び治療助成の充実 不妊症治療費及び不育症治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図り、少子化対策の充実を図ります。また、不妊症・不育症に悩む夫婦に対し相談や情報提供を行います。	継続	家庭	健康福祉課

(3) -③ 心とからだの健康づくりの推進

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
98	○生涯を通じた健康保持の増進及び健康問題への対策促進 健康診査、健康相談、食生活改善事業等の充実などライフステージに応じた適切な対策及びHIV(エイズ)、性感染症、薬物乱用、喫煙等、健康をおびやかす問題についての対策を推進します。	継続	家庭	健康福祉課
99	○誰もが気軽に参加できる軽スポーツ、レクリエーションの普及・促進 市民のスポーツ活動の参加を促進し、誰もが手軽に取組めるスポーツの推進により健康・体力づくりに努めます。	継続	地域	文化スポーツ課
100	○心の健康相談事業の充実 自殺やアルコール問題等、様々な心の健康相談事業を充実します。	継続	家庭	健康福祉課

男女共同参画社会の実現に向けて、「小矢部市男女共同参画プラン」の着実な推進を基本目標とするものです。

計画の推進にあたっては、行政だけでなく、家庭、学校、地域、事業所、各種団体が、様々な立場から責任を担い、協力しあう中で施策を進めていくことが不可欠です。

プランの実現に向けて力を合わせるため、市民が話し合う共通の場として、また、プランの進行状況を評価し、必要な意見を市に提言する場として、2016年度（平成28年度）に「小矢部市男女共同参画推進会議」が設置され、協議いただいているところです。また、2003年（平成15年）に設置した「小矢部市男女共同参画推進員」は、小矢部市における男女共同参画の推進において、中心的な役割を担っていただいています。

プランの実現のためには、プランを広く市民に周知徹底し、理解と協力を求めることが必要であり、様々な手段により、PRを図っていきます。

一方、時代の変化に伴い、男女共同参画への取組は、より進展していくことが予想されます。国・県等関係機関とも連携し、男女共同参画にかかわる諸問題の調査研究を引き続き実施し、情勢的確な把握を行い、具体的な施策に反映することにより、一人ひとりがさらに輝く、いきいきとしたまちの実現に努めていきます。

ともに拡げる

(1) 推進体制づくり

- ①市民と協働による男女共同参画の推進
- ②男女共同参画を推進するグループの活動支援
- ③庁内推進体制の整備

(2) 男女共同参画推進のための拠点機能の確立

- ①ジェンダー平等を推進する活動拠点の確立

(3) プランの周知及び調査・研究

- ①男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究
- ②プランの周知

重点課題（1）推進体制づくり

■現状と課題■

2003年（平成15年）に「小矢部市男女共同参画プラン」が策定され、その進行管理を行うことを目的として、2006年（平成18年）に「小矢部市男女共同参画推進協議会」の設置後、2016年（平成28年）に「小矢部市男女共同参画推進会議」が設置され、協議いただいています。庁内の推進体制については、事業担当部署と連携を図り推進体制を強化するとともに、全庁をあげて取り組んでいきます。

また、引き続き、市民と行政が協力し合って取り組むことが必要であり、連携を強化していくことが求められています。

■施策の方向■

(1) -① 市民と協働による男女共同参画の推進

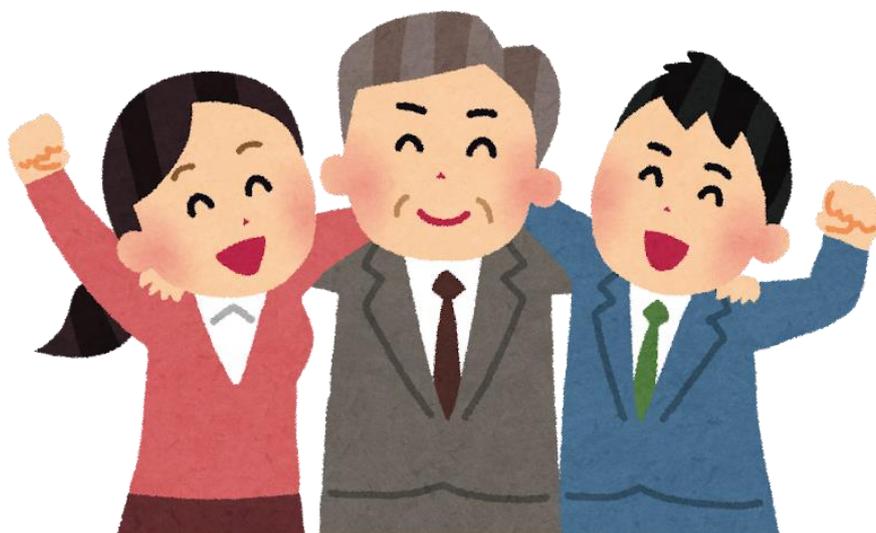
事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
101	○男女共同参画推進会議による進行管理 男女共同参画推進会議において、計画や男女共同参画に関する重要な事項について調査・審議を行います。	継続	各種団体 地域	定住支援課
102	○行政相談員や人権擁護委員を始めとする関係機関との連携 多様化する男女共同参画に関する問題に対処するため、行政相談員や人権擁護委員を始めとする関係機関との連携を強化します。	継続	地域 各種団体 行政	生活環境課
103	○国・県・関係機関との連携 計画を推進するに当たって、国・県・関係機関との連携や他市町村との情報交換を図ります。	継続	行政	定住支援課
104	○男女共同参画都市宣言の市民への浸透 市をあげて男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画都市宣言の市民への浸透を図ります。	継続	行政	定住支援課

(1) -② 男女共同参画を推進するグループの活動支援

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
105	○グループ間のネットワークの構築 男女共同参画社会の実現に向けて活動する民間団体との連携を強化し、各種団体のネットワークづくりと市民参画による計画の推進に努めます。	継続	各種団体 地域	定住支援課
106	○小矢部市男女共同参画推進員の活動支援 男女共同参画社会の実現に向けて積極的に活動している小矢部市男女共同参画推進員の支援を行います。	継続	各種団体 地域	定住支援課

(1) -③ 庁内推進体制の整備

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
107	○庁内体制の充実 計画を推進するとともに評価・点検や調査研究を行うため、庁内組織である「小矢部市男女共同参画プラン推進委員会」を組織し、関係部局との連携を図ります。	継続	行政	定住支援課



重点課題（2）男女共同参画推進のための拠点機能の確立

■現状と課題■

2010年におやべ市民活動サポートセンターが開設され、その機能を2020年、小矢部市民交流プラザに移管し、男女共同参画を推進する活動拠点とするなど様々な市民活動をサポートする施設機能として、活用されてきました。今後は、市内の既存施設の有効利用を図り、男女共同参画の推進のみならず様々な市民活動の拠点として活用が求められています。

■施策の方向■

(2)-① ジェンダー平等を推進する活動拠点の確立

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
108	○男女共同参画推進の活動拠点の確立 市民活動をサポートする施設機能として、市内の施設を有効活用し、男女共同参画推進の活動拠点づくりに努めます。	継続	行政	定住支援課
109	○ジェンダー平等に関する相談窓口の周知 小矢部市家庭児童相談室で行っているジェンダー平等に関する相談窓口の周知を図ります。	継続	行政	定住支援課 こども課

重点課題（3）プランの周知及び調査・研究

■現状と課題■

男女共同参画社会を実現していくためには、市民に対するプランの周知徹底が不可欠であり、また、男女共同参画にかかわる諸問題についても、調査・研究を引き続き進めていくことが求められています。

■成果目標■

項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
男女共同参画市民のつどい参加者数	160人(R2)	300人	定住支援課

■施策の方向■

(3) -① 男女共同参画に係わる諸問題の啓発、調査、研究

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
110	○男女共同参画に関する市民意識の実態調査 男女共同参画に関するアンケートを定期的実施して、市民の意識変化の調査を行い市民ニーズに合った施策展開を行います。	継続	家庭	定住支援課
111	○情勢変化の的確な把握 計画の効率的な推進につなげるため、社会情勢の変化等の各種調査を実施して、研究や検討を行います。	継続	行政	定住支援課

(3) -② プランの周知

事業番号	事業内容	実施区分	施策の対象及び主体	担当課
112	○小矢部市男女共同参画推進員の活動を通しての周知 男女共同参画推進員の出前講座等を通じてプランの内容の周知を図ります。	継続	地域 家庭 各種団体 事業所	定住支援課
113	○男女共同参画市民のつどいの開催 男女共同参画市民のつどいを開催し、意識啓発とプランの周知に努めます。	継続	地域 家庭 各種団体 事業所	定住支援課
114	○各種団体・グループとの連携による周知 各種団体やグループと連携し、プランの周知を図ります。	継続	行政	定住支援課
115	○様々な広報手段（市広報、パンフレット、ケーブルテレビ等）によるPR プランの概要版を作成し、各戸配布するほか、市広報やパンフレット、ケーブルテレビ、ホームページ等を通じて広くPRを行います。	継続	行政	定住支援課

●計画関連成果目標一覧

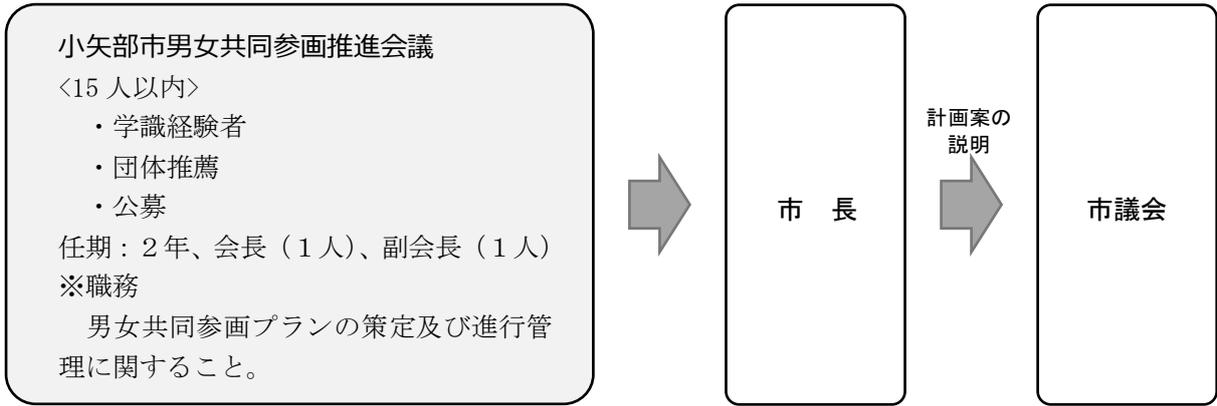
基本目標	重点課題	項目	現状 令和4年度	前期目標 令和9年度	担当課
I 意識・風土づくりを尊重する	(1) 制度や社会慣習、しきたりの見直し、意識改革	社会通念・慣習の分野で平等と感じる割合	13.2%	20.0%	定住支援課
		育児・介護・家事講座等の男性参加者数	56人(R3)	150人	定住支援課 健康福祉課 文化スポーツ課
		家庭生活で平等と感じている割合	24.7%	40.0%	定住支援課
	(2) 男女共同参画意識の浸透とジェンダー平等の教育・学習の充実	職場で平等と感じている割合	19.3%	30.0%	定住支援課
		学校教育の場で平等と感じている割合	54.6%	60.0%	定住支援課
		おやベイクボス宣言事業所登録数(累積)	72事業所	100事業所	定住支援課
		市男女共同参画推進員数	38人	40人	定住支援課
	(3) 意識改革への市民参画の推進	おやべ型1%まちづくり事業件数	61件	90件	定住支援課
		市民教養講座登録者数	32人	40人	文化スポーツ課
II 共同場参画の方針決定	(1) 政策・方針決定過程の場への男女共同参画の推進	審議会等における女性委員の割合	23.9%(R3)	40.0%	定住支援課
		女性委員がいない審議会等の数	3(R3)	0	総務課
		行政における女性管理職の登用率	28.8%	30.0%	総務課
	(2) 女性の人材育成	人材リストの登録者数	0人	30人	定住支援課
		女性防災士の人数	12人	20人	総務課
III 一人ひとりの自立を促す環境づくり	(1) 家庭での男女共同参画の推進	ママパパ講座の年間受講者数	54人(R3)	140人	健康福祉課
		放課後児童クラブ受入率	100%(R3)	100%	こども課
		休日・一時保育の利用児童数(延べ)	733人(R3)	800人	こども課
		病児・病後児保育の利用児童数(延べ)	119人(R3)	200人	こども課
	(2) 職場・仕事での男女共同参画の推進	女性農業士の数	13人	20人	農林課
		商業インキュベータ女性独立者数	0件	1件	商工観光課
	(3) 地域での男女共同参画の推進	地域活動の場で平等と感じる割合	20.3%	30.0%	定住支援課
		シルバー人材センター会員登録数	333人(R3)	390人	健康福祉課
		ふれあいいきいきサロン開催回数(延べ)	503回(R3)	580回	健康福祉課
		ボランティアセンター登録ボランティア登録者数	2,138人(R3)	3,000人	社会福祉課
IV しんく権を擁護する	(1) 一人ひとりの人権尊重	人権教育・啓発活動回数	11回(R3)	15回	生活環境課
		人権教育・啓発活動参加者数等	1,737人(R3)	2,000人	生活環境課
	(2) 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶	DVIに関する市の相談窓口(家庭児童相談室等)の認知度	23.7%	40.0%	こども課
		がん検診受診者数(延べ)	9,785人(R3)	10,000人	健康福祉課
	(3) 生涯にわたる健康づくりへの支援	体育施設の利用者数(延べ)	156,595人(R3)	185,000人	文化スポーツ課
		総合型地域スポーツクラブ会員数	1,176人(R3)	1,900人	文化スポーツ課
V プランの推進	(3) プランの周知及び調査・研究	男女共同参画市民のつどい参加者数	160人(R2)	300人	定住支援課



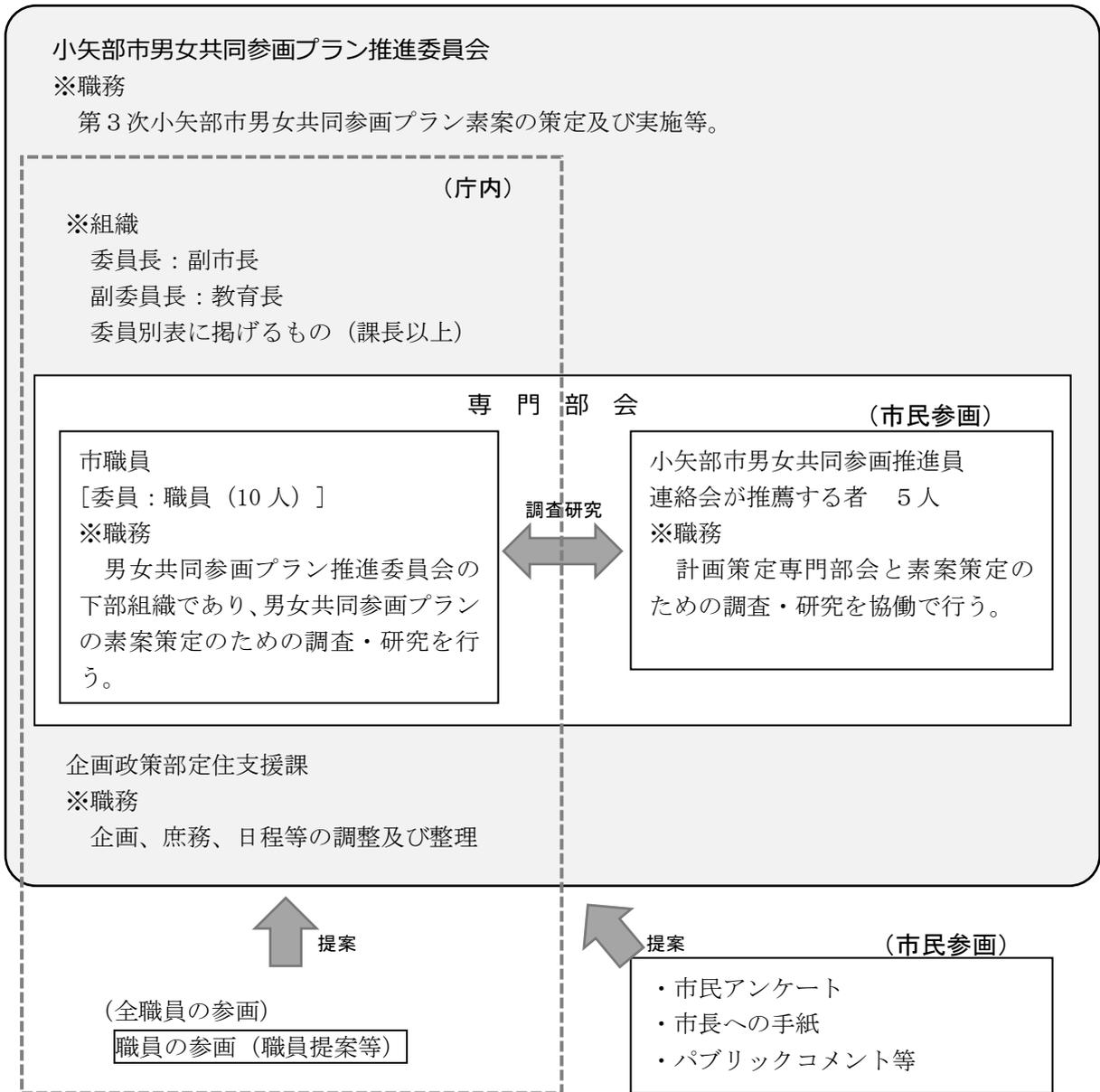
資料編



「第3次小矢部市男女共同参画プラン」策定に関する組織



素案づくりの指示 ← 素案の提出



小矢部市男女共同参画推進会議規則

平成28年3月24日規則第15号

小矢部市男女共同参画推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例（平成28年小矢部市条例第6号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、小矢部市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成し、市長が委嘱する。

- (1) 男女共同参画社会の推進について識見を有する者
- (2) 市内団体の代表者から推薦された者
- (3) 公募による者（20歳以上の市民に限る。）

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議において、非公開の決定がされた内容等については、非公開とすることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(細則)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

小矢部市附属機関条例

平成28年 3月24日 条例第6号

小矢部市附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その所掌事務及び委員の定数は、同表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年 4月 1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	所掌事務	委員の定数
略	略	略
小矢部市男女共同参画推進会議	(1) 小矢部市男女共同参画プランの策定及び進行管理に関する事 (2) 男女共同参画を推進する団体及び個人のネットワークの構築に関する事 (3) 男女共同参画推進員の活動支援に関する事 (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する事	15人以内
略	略	略

計画策定の経緯等

①小矢部市男女共同参画推進会議 委員名簿

役職等	氏名	推薦団体等
会長	上田 光雄	公募委員
副会長	山本 柳子	小矢部市女性団体連絡協議会
委員	山口 誠一	小矢部市自治振興会協議会
委員	中嶋 秀明	小矢部市商工会
委員	今村 健	小矢部市企業協会
委員	中山 光子	砺波人権擁護委員協議会小矢部地区委員会
委員	水口 淳子	小矢部市小中学校校長会
委員	伊掛 博	小矢部市P T A連絡協議会
委員	吉田 健二	小矢部青年会議所
委員	岡本 茂男	小矢部市男女共同参画推進員連絡会
委員	平田 好美	小矢部市家庭児童相談員

②小矢部市男女共同参画推進会議 経過一覧

開催日	開催回	内容	場所
令和4年 10月28日	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱書交付、正副会長の選出 ・小矢部市男女共同参画プラン（第2次）改定版について ・令和4年度の男女共同参画への取組みについて ・第3次小矢部市男女共同参画プランの策定について 	小矢部市役所 501 会議室
令和5年 1月25日	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次小矢部市男女共同参画プラン素案について ・今後のスケジュールについて 	小矢部市役所 特別会議室
令和5年 3月2日	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次小矢部市男女共同参画プラン（案）について 	書面評決

男女共同参画社会基本法

〔平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号〕

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もっ

て男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参

画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

ために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形

成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

2 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

3 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要が

あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附則〔平成11年7月16日法律第102号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日〔平成13年1月6日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 〔略〕

2 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲

げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1~10 〔略〕

11 男女共同参画審議会

12~58 〔略〕

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則〔平成11年12月22日法律第160号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

富山県男女共同参画推進条例

(平成 13 年 4 月)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成を促進するため、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって活動に参画し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女は平等であり性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し)

第 4 条 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げないようにすることを旨として、行われなければならない。(政策又は方針の立案及び決定への 男女の共同参画)

第 5 条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針

の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と社会における活動の両立)

第 6 条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。(男女の生涯にわたる健康の確保)

第 7 条 男女共同参画の推進は、男女が生涯を通じて健康(身体的、精神的及び社会的に良好な状態にあることをいう。)であって、それぞれの身体の特徴について互いに理解を深めることにより、安全な妊娠及び出産が快適な環境の下にできるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 8 条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び富山県の地域特性にかんがみ、男女共同参画の推進は、環日本海地域における取組を重視しつつ、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第 9 条 県は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、国、市町村、県民及び事業者と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第 10 条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 11 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(男女の人権侵害の防止)

第 12 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱いセクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)、男女間における暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定)

第 13 条 知事は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱
- (2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な男女共同参画
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ富山県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに県民及び事業者の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第 14 条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習活動において男女共同参画に関する教育及び学習の促進のための適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進員制度)

第 15 条 県は、県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画計画の啓発及び普及その他の活動を行う男女共同参画推進員の制度を設けるものとする。

(拠点施設の設置)

第 16 条 県は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

(県民及び事業者の申出)

第 17 条 知事は、県が実施する男女共同参画推進施策について、県民及び事業者から申出があった場合は、当該申出の適切な処理に努めるものとする。

2 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為による男女の人権の侵害に関し、県民からの相談の申出があった場合は、当該申出の適切な処理を行うものとする。

(調査研究)

第 18 条 県は、男女共同参画推進施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村及び民間の団体に対する支援等)

第 19 条 県は、市町村が実施する男女共同参画推進施策及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、個人及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する取組の奨励に努めるものとする。

第 3 章 富山県男女共同参画議会

(設置及び所掌事務)

第 20 条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、富山県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 男女共同参画の推進に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属された事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項

2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第 21 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任

者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

9 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第4章 財政措置等

(財政上の措置等)

第 22 条 県は、男女共同参画推進施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第 23 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画推進施策の実施の状況についての報告書を作成し、公表するものとする。

(規則への委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

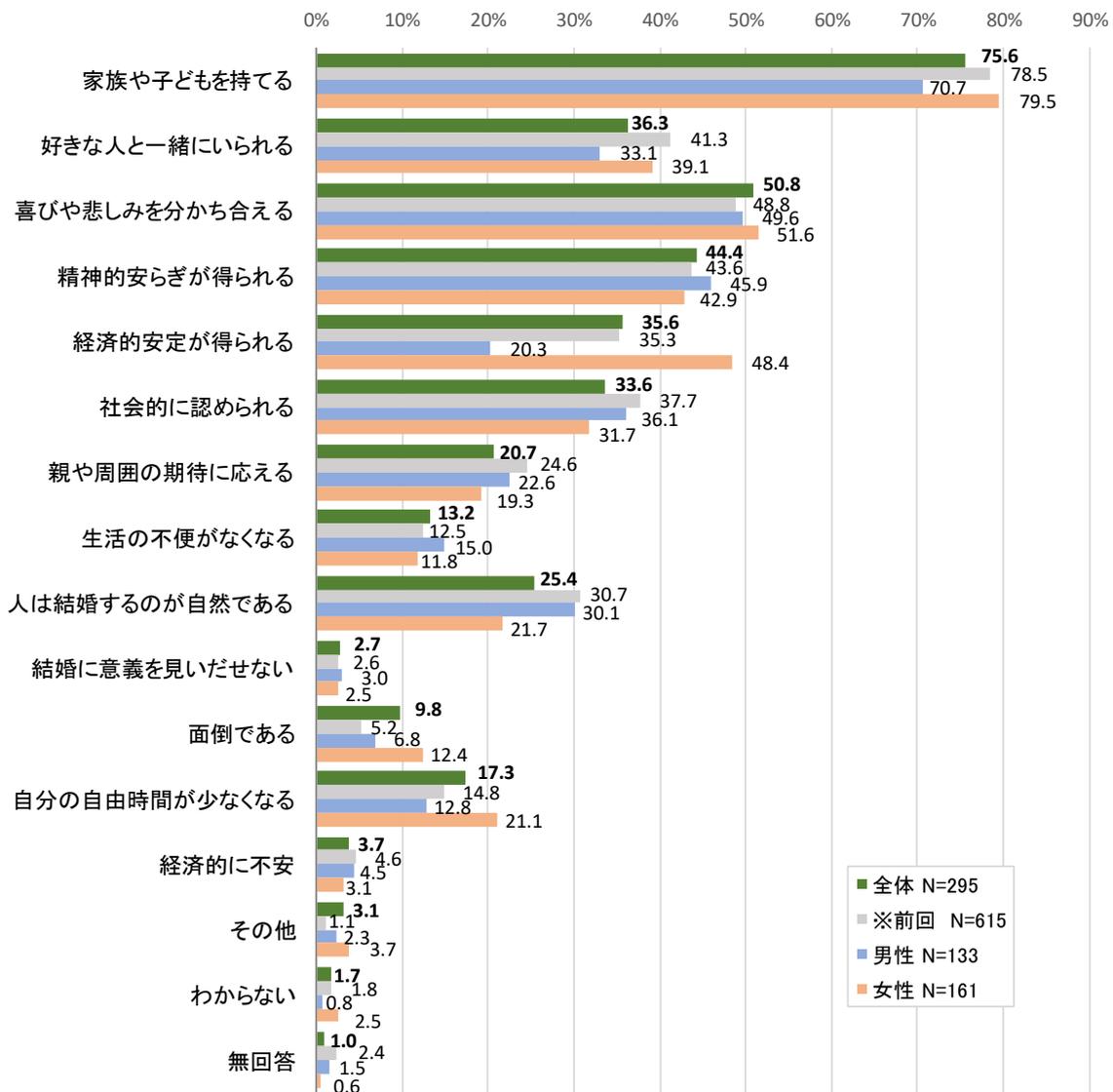
この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

男女共同参画に関するアンケート調査結果

2022年（令和4年）「男女共同参画に関する市民意識アンケート」

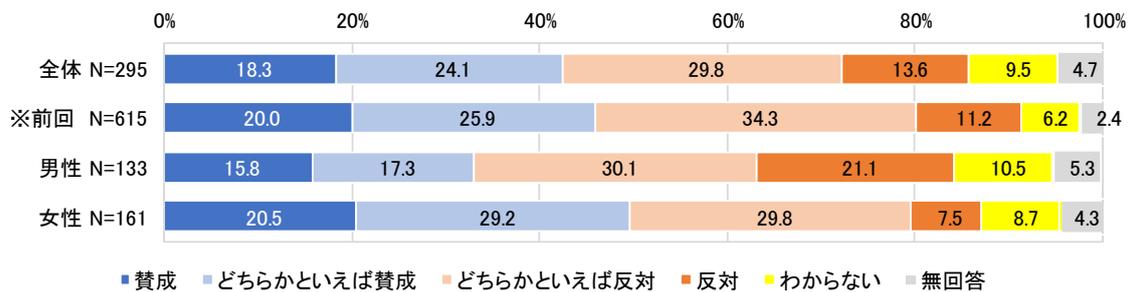
1. 調査対象 市内在住の18歳から89歳の男女 800人を無作為抽出
2. 調査期間 2022年（令和4年）9月26日～10月11日
3. 調査方法 郵送返送方式、Webによる調査
4. 回答数 295（36.9%）

問1 あなたにとって結婚とは、どのようなイメージがあるでしょうか。（複数回答）

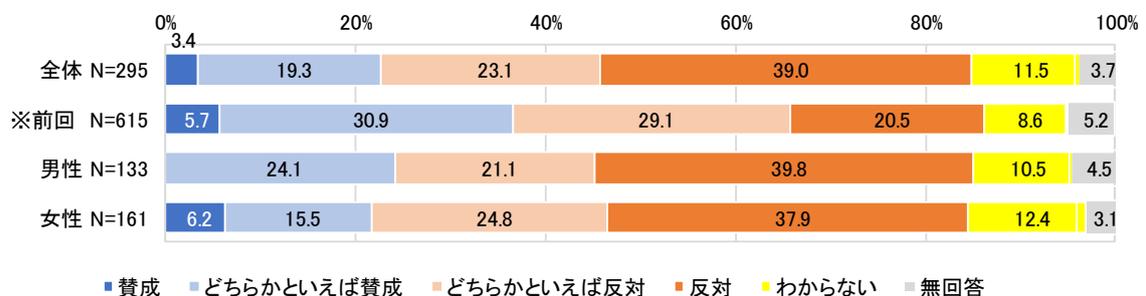


問2 結婚や家庭における夫と妻の役割について、あなたのご意見

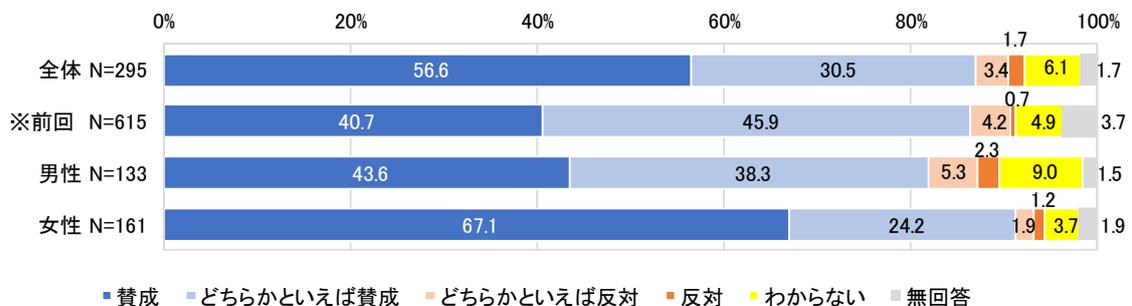
(1) 結婚はしてもしなくてもどちらでもよい



(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

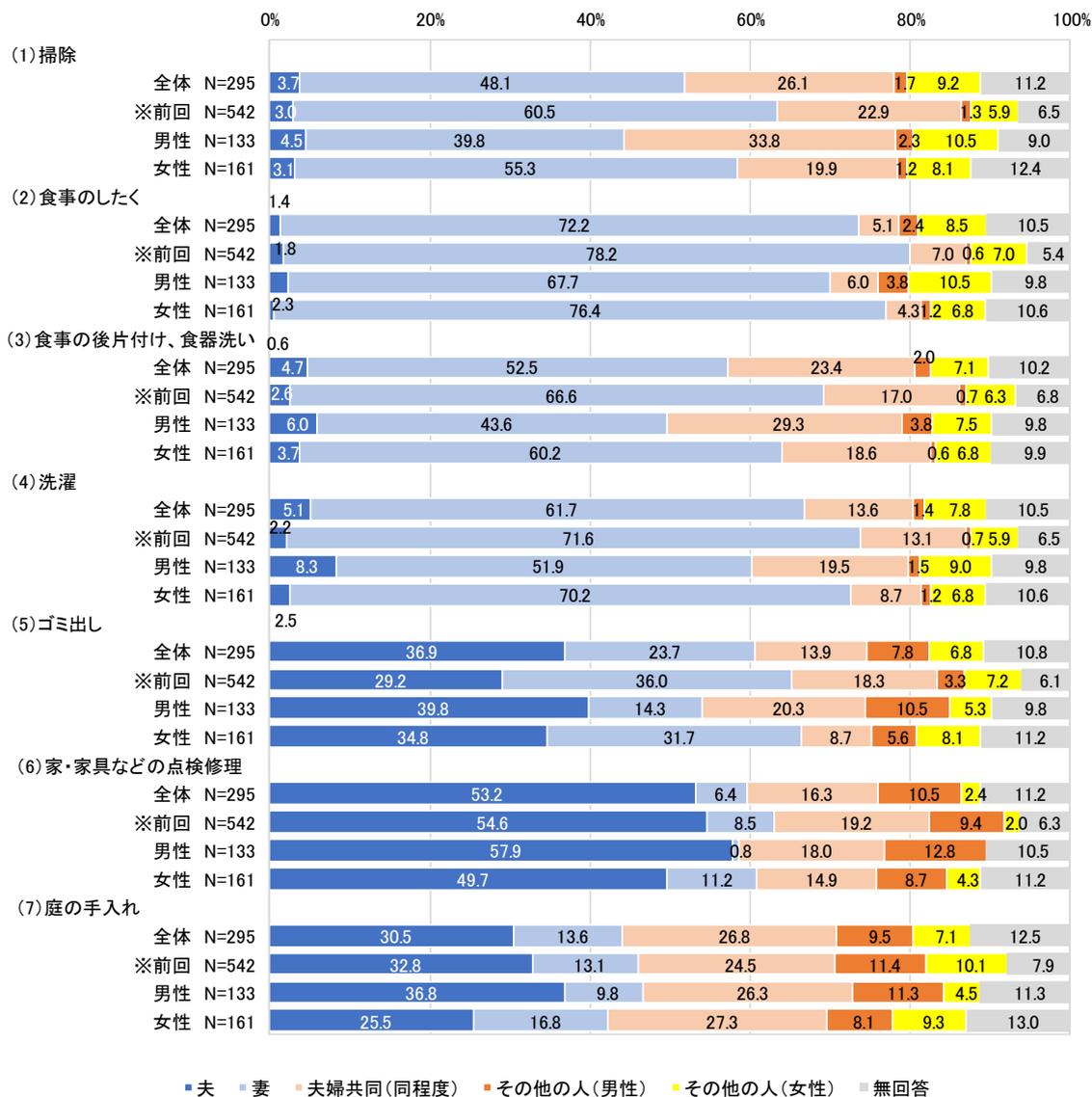


(3) 夫も妻も、共同して家事・育児・介護をするべきである

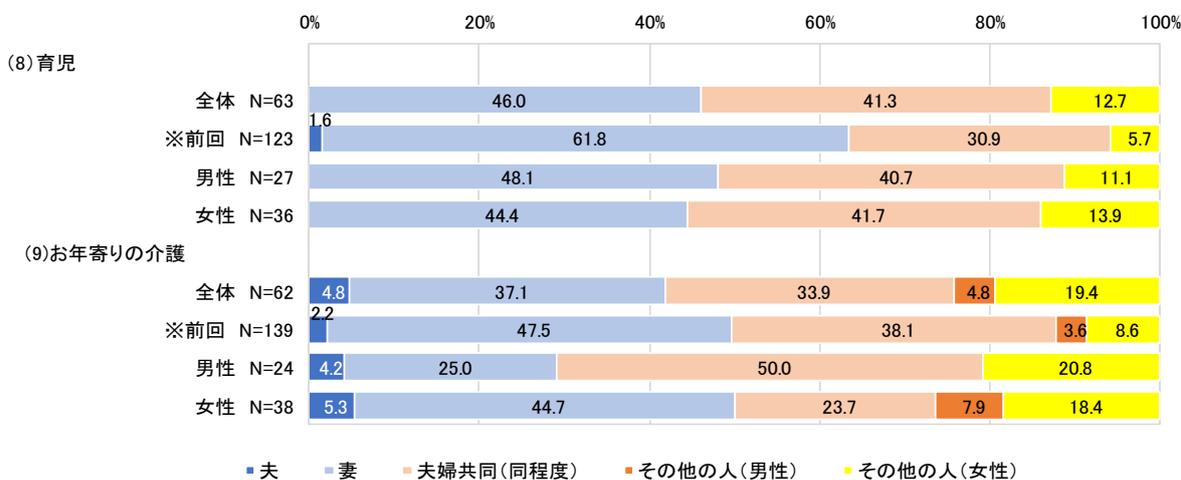


問3 現在、あなたの家庭では誰が主に次の家事を担当していますか。

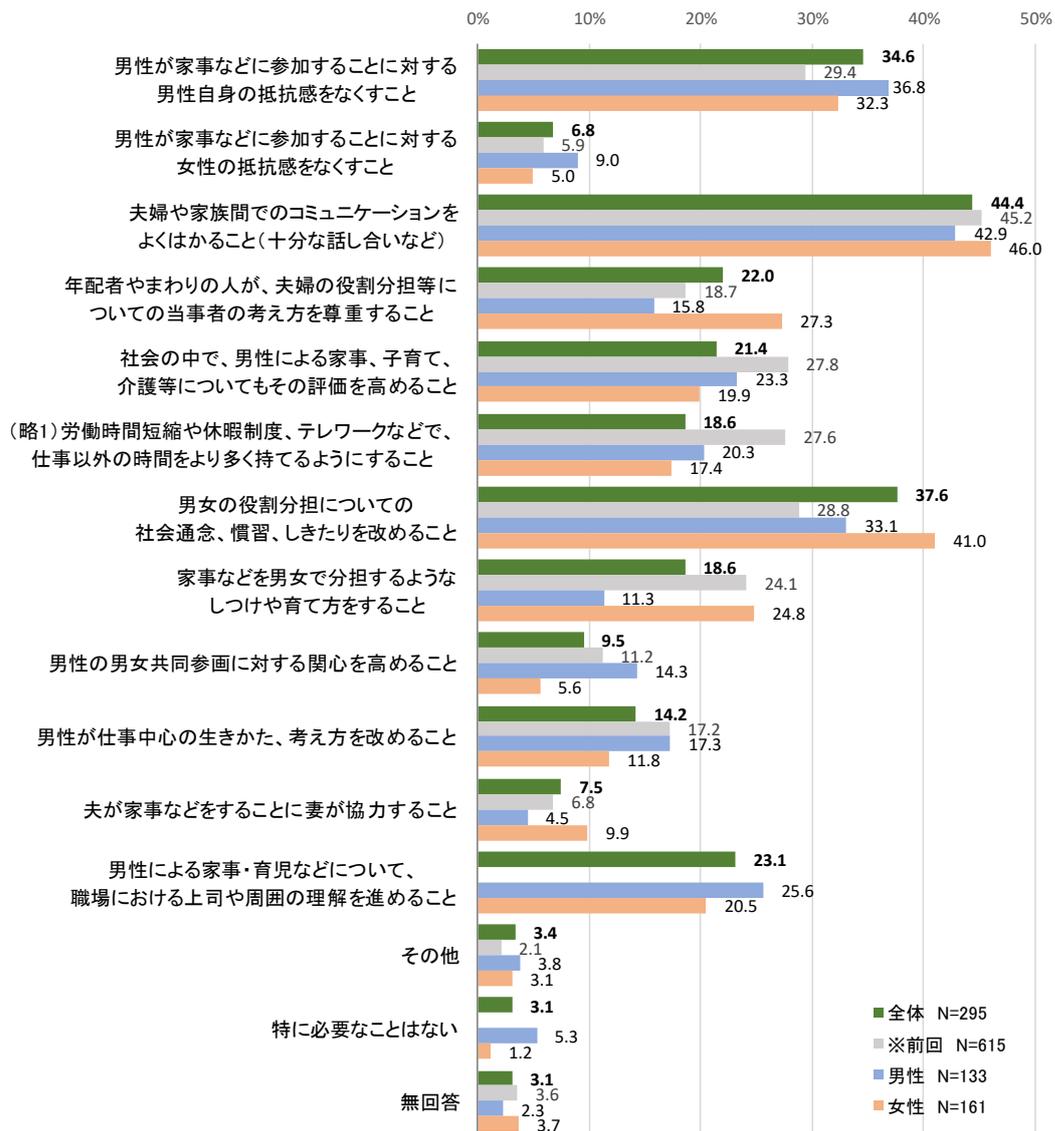
家事の主な担当者①



家事の主な担当者②(対象者のみ 無回答を除く)



問 4 男性が女性とともに家事・育児・介護などに積極的に参加していくためには。(複数回答)

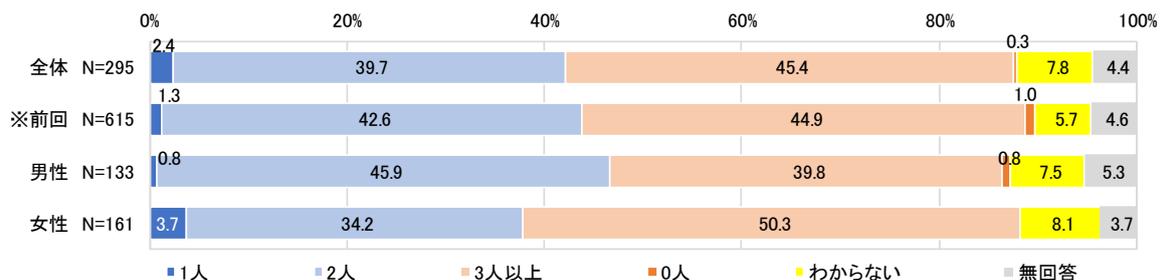


※「男性による家事・育児などについて、職場の上司や周囲の理解を進めること」「特に必要なことはない」の選択肢は、今回調査より追加。

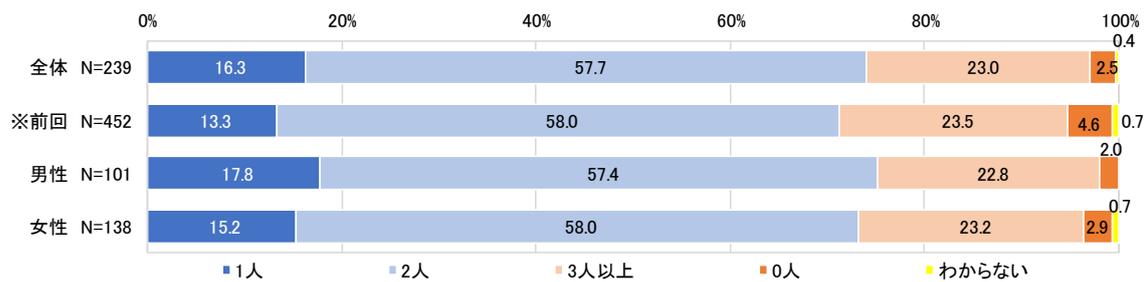
(略1) 労働時間の短縮や休暇制度、テレワークなどのICTを利用した多様な働き方を普及させることで、仕事以外の時間をより高く持てるようにすること」

問5 子どもについてのあなたの考え(理想とする子どもの数と実際の数)

(1)理想とする子どもの数

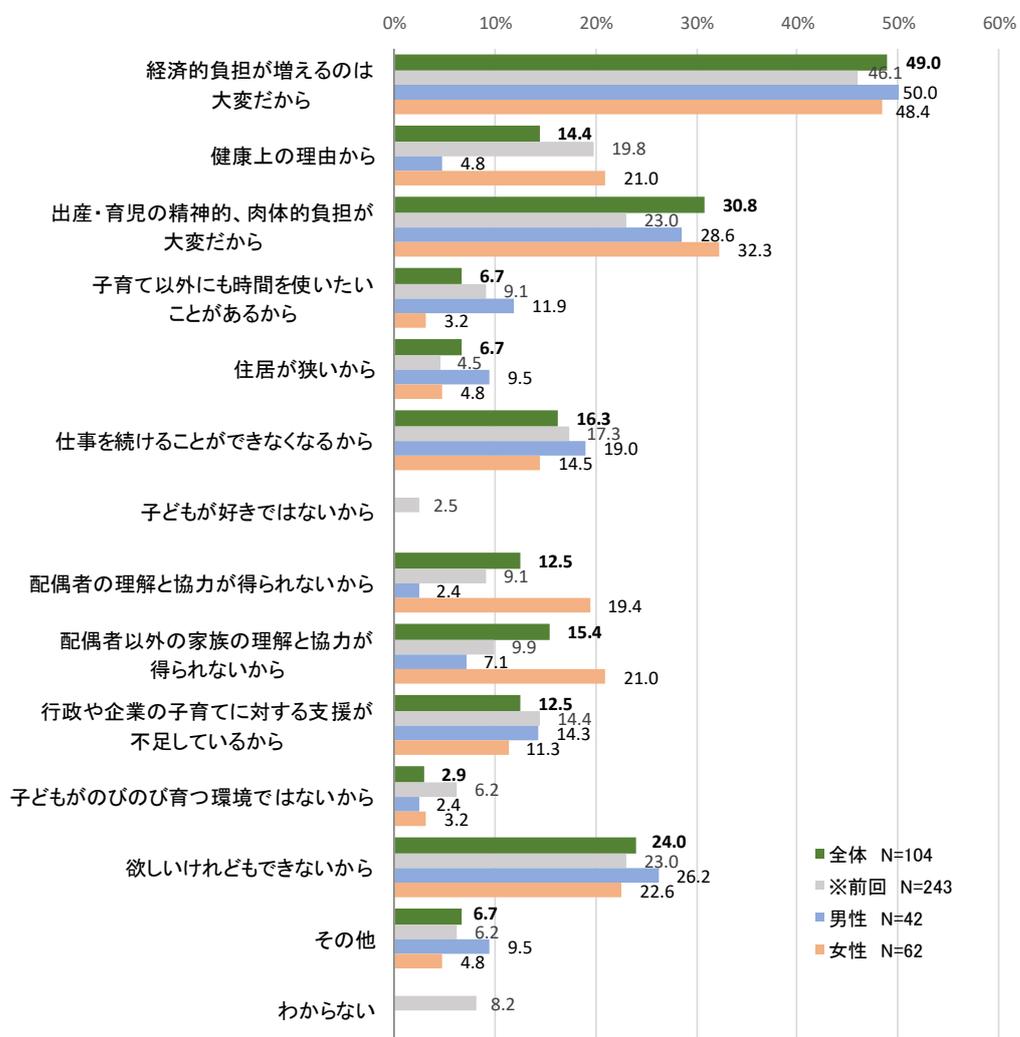


(2) 実際の子どもの数（希望する数 既婚者のみ）



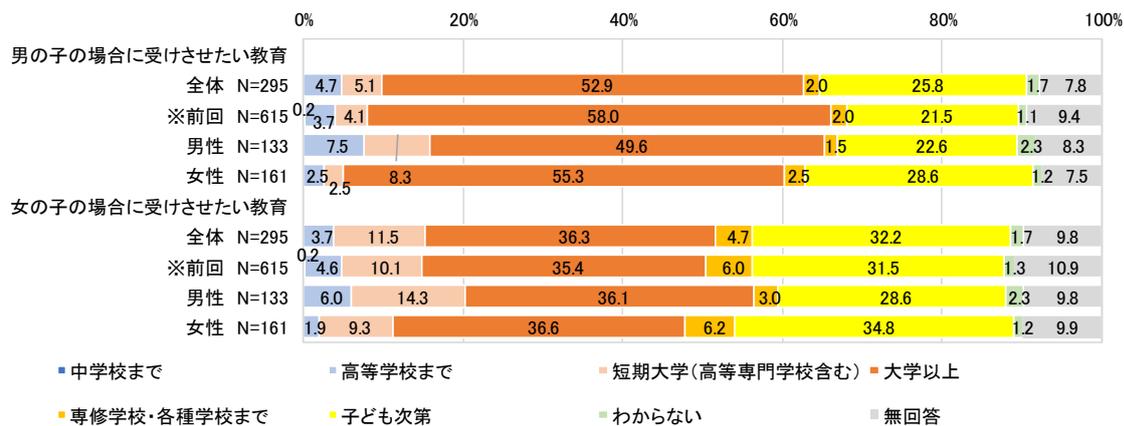
※無回答を除く

問6 理想とする子どもの数よりも実際の子どもの数が少ない理由（複数回答）

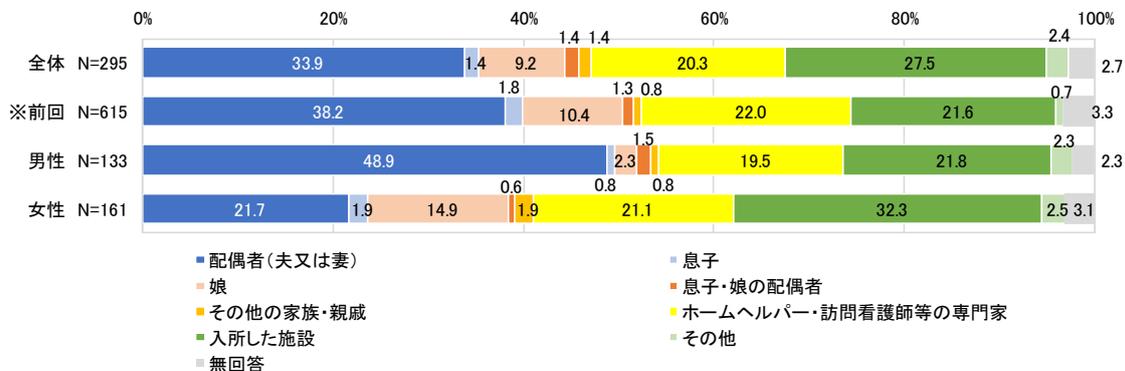


※無回答を除く

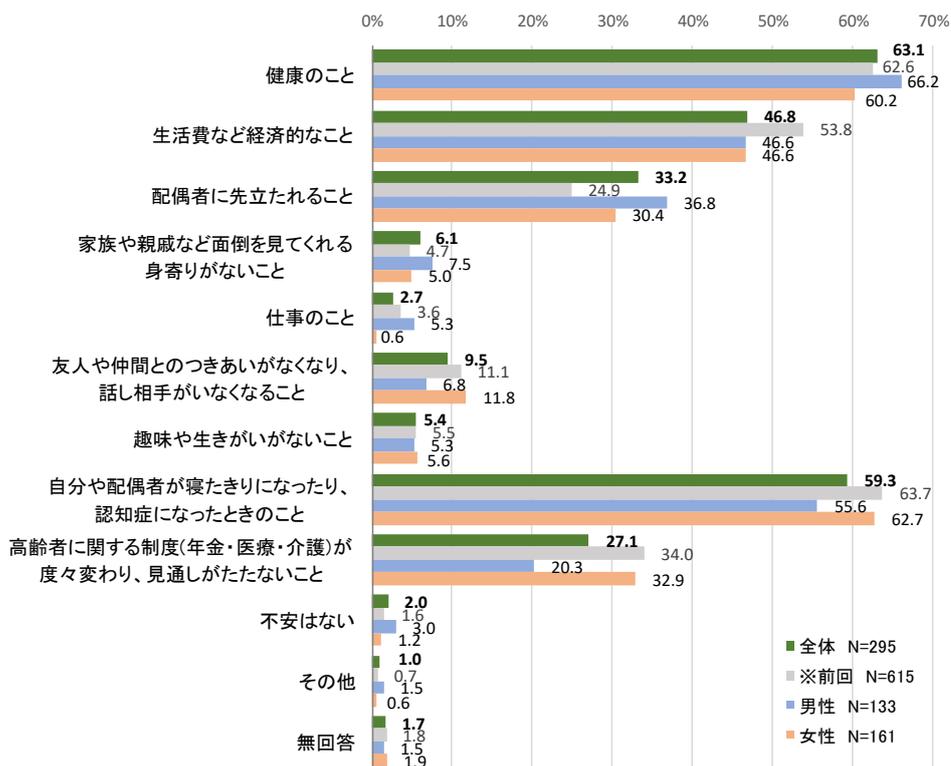
問7 自分の子どもにどの程度の教育を受けさせたいと思いますか



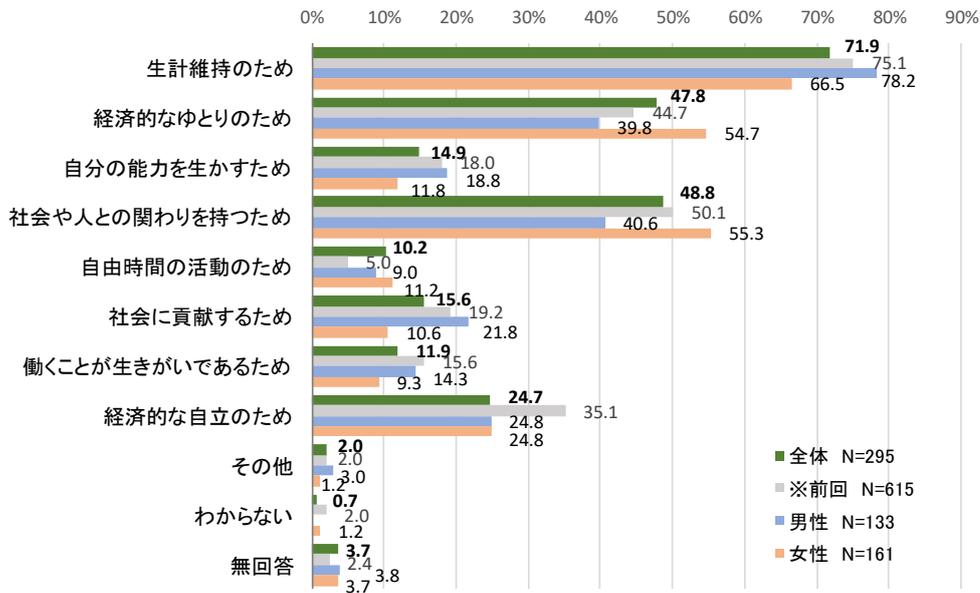
問8 自身が介護を受けるとしたら、誰に介護をしてもらいたいと思いますか



問9 自分の老後(高齢期)についての気持ちはありますか(複数回答)

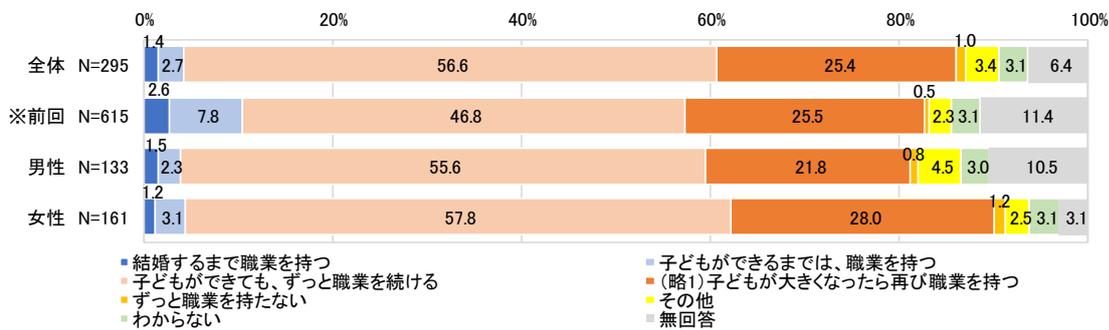


問 10 あなたが考える就業の主な理由（複数回答）



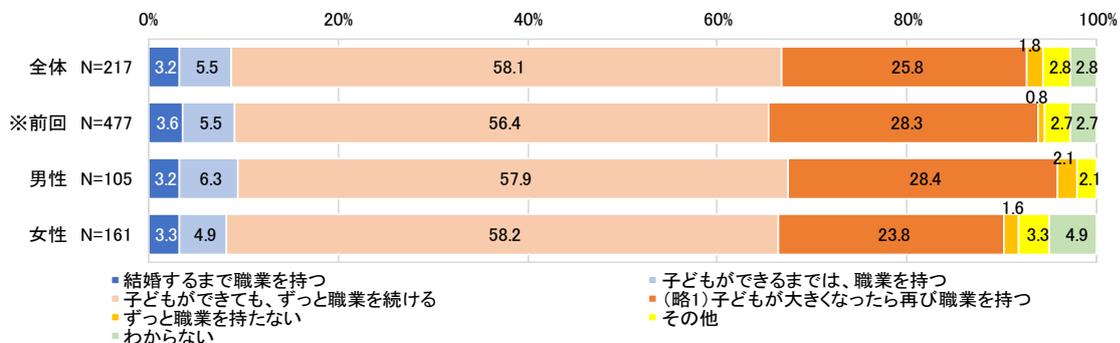
問 11 女性の働き方について（望ましい働き方・実際の働き方）

(1) 望ましい働き方



(略1) 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ

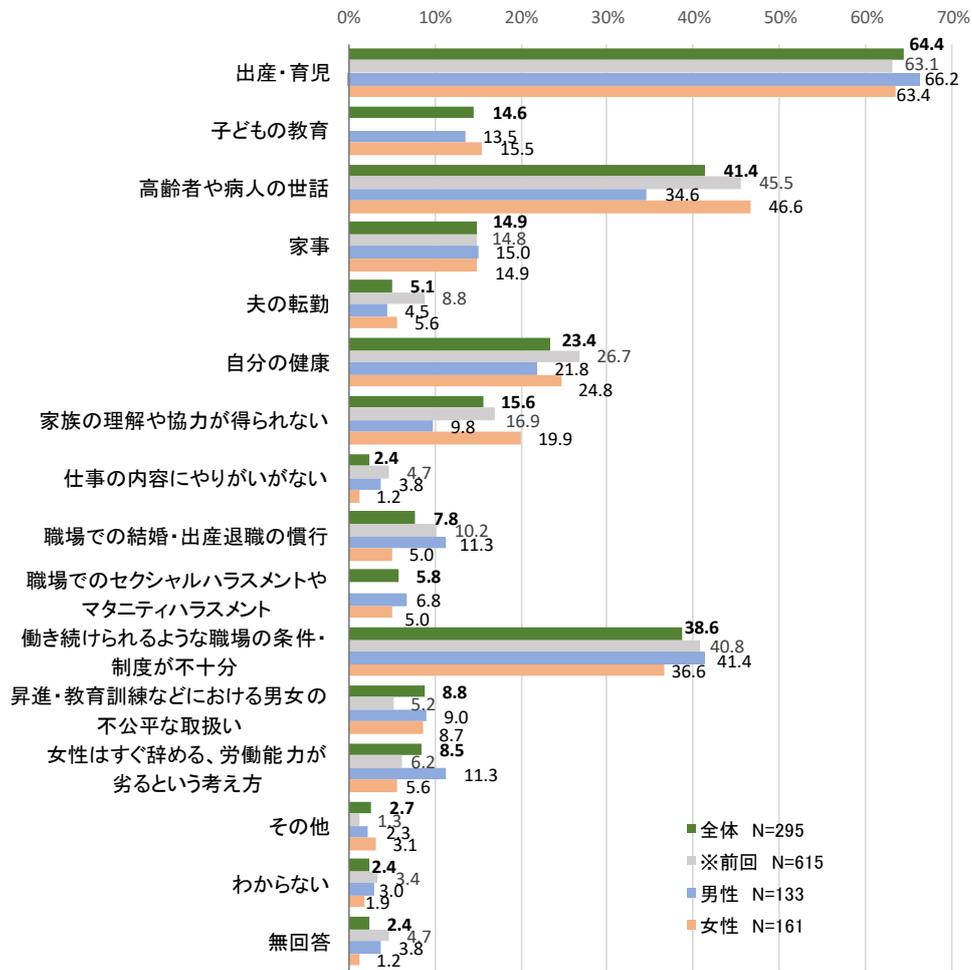
(2) 実際の働き方



(略1) 子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ

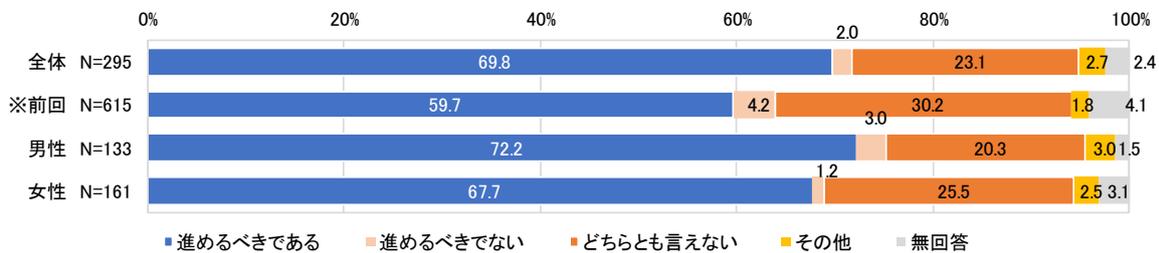
※無回答を除く

問 12 女性が長く働き続けることを困難にしたり、障害になると考えられること（複数回答）

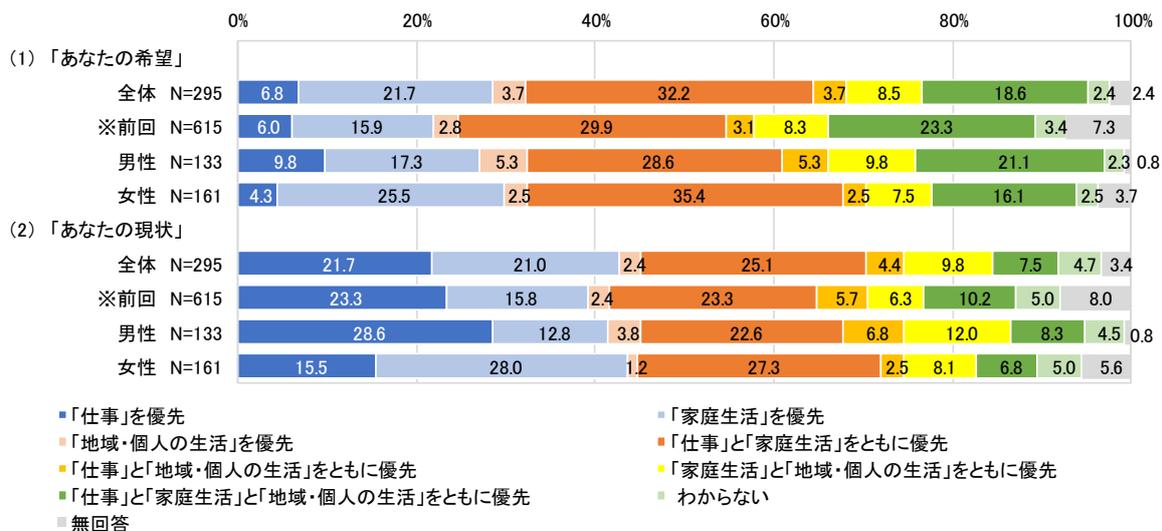


※「子どもの教育」「職場でのセクシャルハラスメントやマタニティハラスメント」の選択肢は、今回調査より追加。

問 13 男性が育児や介護のための休暇・休業をとることを社会的に進めることについて

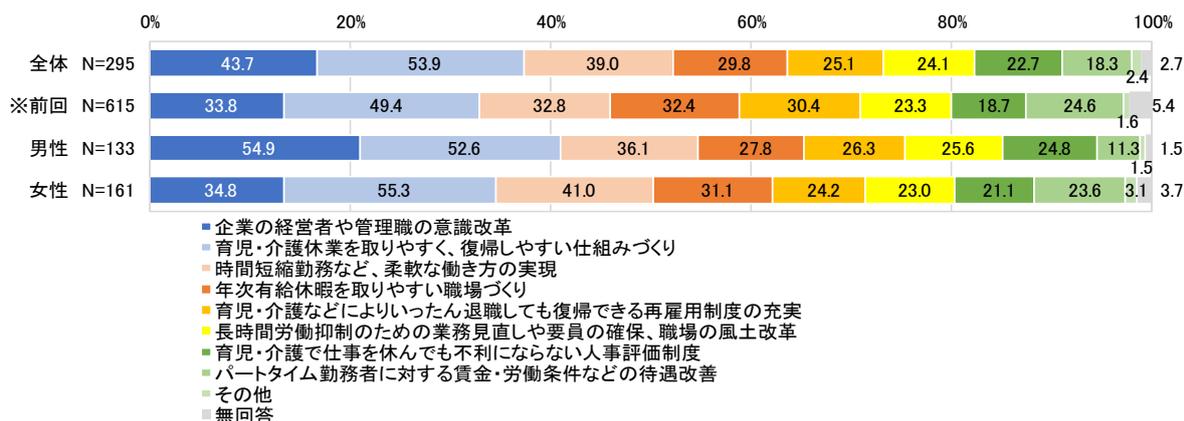


問 14 生活の中での「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について

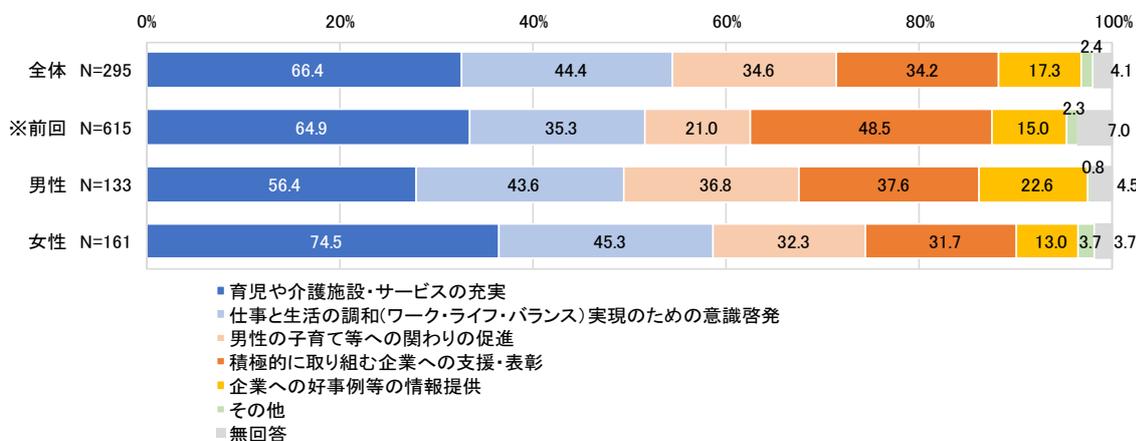


問 15 「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に必要な取組みについて

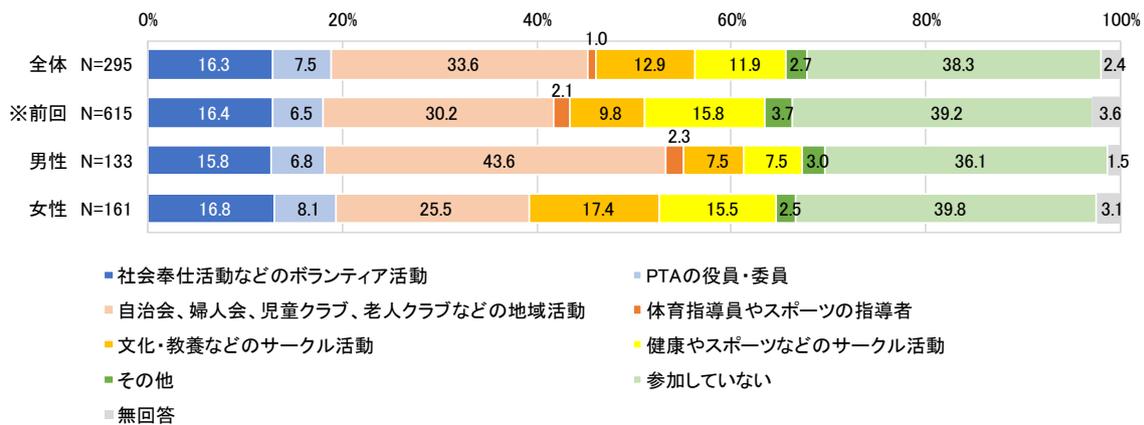
(1) 企業による取組み



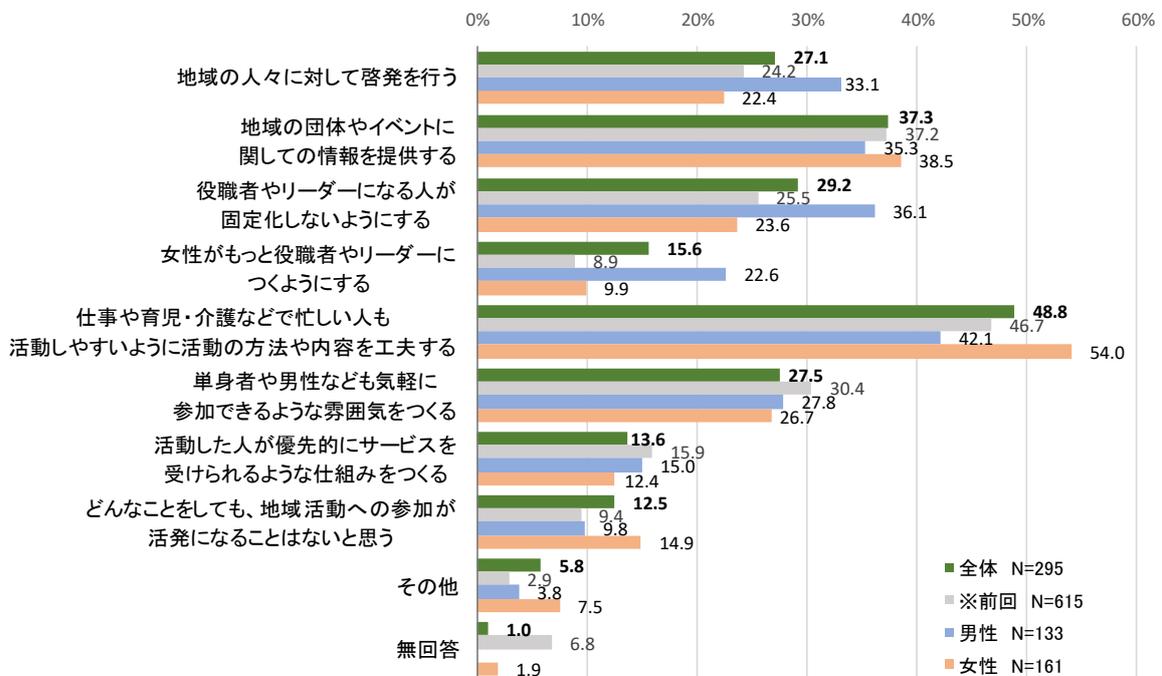
(2) 行政による取組み



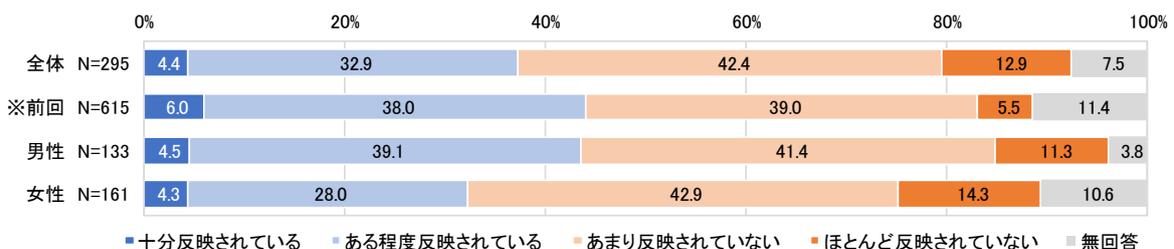
問 16 現在、仕事以外に活動どのような参加していますか、



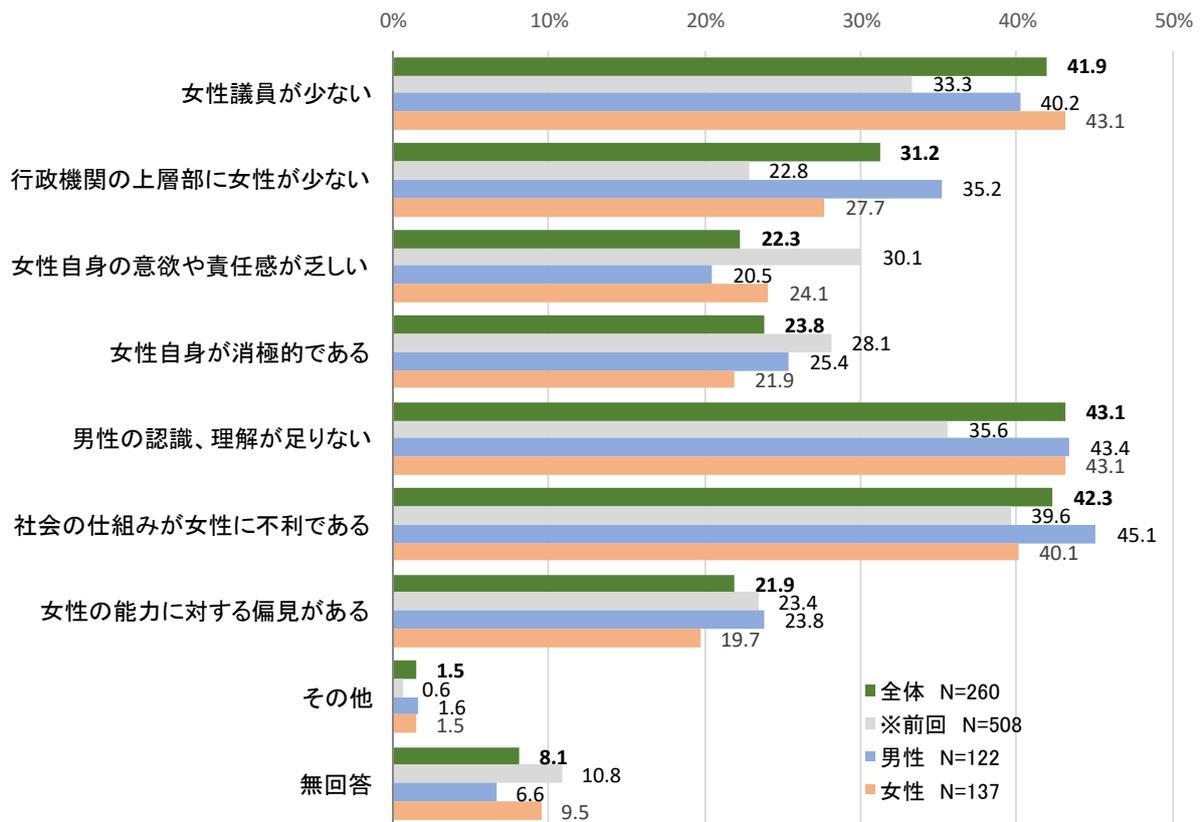
問 17 今後、人々が地域での活動に参加しやすくするために必要なこと



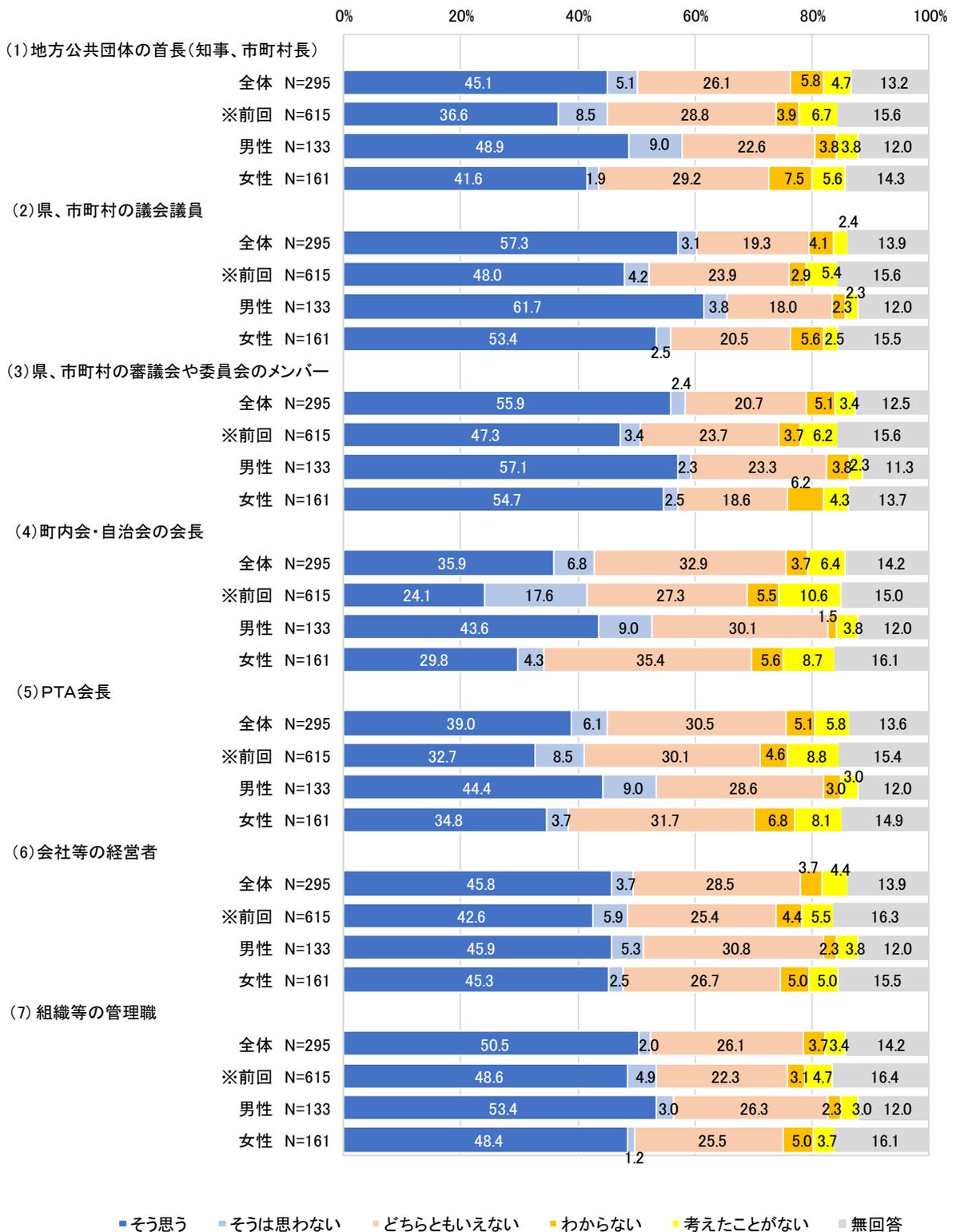
問 18 女性の意見は政治や行政にどの程度反映されていると思いますか。



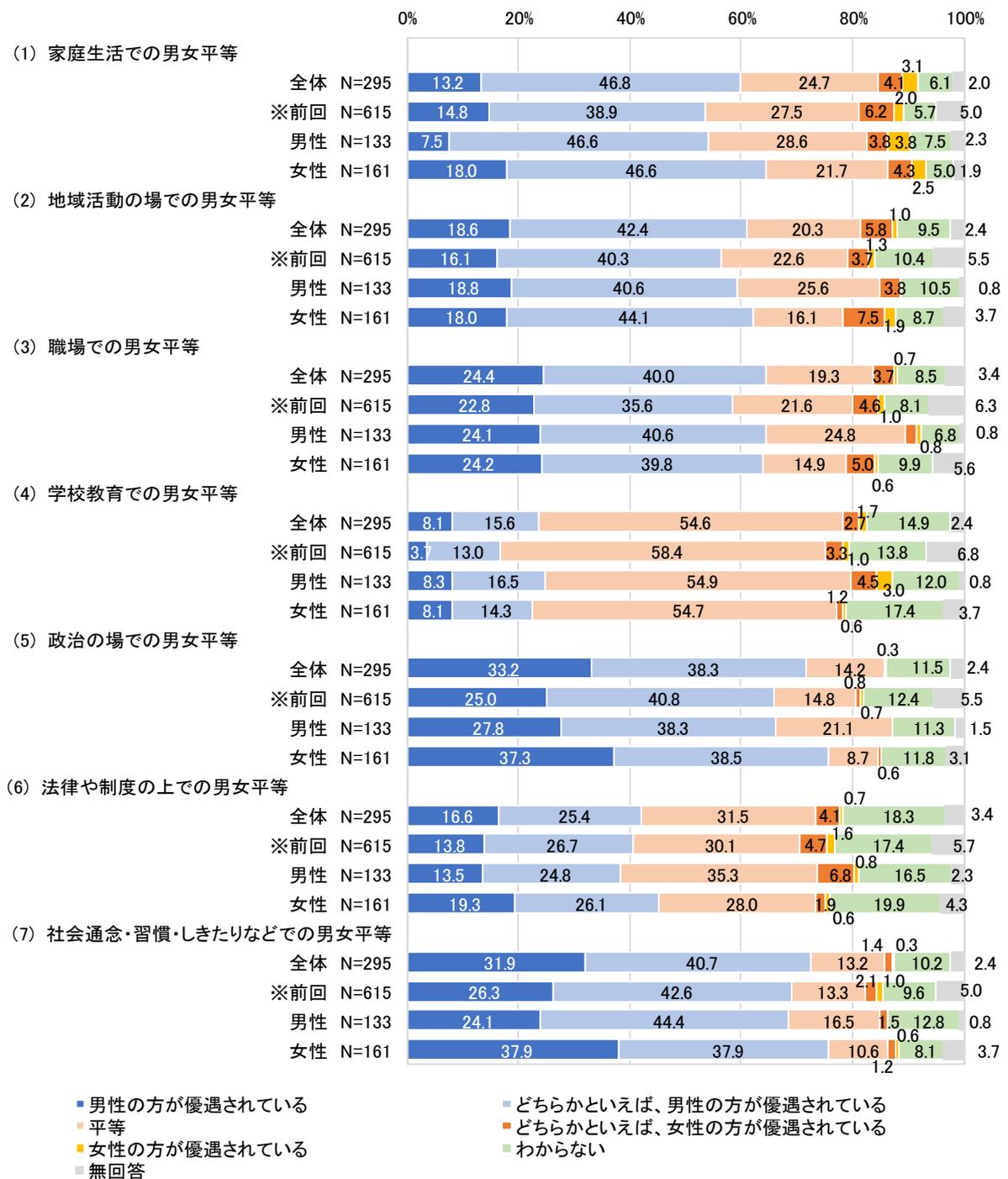
問 19 女性の意見が政治や行政に十分に反映されていないと思う理由



問 20 女性が進出した方がよいと思う役職



問 21 さまざまな分野における男女平等について

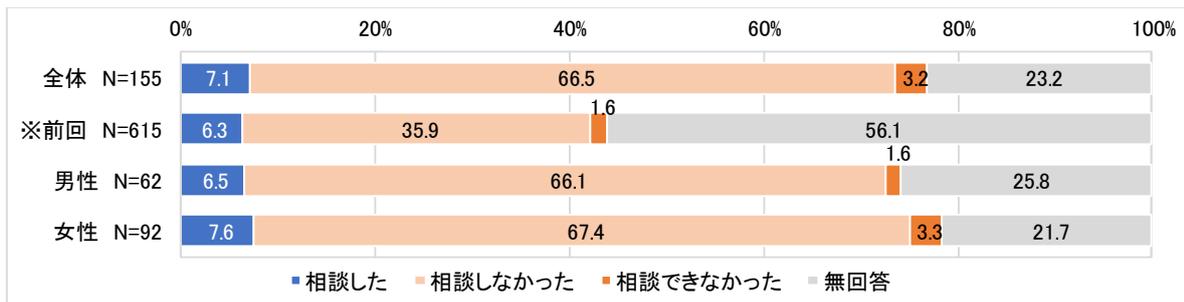


問 22 今までに配偶者（夫または妻）や恋人から暴力を受けたことがありますか

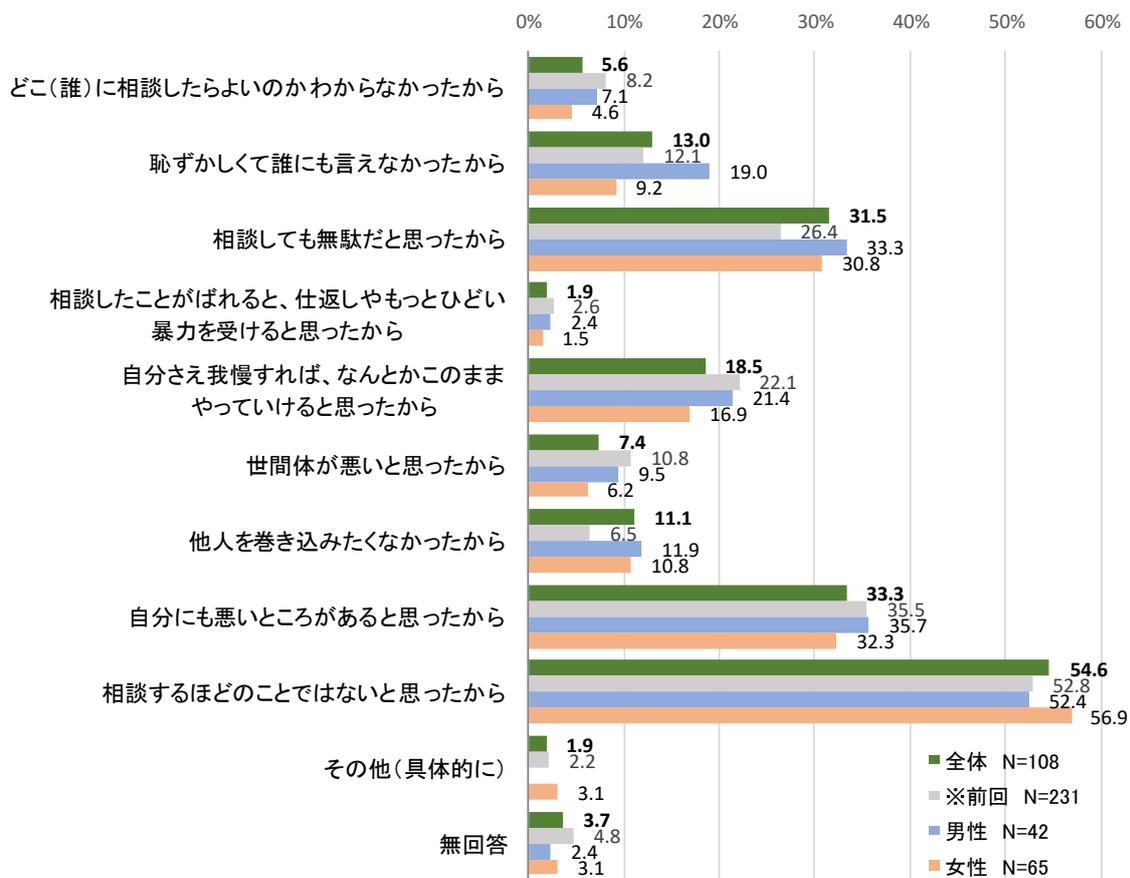


(略 1) 汚い言葉や人格を否定するような言葉でののしる
 (略 2) 携帯のメールを監視したり、メールでの嫌がらせをする

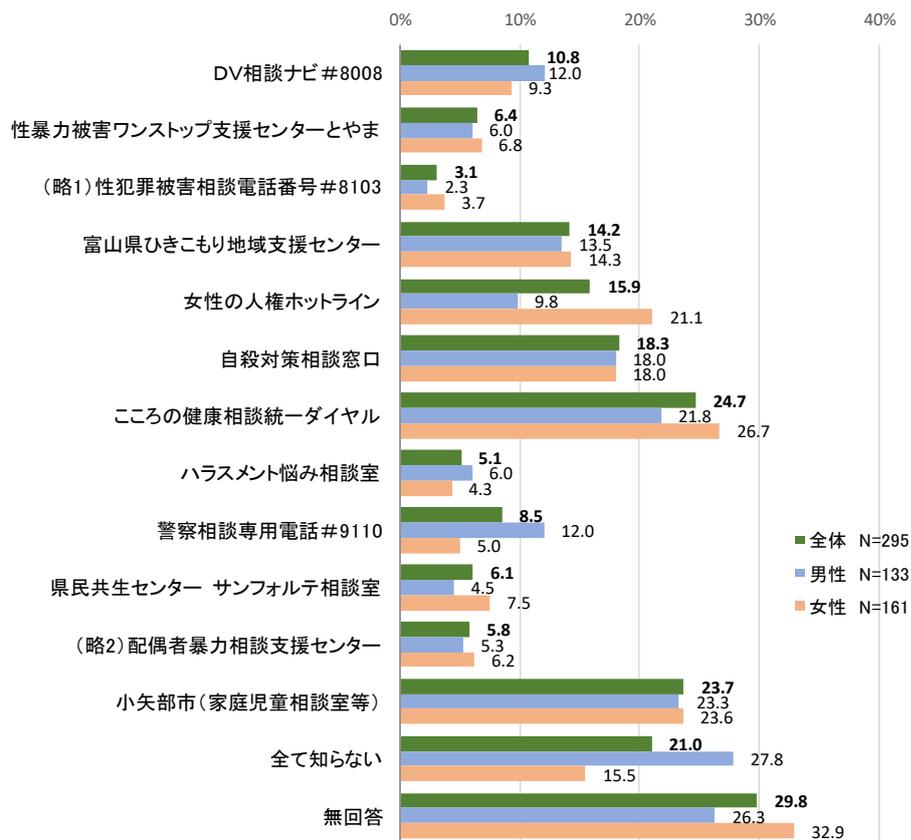
問 23 暴力行為を受けたことを誰かに相談しましたか



問 24 相談しなかった、相談できなかった理由



問 25 暴力やハラスメント等の相談窓口で、あなたが知っているもの（複数回答）

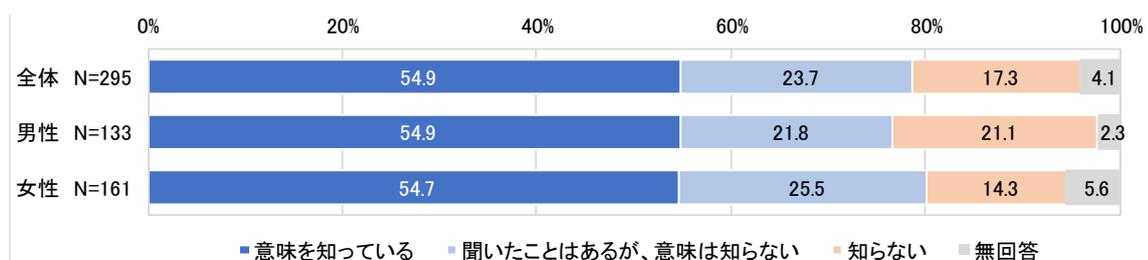


※前回調査は同設問なし。

(略1) 性犯罪被害相談電話に係る全国共通電話番号#8103

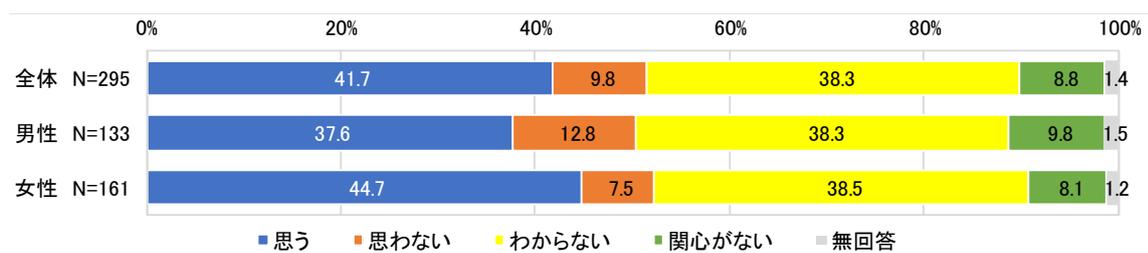
(略2) 配偶者暴力相談支援センター（富山県女性相談センター、高岡市男女平等推進センター）

問 26 性的少数者（セクシャル・マイノリティ、LGBT等）の言葉の意味を知っていますか



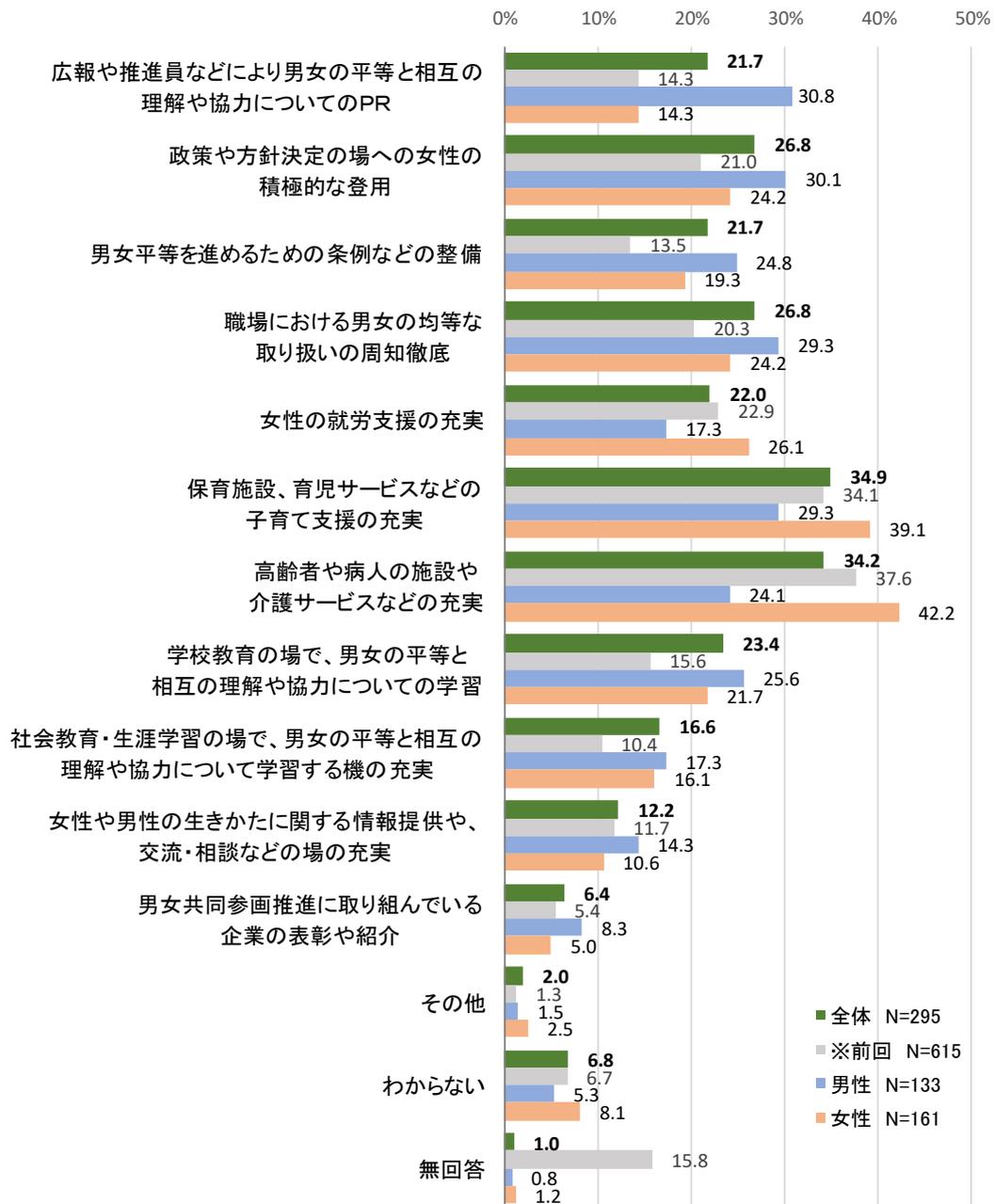
※前回調査は同設問なし

問 27 性的少数者にとって生活しづらい社会だと思いますか



※前回調査は同設問なし

問 28 「男女共同参画社会」を形成するために、今後行政はどんなことに力を入れていけばよいと思いますか



第3次小矢部市男女共同参画プラン

2023年（令和5年）3月

発行 小矢部市
編集 小矢部市企画政策部定住支援課
〒932-8611 富山県小矢部市本町1番1号
TEL (0766) 67-1760 (代) FAX (0766) 50-9177
URL <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>